

平成27年3月11日

◎坂本（孝）副委員長 おはようございます。

ただいまから危機管理文化厚生委員会を開会いたします。（9時59分開会）

御報告いたします。委員長から所用のためおくれる旨の申し出がありましたので、副委員長の私が委員長の職務を行うことといたします。

また、桑名委員から少しおくれる旨の連絡がっております。

本日の委員会は、昨日に引き続き「付託事件等の審査について」であります。

御報告いたします。

地域福祉部から報告事項に関して資料の提出がありましたので、各委員にお配りしております。

〈食品・衛生課〉

◎坂本（孝）副委員長 それでは、食品・衛生課の説明を求めます。

◎竹内食品・衛生課長 食品・衛生課でございます。よろしく願いいたします。

それでは、食品・衛生課所管事業の平成27年度当初予算案について御説明いたします。

資料②の議案説明書、当初予算の141ページをごらんください。

歳入予算の第7款分担金及び負担金について御説明いたします。

2項の負担金は、高知市と共同で管理運営を行っております小動物管理センターの管理運営に必要な経費の高知市負担分でございます。

次に、第8款使用料及び手数料の2項手数料について御説明いたします。

手数料の主なものは、食品の営業許可に係る手数料と四万十市にあります食肉衛生検査所で取り扱う豚や牛などの屠畜検査手数料でございます。

142ページをお開きください。

第9款国庫支出金の2項国庫補助金は、公益財団法人高知県生活衛生営業指導センターが実施いたします生活衛生関係営業対策事業への国庫補助金や食肉衛生検査所が行っております牛のBSE検査に要する経費、また水道施設整備事業の国庫補助事業者であります市町村への指導監督に要する国庫補助金でございます。

以上が食品・衛生課の主な歳入でございます。

続きまして、歳出予算の説明をさせていただきます。

143ページをごらんください。

一番下の囲みの9目食品・衛生費ですが、右側の説明欄をごらんください。

1の人件費は、食品・衛生課の職員13名、食肉衛生検査所8名及び福祉保健所27名、合計48名の人件費でございます。

2の食品・保健衛生費は、食品関係施設について食品衛生法に基づき、各福祉保健所が実施している営業許可や監視指導、収去した食品等の検査の実施、健康増進法に基づく給

食施設の栄養指導や栄養表示の普及などを図るための経費でございます。

次に、144ページをごらんください。

上から5つ目の事務費の主な内容ですが、これは福祉保健所や衛生研究所に依頼して実施しております残留農薬等の試験検査のための医薬材料費、福祉保健所に設置している検査機器の更新費用等となっております。

次の3の食品衛生管理指導費は、従前から取り組んでまいりました食品事業所の自主衛生管理の推進につきまして、産業振興計画の連携テーマであります食品加工の推進に位置づけられました適正な品質管理支援を踏まえ、生産部局等との連携を強化して対応しているものでございます。

この事業では、食品関連施設でのHACCP手法の導入支援に必要な指名監視員の養成を進めるほか、高知県食品衛生管理認証制度及び食品高度衛生管理手法の認定制度を推進しております。平成27年度は近年消費や加工技術が進んできましたジビエについて、昨年度新たに県民への安全・安心なジビエの提供を推進していくことを目的として、処理事業者の衛生管理に関する知識の習得を図るとともに、一定の衛生レベル以上にある施設を認証することで、あわせて地産外商につなげる取り組みを進めていくこととしています。

次の4の生活衛生対策費は、各福祉保健所において墓地などの許可や監視指導を行う経費や建築物の衛生確保等、建築物による健康被害を防止するための経費、理美容所、旅館等の生活衛生関係営業の許可や監視指導に要する経費並びに温泉の掘削などに対して許可や監視指導を行うための経費などでございます。

この生活衛生対策費の中の上から3つ目の広域火葬設備整備事業費補助金でございますが、大規模災害時に多数の死者が生じた場合、その火葬を迅速に進めることは、遺体の尊厳を守るだけでなく、公衆衛生を確保する上で重要な課題でございます。発生が危惧される南海トラフ地震に備え、効率的な広域火葬体制の整備促進を図るため、広域火葬設備整備事業費補助金を創設し、火葬場の非常用電源や予備燃料タンクなどの設備整備費を補助するとともに、市町村支援といたしまして、市町村における広域火葬訓練や研修会の開催、地域モデル事業の実施などに取り組んでいくこととしています。

次の5の生活衛生指導育成費でございますが、次の145ページをごらんください。

このページの上から2つ目の生活衛生関係営業対策事業費補助金は、理容所、美容所、旅館などの生活衛生営業の経営安定化を推進するために、公益財団法人高知県生活衛生営業指導センターが行う経営相談や経営指導並びに消費者サービスの向上や需要の開拓等に資する新興事業への支援に要する経費への補助でございます。

6の動物愛護推進事業費は、一番上の動物管理センター管理運営委託料は、中央及び中村の小動物管理センターで行う犬の保護、犬猫の引き取り、収容後の譲渡、処分等のアウトソーシングに要する委託料でございます。昨年度猫舎の改修を行い、一定期間使用でき

るようになりましたので、引き取った猫のうち、譲渡に適する猫を譲渡する取り組みを進めていくこととしています。

その2つ下にございます雌猫不妊手術推進事業委託料ですが、猫の殺処分数を減らし、望まれない子猫の出産を抑制するため、飼い主や地域住民からの申請により、飼い猫や飼い主のいない雌猫の不妊手術費用の一部を県が負担して、適切な繁殖制限を推進する事業を、公益社団法人高知県獣医師会へ委託して実施する経費でございます。

また、この2つ下にございます動物愛護管理事務処理交付金は、犬猫の引き取り申請に当たって、犬猫引き取り手数料の徴収関係事務などをしていただく協力市町村に対しまして、定額及び実績に応じて交付しているものでございます。

7の食肉衛生検査事業費は、四万十市の屠畜場において、屠殺された豚や牛などについて、県の食肉衛生検査所で屠畜場法に基づきBSEや人畜共通感染症、抗生物質の検査などの屠畜検査を実施するほか、食肉処理場や食鳥処理場の衛生指導に要する経費でございます。

146ページをお開きください。

一番上にあります事務費でございますが、主なものは検査に必要な医薬材料費や備品購入費等でございますが、県職員の獣医師不足を改善し、採用試験への応募者数の増加を図るため、平成25年度から獣医学部生を対象に、行政獣医師職場を理解してもらうためのインターンシップ事業を実施しております。平成27年度は事業費を拡充しまして、参加学生の旅費や大学就職ガイダンス等への職員出張旅費など必要な経費を計上しています。

8の水道対策事業費は、水道普及率等の向上を図るため、市町村の行う簡易水道等の施設整備に対する県費の補助及び安全な飲料水を供給するための水道関係施設の監視や指導に要する経費でございます。

以上、これらの事業を行うために、課合計で5億2,886万8,000円で、人件費を除きますと、平成26年度と比較いたしまして401万7,000円の増となっております。

以上で食品・衛生課の当初予算の説明を終わります。

続きまして、高知県手数料徴収条例及び高知県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例議案の説明をさせていただきます。

それでは、健康政策部の青いインデックスのついております議案参考資料の食品・衛生課の赤いインデックスのあるページをごらんください。

まず、1の改正の概要でございますが、平成26年6月に地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、第4次一括法というものでございますが、それが施行されまして、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律並びに食品衛生法が一部改正されまして、食品衛生管理者及び食鳥処理衛生管理者に係る養成施設及び講習会の登録等の権限が国から知事に移譲されることとなりました。その

ため、高知県手数料徴収条例及び高知県食品衛生法施行条例を改正するものでございます。

一番下の枠囲いをごらんください。左側の高知県手数料徴収条例の一部改正では、食鳥処理衛生管理者養成施設の登録申請手数料といたしまして15万円を、また食鳥処理衛生管理者講習会の登録申請手数料として9万円を新たに規定するものでございます。

次に、右側の高知県食品衛生法施行条例の一部改正では、食品衛生管理者養成施設登録の申請手数料として15万円を、また食品衛生管理者講習会の登録申請手数料として9万円を新たに規定するものでございます。

そのほか、これらの申請手数料につきまして、不還付、減免、不徴収、納付の時期について整備するとともに、あわせて字句の修正を行うものでございます。

なお、これらにつきましては、平成27年4月1日からの施行を予定しています。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

◎坂本（孝）副委員長 質疑を行います。

◎田村委員 食品衛生管理指導費と関連して、ジビエの問題をちょっとお聞きしたいんですけども、近年ジビエに対する取り組みが全国的に広がっているところです。このジビエを解体、野生動物を解体するに当たって資格が要りますよね。この取り組みをこの中でされていると思うんですけども、そのことをお聞きしたいということと、これに対して県民はどのように認識されているのかを聞かせていただきたい。

◎竹内食品・衛生課長 ジビエにつきましては、うちのほうでも食の安全・安心を目的といたしまして、今鳥獣対策課のほうとマニュアルみたいなのをつくっています、衛生マニュアルのような、こんなふうな取り扱いをしてくださいという形になってはいますが、まだいろいろ中身を見直している最中で、もうちょっとしたらできると思うんですが、その中で衛生管理、例えば施設の衛生でありますとか、それから動物の病気ですか、そういうものに対して講習を保健所なりで行っていくということで進めておるところでございます。

資格につきましては、食品衛生責任者というものがありますので、それは各保健所で年に1回、2回ぐらいやっております、全県ではかなりやっていると思います。どこで受けられても構いませんし、高知市で受けられても、それは全国的な資格になります。それは1日拘束はされますけれど、受けていただくと取れることになっております。ただ、ハムみたいな薫製であるとか、そういうものについては管理者が要りますので、それは資格要件がなかなか厳しゅうございます。それにつきましては、全国的な講習会であるとか、何か月かかかるような状況になっています。あと医師とか薬剤師、獣医師、そういうような資格を持っていれば、そのままなれるという規定もございます。西土佐なんかでは、そういうのをつくっているところがありまして、それにつきましては外科医の先生がなられ

ていると聞いております。そのような対応をしているところもあります。

県民の認識ということで、まだまだ県民の方の認識は低いのではないかと思います。ジビエ自体が新たにつくられてきたというか、鹿とかイノシシとか鳥とかいうものを自分たちで食べてきた経緯はあると思うんですが、売る、それを商品として買うということになると、まだまだ認識は低いのではないかと思います。ただ、それについて認識というよりも、私たちが手前で安全な食肉、それからそういう製品をつくる方にきちんと指導するなり、講習会をすることで認識はまた深まっていくと思いますし、安全なものを提供できると思っています。

以上でございます。

◎**田村委員** この資格を取ればどこでも販売はできると、解体してね、そういう認識でよろしいんですかね。それだけのものがここにあると。

◎**竹内食品・衛生課長** 販売につきましては、食肉販売業というものが要ります。それと食肉処理業、解体をして、いろんな部位を売るような、それにつきましては食肉処理業になります。食肉処理業と、それからそういうお肉をお店で売るということになると、食肉販売業許可が要るようになります。それをあわせてやる場合、例えば食肉処理をする許可をとって自分ところの面前で売るときは、食肉販売業はその処理業の中に含まれるという認識で1つでいくんですが、パックに入って売られているスーパーとか、そういうもの、スーパーで売るときには食肉販売業、それからお店で売るときも食肉販売業の許可が要ります。

◎**田村委員** わかりました。もう一つ、条例ですけれどね、この手数料条例で新たに15万円と9万円ということで、ことしの4月1日から徴収することになっていきますけれど、この影響はどういうところにどんなに出るんですか。

◎**竹内食品・衛生課長** この養成施設自体がほぼ県内ではないといえますか、新たにできるということはほぼないと思います。現在、高知県で持っているのが高知大学だけだったと思います、食品のほうの。また新たにできるということは、かなり考えにくい状況ではあります。ただ、国からもおとりてきておりますので、国と同額ということになっていきます。国が今までやってきたそういう養成施設の登録につきましても、15万円で、額自体は同じ設定になっております。

◎**田村委員** わかりました。

◎**坂本（孝）副委員長** 犬猫の処分ですけれど、県民の人から殺処分を中止してほしいという要望が来ていまして、中止はこれはなかなか厳しい問題もあるわけですが、その殺処分の方法ですよね、今ガスかなんかですよね。その余りにも残虐過ぎはしないかという意見もいただいています。こちら辺の何か改善ができないものかということが1つと、それから避妊手術の話がありましたけれど、これは本当に大事なことだと思います

ね。その避妊手術の現在の年間の件数がどれぐらいのものか、それから県としてどれぐらいの目標を置いているのが2つ目、そして3つ目が、その犬猫を簡単に捨てているということになると、所有者がわかれば、殺処分の費用をもっと上げてしっかりと請求していくことも大事でなかろうかと思いますが、そこら辺の見解をお聞かせください。

◎竹内食品・衛生課長 ガスの関係で、確かにそういう御意見もございます。全国でも麻酔薬等に移行しているところもあります。ただ、全国的にはほとんどのところがまだガスでやられていると思います。今の高知県の状況におきまして、年間でございますけれど、現在犬が226頭で、猫が2,000頭弱、それを1頭ずつ全部注射でというのはなかなか、それと獣医師が必要となりますので、一般の方はできませんので、その人材であるとか、そういうことをいろいろ鑑みまして、今の処分状況ではなかなかそれに踏み込むのが難しい状況であります。当然そうあるべきでありますし、そういう方向で行くべきだとは思っていますけれど、高知県も先ほど委員もおっしゃいました猫の不妊手術でありますとか、そういうものを前面に押し出しながら、できるだけその処分頭数を減らしていくことを目標にやっておりますので、全国的にもやはりある程度の数が少なくなるとなかなかそれに移行ができないということもございまして、現在は移行できない状況でございます。

不妊手術につきまして、目標は大体5年ぐらいはやらせていただきたいと、年度といたしましては。猫の手術につきましては、今、飼い主のある猫が300頭を、飼い主のいない猫につきましても300頭を予定しております。今年度も300頭なんですけど、なかなか飼い主のいない猫って捕まらないということで、申請があるんですけど、ちょうどこのときに捕まえられないということで、ちょっと切れています。なかなか300頭にいけないところがありますけれど、それと今年度、7月ぐらいから始めましたので、3カ月ぐらいブランクがありますんで、そういう結果が出ております。27年度は4月から募集ということにさせていただいておりますので、もう少しきちんといけるんじゃないかと思っています。

捨てるときに処分料を引き上げてということですが、処分料を引き上げているところも結構、この間京都がかなり引き上げたと思います。うちのほうはまだ手数料を取り始めて2年ぐらいしかたっておりませんので、急に殺処分料を引き上げることは難しいかもしれませんが、現在でも2,000円は結構きついんじゃないかと思っています。私の個人的な意見なので、どうなのかなと思いますけれど、手数料を取り始めてから処分、飼い主のある犬とか猫とかはかなり減ってはいます。だから、そういう意味では少し効果があるのではないかなと思っています。また、今後そういうことも考えていかなければならない時期があろうかと思っています。

◎坂本（孝）副委員長 ほかにございませんか。

（な し）

◎坂本（孝）副委員長 質疑を終わります。

以上で健康政策部の議案を終わります。

《報告事項》

◎川井委員長 続いて、健康政策部より3件の報告を行いたい旨の申し出があつております。

なお、第2期日本一の健康長寿県構想バージョン4については、予算の説明の中で報告を受けましたので、ここでは残りの2件の報告を受けることといたします。

では、高知県災害時医療救護計画の改訂について、医療政策課の説明を求めます。

◎豊永医療政策課企画監 医療政策課でございます。

私からは今年度改訂を行ってまいりました高知県災害時医療救護計画の案につきまして御説明をさせていただきます。

委員会資料（報告事項）、青のインデックス、健康政策部の中のインデックスの医療政策課の1ページをごらんいただきたいと思います。

お手元には計画、本体の案もお配りしておりますけれども、分厚い資料になりますので、この概要の資料について御説明をさせていただきますと思います。

まず、ここに記載はしていませんけれども、この計画は災害時における県内の医療救護体制とその活動内容についてお示ししたものでございまして、平成24年3月に東日本大震災の教訓等を踏まえまして、見直しを行ったものでございますけれども、その後新たに発生しました南海トラフ地震の被害想定を受けまして、さらに見直しを加えたというものでございます。

見直しに当たりましては、災害医療対策本部会議に部会を設置いたしまして検討を行ってまいりました。また、12月議会のときに御報告させていただきましたが、南海トラフ地震における応急期対策のあり方に関する懇談会の提言もこちらのほうによく反映をさせたものとなっております。

それでは、主な改訂のポイントについて御説明をいたします。

まず、地域の医療資源を総動員した前方展開型の医療救護活動の実施というものでございます。

今回の見直しにおきましては、南海トラフ地震の発災直後の道路等が寸断された状況下において、最大で3万6,000人にも及びます負傷者にどのように対応していくかというように主眼に検討を行いました。この点につきましては、懇談会の提言にもありましたように、重症度により後方の災害拠点病院などへ搬送を行うということとする現在の医療救護体制の流れを基本としつつも、前方となるより負傷者に近い場所での医療救護活動を強化して対応を図っていくということにいたしました。

このため、前方の医療救護施設になります地域の医療救護所や救護病院などの数をふやしていったり、それぞれを連携させるといったことで対応させていく。また、必要となる

資機材の整備なども行って機能を充実・強化していくということにしています。

また、現在医療救護所や救護病院で対応が想定されています医療従事者だけでは絶対的に不足するということが明らかでございますので、地域の全ての医療従事者の方に医療救護活動に参画していただく体制とするとともに、可能な限り質の高い医療を提供していくということにいたしました。具体的には、地域の診療所の医師の方にも、日ごろの診療科などの専門性を問わずに、災害時の応急処置や状態を安定化させるための処置などの研修を重ねることなどによって、できる限り実施していただくということになります。

また、負傷を免れた地域住民の方にも軽傷者への応急手当てや医療救護施設の運営のお手伝いをしていただくというようなことも求めていくということになっております。

そのほか、こうしたことを実現可能としていくため、それぞれの地域において関係機関と協働で地域の被害想定や資源の状況を確認しながら、タイムラインというようなことによりまず行動計画を策定することにしまして、いざというときにそれぞれがどのような行動をするかといったことを事前に検討して定めておくということにもしております。

次に、亜急性期以降までを見通した医療救護活動の実施、災害医療から地域医療への円滑な移行でございます。

この計画の実施期間は、災害地域における医療の提供が通常医療提供体制に引き継がれるまでの期間ということになっておりますが、現在の計画では急性期の対応がほとんどの内容となっております。このため、今回地域医療を担う県医師会及び郡市医師会の連携をより密なものにすることによりまして、亜急性期以降を見据えた医療救護活動、さらに災害医療から地域医療への円滑な移行に向けての対応を充実させていくということにしております。

具体的には、県本部及び支部に医師会の連絡調整員を配置していただくことや、現在災害救急に精通した方をお願いしております本部の災害医療コーディネーターに新たに地域の医療事情にも精通した方を県医師会の人選によって加えていくということにいたしました。

3つ目が、災害医療に係る各分野のコーディネート機能の充実でございます。

これまでの計画では、県の災害医療対策本部及び支部の中に医師による災害医療コーディネーターを配置して、薬剤師等による災害薬事コーディネーターとともに、県外からの医療救護チームの受け入れや地域への派遣、医薬品等の手配を担っていただくということになっておりました。今回、県内で約2,300人を超える透析患者の方々への医療を継続していくために、県内外の透析医療機関への受け入れ調整を行うといったことも必要となつてまいりますことから、新たに災害透析コーディネーターを設置するというにいたしました。

また、日本看護協会が育成して取り組んでおります災害支援ナースの受け入れ調整や、

県内で行っております地域災害支援ナースの育成を行っておりますけれども、その派遣調整を行う必要性から、災害看護コーディネーターを配置することにいたしまして、スムーズな医療の提供につなげていけるようにいたしました。

次に、医療支援機能を担う総合防災拠点の位置づけでございます。

現在、危機管理部により8つの総合防災拠点の整備を進めておりますが、そのうち高知大学医学部、宿毛市総合運動公園、安芸市総合運動場につきましては、これまでも県外への重症者の搬送をするための航空搬送拠点として、臨時の医療施設、SCUと言いますけれどもを整備してまいりました。今後、それ以外の拠点の多くにもテントなどの資機材を整備いたしまして、他県から参集してくる医療救護チームのベースキャンプ的な機能などの医療支援機能を担う拠点として活用していくことにいたしましたため、計画に位置づけるということにいたしました。

次に、重点継続要医療者や医療関連感染への対応を充実というところでございます。

在宅人工呼吸器使用患者や在宅酸素療法の患者さんの方々などへの医療継続のための対応方法について、現在策定中のマニュアルの内容を踏まえて充実をさせますとともに、医療機関などにおける医療関連感染についての備えと発災時の対策について、新たに記載を加えております。

そのほか、6にありますように、昨年8月に国が改修しました広域災害救急医療情報システム、EMISというふうに呼んでおりますけれども、それと県のこうち医療ネットの改修、これも今年度行っておりまして、来年度から稼働いたしますけれども、その改修に伴います操作マニュアルや様式等の変更など、必要な改訂を行っております。

今後も災害医療に係るさらなる検討を深めながら、不断の見直しを行ってまいりたいというふうに考えております。

次のページをお開きください。

こちらが高知県の災害時における医療救護体制でございます。左側が行政の組織体制というものになります。県の災害対策本部の中に県医療対策本部を設置いたしますとともに、各福祉保健所等に医療対策支部を置きます。それから、市町村の災害対策本部と連携をしながら対応を図っていくということになっております。

また、右側は医療機関の体制図で、下のほうから市町村が指定する医療救護所や救護病院などで対応を図り、重症度に応じまして各支部管内を担当する災害拠点病院や全県的な対応となります広域的な災害拠点病院への後方搬送を行っていくということになります。さらに、県内での対応が困難な場合には、県外の病院への航空搬送拠点からヘリ等での搬送を行っていくということになっております。

今回の改訂では、先ほど御説明いたしましたように、下の医療救護施設の部分での活動を強化していくということを加えたものになっております。来年度からはその実現のため

に必要となる新たな対策を進めてまいりますとともに、県外からの医療支援強化の国への働きかけなど、災害医療全体の強化に向けて引き続き取り組みを進めてまいりたいと考えております。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

◎川井委員長 質疑を行います。

◎西内（健）委員 災害拠点病院なんですけれども、須崎市のくろしお病院は長期浸水地域と想定されたんですけれども、その辺は今後どのように危機管理部なんかと調整をされていく予定なんでしょうか。

◎豊永医療政策課企画監 県内に12の災害拠点病院がございます。そのうち本当に浸水で影響を受けると言われているところが3つほどあります。そのうちの一つがさっきのくろしお病院でございます。一番被害を受ける想定になっております。そういったこともございまして、できれば浸水をしないようなところに移転をしていただくことが一番かなと考えておりますけれども、現在の国の支援では、病院単独での移転ということに対する支援策はございません。集団移転の場合は、病院も支援の対象になってまいります。そういったこともございますので、国のほうに対しましては、単独でも移転が可能となるような支援策を検討できないか、昨年も9県知事会議の中でも要望してまいりました。そういったことは引き続き進めてまいりたいと思います。

それから、災害拠点病院が機能できないということも考えられますので、今須崎市のほうで、須崎市の地域の中でタイムラインを活用してモデル的に検討会を行っております。例えば土佐市民病院との連携とか、それから窪川のほうとの連携とかいったことを今模索しているところでございます。

◎西内（健）委員 考え方として現在の位置での例えば事業継続計画なんていうのは、基本的に勘案しないという方向になるんですか。

◎豊永医療政策課企画監 須崎くろしお病院につきましては、BCP計画を最近つくっていただきまして、この間、それを全体の病院に集まっていただいて、モデル的に御報告していただきました。大変ありがたく思っております。

災害の規模等にもよりますので、全てが全てつくったから無駄だというようなことにはならないと思います。当然被害の少ない場合にはこういった対応がとれるというような状況にもなりますし、もし被害が大きくてどうも使いようがないといった場合には、まずは身の安全を図るといったような中身のBCPの計画になっていくんじゃないかなと思っておりますので、そういった地域にある医療機関につきましても、BCP作成は必要であるということで、今県のほうでもそういうことを進めておるところでございます。

◎西内（健）委員 わかりました。

◎中根委員 医療救護体制なんですけれども、その中で市町村が指定をする医療救護施

設、その中の病院というのはどのくらい、例えば民間で開業している病院などどのくらいのパーセンテージがこの中に入っているのか、そして救護所はどういうところになるのか、そのあたり教えてください。

◎豊永医療政策課企画監 現在、救護病院に指定しているのは、ちょっと4月からの部分も入っているんですけども、今64という数字になっています。市町村の計画等で動いているところがありますので、変わる可能性があります。その中には、本当に一般の病院と呼ばれるところがほとんどなんですけれども、病院がない地域もございますので、そういったところは診療所なども救護病院という形で指定をしております。規模につきましては、その地域で一定救急医療を担える病院ということで、災害拠点病院になっていただいているところは外した中での救護病院ということになるろうかと思えます。

それから、医療救護所につきましては、基本的に医師がいらっしゃいます診療所とかを中心にしていただくようにはなっておりますけれども、そういったところが全てであるというわけではございませんので、例えば公民館、体育館とか、その市町村の施設を活用して、そこに地域の診療所の医師の方が災害のときには来ていただくと、そういう形で救護所を指定しているということになっております。

◎中根委員 救護所に、この部分が災害のときに一番被災された住民の皆さんと、密着するような部分ですよ。そうすると、病院といっても、本当にいろいろあって、例えば内科を含めたところもあれば、眼科とか、特別な専門病院がありますよね。そういうところの位置づけはどんなになるのでしょうか。

◎豊永医療政策課企画監 現在、指定されています医療救護所の病院ですね、診療所については、ほとんどが内科というか、地域の診療所ですので、内科とか外科とか、そういったことがメインになっていまして、その眼科が医療救護所になっているというところはないと思います。ただ、今回の改訂の大きな柱といいますか、地域地域、道路が寸断されてしまいますと、その地域での一定の治療行為が必要になってまいりますので、そういった場合には地域の指定された医療救護所とか医療救護病院だけではなかなか対応できないことになってまいりますので、例えばほかの眼科とか耳鼻科とか、そういった先生方にも、例えば救護所に集まっていただいて治療していただく。そのときには専門外ということで、今の状況ではなかなか対応できないことになっておりますので、今後そういった先生方にも災害時における治療、医療、そういったことを学んでいただけるような研修を、今後地域地域でやっていくようなことを来年度予算で組んで考えております。可能な限り、今できる範囲で災害医療に携わっていただいて、少しでも負傷者の命をつないでいけるような体制をつくっていきたいと考えております。

◎中根委員 本当にそういう意味では、余り枠をはめないで全ての医療関係者のところにそういう情報を提供して、そしてなるだけ忙しい中でも研修に参加していただくという

方向でやってらっしゃると思うんですけども、心ある医療者、従事者もたくさんいて、早くそういう声がかからないのかなというのを、たびたび聞くもんですから、ぜひ大変ですが、よろしくお願いします。

◎田村委員 医療救護体制がこれからいろいろな形で整備されていくと思うのですが、負傷者というか、県民の皆さんができるだけ、例えば自分の関係しているところでは障害者の場合は、障害者の情報とか、どういう病院かということ、いわゆる個人の情報ですよ、可能な限り、それを持ってもらうということを一番にやっていかないと、救護所へ来てどういう状況なのかわからないと、本当にゼロから100まで情報があれば、救護所のパソコンとか、それに入れれば情報がわかると、そういうような双方の取り組みをすれば、この医療救護体制というのは、非常に軽減されると思うんですが、自主防災とか、あるいは施設にしても、そういうことをもうちょっと指導していただければ、救護体制が非常に有効に生かせると思うんですよ。だから、そういう双方の努力でぜひお願いしたいと思います。

◎豊永医療政策課企画監 今の想定では非常にすごい数の負傷者が発生するということになりますので、まずは県民の皆様には自分の身を守ることに第一になっていただきたいということ、それは例えば家の耐震化とか、家具を固定するとか、そういったことで、まず負傷者を減らしていくことが災害時の医療に一番貢献できることになろうかと思っておりますので、そういったこともアピールしていきたいと思っていますし、それからおっしゃったような日ごろ疾患のある方というのは、例えば要援護者の方でしたら、市町村がそのリストをつくっておりますので、そういったもので対応していくことになろうかと思っております。それから、日ごろの医療、医薬品とか、そういったものを服薬されている方については、先ほど医事薬務課のほうでも話がありましたように、例えば薬手帳を普及させていくことで、どういった薬を飲んでるかがわかれば、大体治療方法がわかってきますので、そういったことを今後普及させることによって対応していければと考えております。

◎田村委員 ぜひそれはこれからいろんな形で啓蒙、啓発していかないかと思うんですけども、個人情報のあるけれども、個人情報よりやっぱり命が大事ということと、それから救護所へ行っても、自分のことを訴えることができない方、あるいはパニックになってできない人、いろいろな方がおいでるんで、そこはぜひともこの救護体制を整備集中すると同時に、そういうことも県民の皆さんに当たり前のことと言われただけで、なかなかそれが実際いかなので、ぜひとも有効に生かす意味では、そういう自助の分ですね、ぜひとも県のほうが訴えてもらうとか、そのこともひとつ重ねてお願いしたい。

◎豊永医療政策課企画監 そういった点につきましては、うちの部だけではなくて、危機管理部、それから地域福祉部とも連携を図りながら進めてまいりたいと考えております。

す。

◎川井委員長 以上で質疑を終わります。

次に、国民健康保険の見直しについて、国保指導課の説明を求めます。

◎伊藤国保指導課長 国保指導課でございます。

国と全国知事会など地方の代表とで協議検討がされてきました国民健康保険の見直しについての取りまとめ結果を報告させていただきます。

先ほどの報告資料、国保指導課のインデックスがついたページのほうをお願いいたします。

まず、今回の見直しの要因であります市町村国保の構造的な課題と見直しに向けた対応の方向性でございますが、国保は会社等を定年退職した方も加入することから、被用者保険と比べまして加入者の年齢構成が高く、医療費水準が高い一方で、近年は無職の方や非正規労働者といった方が多くなっていることから、所得水準が低いために保険料負担が重く、また保険財政が不安定になりがちな小規模な保険者が多いといった構造的な問題を抱えております。このため、これまでもさまざまな制度の見直しが行われてきましたが、平成25年8月に取りまとめられました社会保障制度改革国民会議の報告書や同年12月に成立しました報告書をもとにした、社会保障制度改革プログラム法におきまして、国保は国民皆保険制度の重要な支え手であることから、持続可能な医療保険制度を構築するために、国保に対する財政支援の拡充により、国保の財政上の構造問題を解決することとした上で、国保の運営について財政運営を初めとして都道府県が担うことを基本とし、保険料の賦課徴収など市町村の役割が積極的に果たされる都道府県と市町村の適切な役割分担、また低所得者の保険料の軽減の拡充などについて検討を行い、その結果で必要な措置を講ずるものとされました。

次のページをお願いいたします。

見直しに関する協議の経過ですが、このプログラム法などを受けまして、厚生労働省と全国知事会を初めとしました地方の代表とで構成します国保基盤強化協議会におきまして、国保の財政上の構造問題の分析とその解決に向けた方策、国保運営の都道府県と市町村の役割分担のあり方を主な協議事項としまして、昨年1月から協議が行われた結果、先月の12日に議論の取りまとめが行われ、その取りまとめ結果に基づき、国民健康保険法の改正案が現在開かれております国会に提出をされたところでございます。

次のページをお願いいたします。3ページ目を。

協議会での議論の取りまとめ結果でございますが、まず財政上の構造問題に関してですが、現在と比べまして公費を約3,400億円拡充し、財政基盤の強化を図ることとされました。この拡充の内容ですが、まず1つ目は、平成23年度に決定されました社会保障と税の一体改革大綱におきまして実施が決まっていたものの、実施時期が未定で全国知事会など

が早期実施を求めてきました低所得者が多いことにより、保険料が相対的に高くなっている中間所得者の保険料負担の軽減を図ることを目的とした保険基盤安定負担金のうち、保険者支援制度の拡充の来年度からの実施、これに要する費用が約1,400億円となっております。

次に、一層の財政基盤強化のために、これも全国知事会などが強く求めてきました、さらなる公費の拡充策といたしまして、被用者保険の後期高齢者医療に対する支援金の総報酬割への移行に伴いまして不用となります国費約2,400億円を財源としまして、平成29年度以降、毎年度約1,700億円が投入されることとなりました。この拡充の対象となる事業ですが、まず国の現在あります調整交付金の総額を700億円から800億円増額することにより、財政の調整機能を拡充した上で、保険者の責めに帰さない要因の支援として、具体的な支援対象としましては、これから検討されることとなりますが、例えば精神疾患が多いことによる医療費が多額になっていることや、子供や非自発的失業者が多いことから保険料収入が少なくなっていることに対する財政支援、2つ目としまして、これも具体的な内容はこれからとなりますが、自治体の努力、例えばジェネリック医薬品の使用割合や保険料収納率の向上などでございますが、こういった努力に対する支援のために700億円から800億円規模の保険者努力支援制度の創設。また、3つ目といたしまして、保険給付費の想定外の増加や保険料の収納不足による財政赤字が発生した場合に備え、貸し付けや交付などを行うための、これは全国合計でありますけれど、2,000億円規模の財政安定化基金の各都道府県での創設などが行われることとなりました。ただ、これらにつきましては、先ほど言いましたように、細部については今後検討がされることとなっております。

こうした約3,400億円の公費による財政支援の拡充によりまして、平成25年度の国保の決算におきまして、全国の市町村、合計で約3,500億円の赤字補填のための法定外繰り入れが行われておりますが、ほぼこの赤字分が充足されるということになります。

次のページをお願いいたします。

次に、国保の運営のあり方でございますが、平成30年度から都道府県が市町村とともに国保の運営を担うこととなりました。

まず、都道府県ですが、財政運営の責任主体となりまして、特別会計を設置した上で、医療費の見通し、県内市町村の標準保険料率、医療費適正化事務処理方法などを定めました統一的な国保の運営方針の策定を行います。

ぽつの3つ目としまして、県内の医療給付費を賄うために市町村に負担をしていただきます分賦金の額の決定、市町村が保険料率、保険料率は市町村がそれぞれ決めることとなりますが、市町村が保険料率を定めるに当たって参考とするための市町村ごとの標準保険料の料率の算定、市町村からの分賦金や公費等によりまして、市町村が保険給付に要した費用の市町村への支払いなどを行うということになります。

また、市町村は住民と身近な関係にありまして、被保険者の実情に応じたきめ細やかな事業を行うことができることから、県から割り当てられました分賦金の納付に充てるための保険料の賦課徴収、そして県への分賦金の納付、被保険者証の発行を初めとしました被保険者資格の管理、医療機関などへの保険給付費の支払い、被保険者への保険事業の実施などを担うことということになりました。

次のページをお願いいたします。

こうした公費の財政支援拡充や都道府県が財政運営を担うといった改革により期待されます効果といたしましては、まず国保の財政基盤の強化が図られるとともに、都道府県が財政運営に責任を有することによりまして、高額な医療費が発生した場合に、財政が悪化したり急激に保険料が上昇したりするリスクが高い小規模な保険者が多い国保の財政運営の安定化が図られることや、また現在は市町村を越えて転居した場合は引き継ぎがされませんでした高額医療費の多数回該当、これが都道府県内の転居であれば引き継がれるということとなりました。

さらに、②のほうですが、都道府県が財政安定化基金も活用しながら、給付費の全額を市町村に交付することによって、市町村における財源不足等による一般会計からの繰り入れの必要性が解消されると。また、3としまして、厚生労働省が主導して、これから構築します標準システムの活用や都道府県が統一的な国保の運用方針を定めることによりまして、現在は市町村それぞれで行われております事務処理の効率化等が図られるといったことが効果として期待をされております。

次に、4番の今後さらに検討を進める事項ですが、まず国保運営の最終責任は、基本的には国が負っているということを確認した上で、国保の安定化を図るために絶えず検証を行うことが重要であると、その際には今回の取りまとめには含まれなかった地方からの提案につきましても、引き続いて議論をしていくこと、また今回の見直し後においても、国保制度の安定的な運営が持続されるよう、地方団体の意見を十分聞きながら必要な検討を行い、その検討結果によって所要の措置を講ずるということとされたものでございます。

取りまとめの主な内容は以上のおりでございますが、この取りまとめ結果に基づいた国民健康保険法の改正案がこれから国会で審議されます。法案が成立した後は、引き続き国保の資格管理や保険給付を担う市町村と緊密に連携をとりまして、平成30年度、あと3年後になりますが、財政運営の都道府県への移行が円滑に実施できるよう取り組んでいくこととしております。

また、今回の取りまとめにより、改正の骨格部分につきましては、決まったものの細部につきましては、これから検討がされていくということになりますので、必要に応じ全国知事会を通じまして意見を言っていきたいというふうに考えております。

説明は以上でございます。

◎川井委員長 質疑を行います。

◎西内（健）委員 標準保険料率ですけど、例えば市町村の中で固定資産税で1.4%に何%かの上限が決まるっていう形ですけど、保険料率もそういうようになるのか、単なる参考でしょうか。

◎伊藤国保指導課長 県が定めます標準保険料率につきましては、参考でございます。最終的な保険料率につきましては、各市町村でそれぞれ、今4つの算定方式がありますが、所得割、資産割、均等割、平等割をいかに使うか、それぞれの4つにどういった配分をしていくかなどによって、各市町村が算定をすると、保険料率を決めることとなります。

1点修正をさせていただきたいんですけど、先ほど保険者支援制度の拡充のところで、数字を読み間違えまして、「1,700億円」を「1,400億円」と言いましたので訂正をさせていただきます。

◎西内（健）委員 所得割、資産割等で県内でも市町村ごとに保険料のところと税制度のところと、その辺も併存という形で残っていくんです。

◎伊藤国保指導課長 それは今までと同じでございます。

◎溝淵委員 大きな改革ですので、スムーズにいったほしいとは思いますが、今も出ていたように市町村のこれから30年に向けてのその間ですが、相当国保会計が悪くなるようになってもまた大変ですが、その辺は県も相当市町村に対して見ていくのか。それから、今の連合会でやっているようなことを県が直でやるように30年からなるということですか、その辺ちょっと聞いておきたい。

◎伊藤国保指導課長 30年度に県が財政運営を担うこととなりますけれども、それまでの間につきましては、先ほど言いました保険者支援制度の拡充が来年度から1,700億円入ります。これによって一定財政が改善をされるのではないかと考えておりますが、一方、医療費は伸びてきておりますので、そういった医療費を見ながら健全財政運営に努めていただくということは市町村にお話をしていく必要があるのではないかと考えております。

それと、もう一点の御質問のほうの国保連合会でやっています財政の共同安定化事業というのがありますが、これは各市町村がお金を持ち寄りまして、財政の安定化に努めていく事業ですが、これにつきましては、平成30年度以降は廃止をされ、県のほうへ移るといったこととなります。

◎溝淵委員 基本的に国民皆保険の権利ということが基本で、どうあっても守っていかないかん部分ですが、そんな中で市町村が厳しくなって、なかなか持ちこたえられないということで、都道府県へ移ってくるようなにもなったわけですので、基本的な責任は国のほ

うでそれを守る努力はするようにと、部長のほうでその辺、国に対しての思いは問題ないですか。

◎**山本健康政策部長** 先ほど課長からも説明しましたけれど、3,400億円で今の繰り入れ等も見合いです。ですから、これから医療費がどうなっていくかということもあわせて、将来的に財源の確保をするに当たって、やはり国のほうからもきちっとした支援がないと、あとは全部県と市町村の持ち出しかということにはなりませんので、その辺も含めて引き続き国と当然県、市長会、町村会もそうですので、協議をしながらいいものにしていくという提言もしていきますし、そこは前提で合意していますので、引き続きやっていきたいと思えます。

◎**溝淵委員** よろしく。

◎**川井委員長** ほかにございませんか。

(なし)

◎**川井委員長** 以上で質疑を終わります。

以上で健康政策部を終わります。

《地域福祉部》

◎**川井委員長** 次に、地域福祉部について行います。

最初に、議案について地域福祉部長の総括説明を求めます。

なお、部長に対する質疑は、各課長に対する質疑とあわせて行いたいと思えますので、御了承願います。

また、報告事項のうち、第2期日本一の健康長寿県構想バージョン4については、予算議案の中であわせて説明を受けることにいたしますので、御了承願います。

◎**井奥地域福祉部長** それでは、総括説明をさせていただきます。

今議会での地域福祉部の議案は、一般会計及び特別会計の当初予算と補正予算並びに条例議案となっております。

そのうち、平成27年度一般会計当初予算から御説明をさせていただきます。

お手元の平成27年度地域福祉部当初予算案の概要の1ページをお願いします。

当初予算の基本的な考え方といたしましては、引き続き日本一の健康長寿県構想に基づく施策を着実に進めてまいりますとともに、国が進める社会保障と税の一体改革への柔軟な対応を図ることによりまして、高知型福祉の実現を目指してまいりたいと考えております。

また、南海トラフ地震への備えといたしまして、要配慮者や社会福祉施設等の入所者の安全・安心の確保に向けまして、施設改修や高台移転への支援並びに福祉避難所の指定促進に向けた取り組みなどを推進することとしております。

右の上段にあります、人件費を除きます一般会計の予算額といたしましては、323億

7,500万円余りで、26年度の当初予算と比べますと、金額で38億3,000万円余り、率で10.6%の減額となっております。

減額の主な要因といたしましては、安心こども基金の積立金の16億円の終了や、社会福祉施設等の整備事業費約18億円の減が主な要因となっております。

次のページからは、高知型福祉を推進する4つの柱ごとの主な取り組みとなっております。

まず、2ページのともに支え合う地域づくりをごらんください。この中から主な事業を抜粋して説明をさせていただきたいと思います。

まず、地域で支え合う仕組みづくりでございますが、地域福祉ネットワークの構築に向けまして、地域福祉活動のかなめとなります市町村の社会福祉協議会が住民からの相談などをワンストップで受けとめ、適切な支援機関へと確実につなぐためのネットワークの構築を支援してまいります。あわせまして、社会福祉協議会の職員を対象といたしましたこれまでの研修内容、これを充実・強化することによりまして、地域で支え合う仕組みづくりを着実に推進してまいりたいと考えております。

その下の地域福祉を支える人づくりでは、福祉介護分野の人材の安定確保に向けまして、福祉人材センターのマッチング機能などを強化するため、民間人材の積極的な活用による組織体制の抜本強化を図りますとともに、福祉研修センターとの連携による新たな人材の参入促進に向けました研修体制の拡充も図ることとしております。

次に、3ページの高齢者が安心して暮らせる地域づくりでございます。上の地域包括システムの構築では、今後急増するひとり暮らしの高齢者への対応や特別養護老人ホームが要介護3以上の中重度者を支える施設へと重点化されることなどを踏まえまして、配慮を必要とする高齢者が住みなれた地域で安心して暮らし続けることのできる住まいの整備に取り組む市町村などを積極的に支援してまいりたいと考えております。

その下の認知症の人と家族への支援では、認知症につきましては早期の適正な診断と対応により、その後の進行を大幅におくらせることも可能だとされておりました。今年度香美市、四万十市の2市でスタートいたしました地域における連携支援体制の整備に向けたモデル事業を来年度からは8市町に拡大しまして、可能な限り早い段階から適切な診断に基づく医療や介護などの支援が受けられる体制整備を推進してまいりたいと考えております。

次に、4ページの障害者が生き生きと暮らせる地域づくりをごらんください。

右側の障害者の就労促進と工賃アップに向けた取り組みでは、昨年度過去最高の467人が就職をすることができましたが、一方で就職した障害者の早期離職といったことが課題となっておりますことから、新たな取り組みといたしまして、就職件数が最近増加しております精神障害者の方の職場実習から定着までを支援するための職業訓練コーディネータ

一を配置いたしまして、精神障害者の一貫した支援体制を整備することといたしております。

その下の発達障害児・者への支援体制づくりでは、事業所の参入が進まない中山間地域などにおきまして、専門の職員等を派遣し、保育士等を対象とした研修や技術的なアドバイスなどを実施することによりまして、発達障害のある子供の特性に応じた個別の指導計画の作成へつなげるなど、地域の保育所や幼稚園などで適切な支援が受けられる体制づくりを支援してまいりたいと考えております。

次の5ページの次代を担うこども達を守り育てる環境づくりでございます。

こどもを守り支える環境づくりでは、児童虐待などへの対応強化といたしまして、来年度から中央児童相談所のほうに市町村の要保護児童対策地域協議会の活動などをサポートする専門職員を配置いたしますとともに、休日・夜間の電話相談への対応力の向上を図るなど、相談支援体制の強化を図ってまいります。

また、療育福祉センターと中央児童相談所を統合した（仮称）子ども総合センターの建設につきましては、現在実施設計を行っております、来年度からは本体工事に着手する予定としております。

その下の健全育成の環境づくりでは、高知家の子ども見守りプランのこれまでの取り組みの成果なども踏まえまして、無職の非行少年の立ち直りと自立の促進につながる就労支援の取り組みのほうを強化してまいりたいと考えております。

右側の少子化対策の推進では、中ほどの地域の子育て支援の取り組みにおいて、少子対策課内に開設しております出会い・結婚・子育て応援コーナーに母子保健などの専門知識を持った相談員を新たに配置することによりまして、出産や子育てなどに係る相談支援体制の強化を図りますとともに、地域に直接出向いての子育てサポート活動を実施するなど、切れ目のない総合的な支援体制の充実を図ってまいりたいと考えております。

その下の未婚化・晩婚化対策の推進では、少子化の主な要因となります未婚化・晩婚化対策を強化するため、マッチングシステムの導入などによりまして、出会いの機会の充実・拡大を図ってまいりたいと考えております。

次に、6ページの南海トラフ地震に備える安心して暮らせる地域づくりをごらんください。

災害時要配慮者の支援体制の整備では、災害対策基本法の改正によりまして、市町村に作成が義務づけられました避難行動要支援者名簿を活用しまして、個別避難計画の作成や要配慮者が参加した避難訓練の実施などに取り組む市町村を支援してまいりたいと考えております。

次に、福祉避難所の整備でございますが、来年度からは福祉避難所が必要となる物資、機材のこれまでの購入に加えて、保管に必要となります倉庫の購入などについても、改め

て新たに助成することとしまして、指定の促進を図ってまいりたいと考えております。

右の社会福祉施設の地震防災対策の加速化では、これまで緊急避難の際に必要な装備の確保や施設の改修、さらには国の支援策を活用した高台移転や耐震化などに取り組んでまいりました。平成27年度につきましても、こうした取り組みの加速化を図りますとともに、事業所において災害時の円滑な業務継続が可能となるよう、BCPの策定を支援してまいりたいと考えております。

次に、平成27年度の組織改正について御説明いたします。

資料はございませんので、口頭での御説明になりますが、平成27年度当初予算案の概要でも申し上げましたが、福祉・介護分野における人材の安定確保に向けまして、福祉・介護人材対策室を地域福祉政策課内に新たに設置いたします。これまで地域福祉政策課と高齢者福祉課、それぞれに所管が分かれていた福祉・介護人材に関する業務を一元化することによりまして、効果的かつ効率的な人材の確保対策を進めてまいりたいと考えております。

また、児童虐待の問題などへの迅速、適切な対応力の向上を図りますため、中央児童相談所の体制を強化することとしております。

さらには、先ほど申し上げましたように、少子対策課への母子保健の専門職員の配置によりまして、出産や子育てに係る相談支援体制の充実・強化も図ってまいります。

次に、平成26年度一般会計補正予算の御説明をいたします。

議案の右肩に④と書かれております議案説明書、補正予算と書かれた資料のほうの63ページをごらんください。

今回の補正予算では、国の経済対策補正予算によりまして、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金が創設されたことなどに伴う事業費の増額約7億円でございますが、そちらと合わせまして特別養護老人ホームなどの施設整備を来年度以降に先送りしました事業費の減や社会保障給付費の減額などを行いまして、約20億円ですけれども、都合プラス・マイナスで13億200万円余り、合計のところにありますけれども、減額補正をお願いするものになっております。このうち、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金を活用した新たな取り組みといたしましては、あつたかふれあいセンターを介護予防サービスの新しい総合事業への移行に備えるためのサービス提供拠点として積極的に活用する取り組みとか、18歳未満の子供がいる子育て世帯に対する子育て支援事業などに取り組む市町村を支援する経費を盛り込んでおります。

次に、条例議案でございますが、高知県民生委員定数条例議案など10件をお願いしております。このうち第39号の高知県民生委員定数条例につきましては、第3次地方分権一括法の施行によりまして、民生委員法の一部改正に伴い、県の告示により定めていた民生委員の定数のほうを国の基準をしんしゃくして、新たに県の条例で定めるものとなっております。

ます。

第59号高知県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例議案につきましては、根拠省令の一部改正等に伴い、必要となる条例改正を行うものとなっております。

第60号から第65号までの高知県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案など6議案につきましては、医療・介護総合確保推進法の施行に伴う介護保険法の改正に基づき、指定居宅サービス等に関する基準省令が一部改正されたことから、関係条例を改正するものとなっております。

第66号及び第67号の2議案につきましても、国が定める基準省令が改正されたことに伴い、これに準じて条例を改正するものとなっております。

詳細につきましては、後ほどそれぞれの担当課長から御説明をさせていただきたいと思っております。

また、報告事項といたしまして、6件ほどございます。

1つ目が、先月改定をいたしました第2期日本一の健康長寿県構想バージョン4、2つ目が平成27年度から29年度までの3年間を計画期間といたします高知県高齢者保健福祉計画第6期介護保険事業支援計画、3つ目が同じく来年度から3カ年を計画期間といたします第4期高知県障害福祉計画について、4つ目は南国市にあります障害者支援施設南海学園におけます入所者に対する不適切な処遇に関する12月の委員会以降の経過等についての御報告でございます。5つ目が、昨年末に香南市で起こりました虐待による児童の死亡事件につきましての高知県・高知市児童虐待死亡事例検証委員会による検証についての御報告でございます。6つ目が、来年度から平成31年度までの5年間を計画期間といたします高知県次世代育成行動計画の改定についてとなっております。

以上につきまして後ほど担当課長から御報告させていただきますが、第2期日本一の健康長寿県構想バージョン4の改定の報告につきましては、各課長からの予算の説明にあわせて御説明させていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

最後に、部で所管しております審議会の開催状況でございますが、お手元の資料A4横の資料になっておりますけれども、平成26年度各種審議会における審議経過等一覧表の資料をごらんください。

3ページ目までが開催状況の一覧表となっております。一覧表のうち、平成26年12月定例会の開催以降3月10日までに開催されました審議会は、右端の欄に平成27年3月と書いております、アンダーラインが入っておりますが、6件ございます。

まず、1ページ目の下から2番目の高知県障害者施策推進協議会につきましては、平成27年1月23日及び2月18日に開催し、障害者総合支援法第89条の規定に基づきます第4期障害福祉計画案についての説明、審議を行いました。

その他の審議会につきましても、お手元の一覧のほうに主な審議項目などを記載してお

ります。また、今回報告をさせていただいた審議会等を構成する委員の名簿は資料の後ろにつけてございますので、あわせて御確認をいただくことをお願いいたします。

私からの説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

◎川井委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

〈地域福祉政策課〉

◎川井委員長 初めに、地域福祉政策課の説明を求めます。

◎井上地域福祉部副部長兼地域福祉政策課長 地域福祉政策課の平成27年度当初予算と平成26年度補正予算並びに条例議案につきまして御説明をさせていただきます。あわせて、日本一の健康長寿県構想につきましても御説明をさせていただきます。

まず、一般会計当初予算でございます。お手元の右肩に②と書いております平成27年2月議案説明書（当初予算）のほうをごらんいただきたいと思います。

148ページでございます。

歳入でございます。国庫支出金の健康福祉費補助金が1,700万円余りの減となっておりますが、これは生活福祉資金貸付事業に係る国の補助基準の見直し等によるものとなっております。また、一番下、基金繰入金につきましても、2,450万円ほどの減となっておりますが、これは緊急雇用創出臨時特例基金等を活用してございました生活福祉資金貸し付けの相談支援体制事業などが終了したことによるものでございます。一番下の歳入予算の計は1億3,700万円余りと前年度に比べて4,100万円余りの減となっております。

次に、歳出でございます。

主なものについて御説明をさせていただきます。

まず、151ページでございます。

3の地域福祉事業費の福祉人材センター運営委託料と下から3行目の福祉研修センター事業費補助金でございますが、以下日本一の健康長寿県構想により御説明をさせていただきます。

構想のほうをごらんいただきたいと思います。日本一の健康長寿県構想でございます。こういった表紙のものでございます。

75ページをごらんいただきたいと思います。

福祉・介護分野の人材確保対策の抜本強化でございます。地域福祉政策課と高齢者福祉課の施策について全体を取りまとめたものとなっております。

現状でございますように、介護分野の有効求人倍率などが厳しい状況にあります中、27年度の取り組みといたしましては、まず新たな人材の参入促進策の強化といたしまして、介護福祉士資格取得者データ等の活用や求職者支援制度によります職業訓練事業の活用、それから福祉就職フェアの拡充などに取り組んでまいります。

また、マッチング機能の強化といたしましては、9月補正予算でお認めいただきました

民間の人材の積極活用による就職実績の向上に向けて体制をさらに1名増員いたしまして取り組むこととしております。あわせまして、福祉職場の過去の採用状況や今後の採用見込み、給与などの調査も行ってまいります。

また、他職種への人材流出防止対策の強化といたしましては、体系的な研修の実施とともに、一定の条件の研修への派遣時に事業者に交付されることとなります助成金の活用などを図ってまいります。さらに、普及啓発の充実にも取り組んでまいります。

72ページのほうに戻っていただきたいと思います。

地域福祉活動を支える仕組みづくりへの支援でございます。左上のこれまでの取り組みを通じまして、現状は既に全市町村で何らかの形でネットワーク会議などが開催される状況とはなっておりますが、課題といたしましては、内容が十分でないといったことなどがございます。このため、27年度におきましては、住民や民生委員・児童委員の方から相談を受けたケースをワンストップで受けとめて関係機関につなぐ仕組みの構築を進めることといたしてございまして、市町村社協による地域福祉ネットワークのコーディネート力の強化を図ってまいりたいと思います。具体的には10社協程度の社協をモデルにアドバイザーの派遣などとあわせまして、県福祉保健所、県社協などが一体となって重点的な支援を行いますとともに、全ての市町村社協も対象にマネジメント研修や相談対応強化研修を実施することとしております。

次に、73ページをお願いします。

あったかふれあいセンターの機能強化でございます。下段にございますように、来年度のあったかふれあいセンターは29市町村43拠点などでの実施を予定しております。そうした中で、今後の方向性といたしましては、介護保険制度の見直しによる新たな地域支援事業の活用など、進化・発展を図ってまいりたいと考えております。

なお、あったかふれあいセンター事業費補助金につきましては、国の地方創生先行型交付金事業を活用することとしてございまして、2月補正予算案に前倒し計上させていただいております。

74ページをお願いいたします。

民生委員・児童委員活動の充実でございます。27年度におきましては、民生委員・児童委員が活動しやすい環境づくりといたしまして、先ほど御説明いたしました地域福祉活動を支える仕組みづくりの支援などに取り組むこととしております。

次に、125ページをお願いします。

災害時要配慮者の避難支援対策の推進でございます。昨年4月の改正災害対策基本法の施行に伴いまして、各市町村では避難行動要支援者名簿の作成などに取り組む必要が生じております。こうした中、この1月の取りまとめでは、今年度中に全ての市町村で名簿の作成が完了する見込みとなつてまいりました。なお、フォローはしてまいりたいと思つて

おるところでございます。

こうした中、27年度におきましては、今後の課題であります市町村における個別避難計画の作成などを新たに支援してまいりたいと考えております。

126ページをお願いいたします。

次に、福祉避難所等の整備についてでございます。福祉避難所の整備状況は、12月末時点で126施設などとなりましたが、課題でございますように、指定施設はまだまだ不足しているといったことが見込まれております。このため、27年度におきましては、福祉避難所整備促進の補助金の補助対象に備蓄倉庫の設置などを新たに追加したいと考えております。

さらに右下でございますが、災害時の福祉専門職による支援のネットワーク、支援体制のあり方の検討も行ってまいりたいと考えております。

ここで議案説明書にお返りいただきたいと思っております。②の議案説明書でございます。

154ページをお願いいたします。

当課の27年度の一般会計予算は、総額で7億6,400万円余りと前年度の当初予算と比較いたしまして約1億7,900万円の減となっております。この主な理由といたしましては、先ほど構想の中でも御説明させていただきましたように、あったかふれあいセンター事業費補助金について、2月補正予算に計上したことなどによるものとなっております。

続きまして、770ページをお願いいたします。

当課が所管しております災害救助基金特別会計でございます。右側の説明欄でございます、1、災害救助費のうち、応急救助委託料は市町村における救助の実施に要する委託経費でございます。一番下の事務費の一部と合わせまして6,000万円の枠を大規模災害に備えてあらかじめ計上しているものでございます。事務費で、それ以外につきましては、約3,900万円でございますが、これは県で備蓄しております水と食料の更新と総合防災拠点に新たに整備する備蓄物資の購入経費としております。

続きまして、平成26年度の2月補正予算について御説明をさせていただきたいと思っております。

右肩に④と書かれました議案説明書（補正予算）をごらんいただきたいと思っております。

65ページをお願いいたします。

右側の説明欄に沿って主なものを御説明させていただきます。

3、地域福祉事業費の生活福祉資金貸付事業費補助金につきましては、県社協の社会福祉資金担当者に欠員が出たことなどによるものとなっております。

一番下のあったかふれあいセンター事業費につきましては、市町村において事業費が減少したことによる減と、27年度事業について補正予算に前倒すこととした増となっております。

次に、災害救助費の福祉避難所指定促進事業費補助金につきましては、市町村からの申請が当初の見込みを下回ったことにより減額をお願いするものでございます。

また、災害援護資金貸付金につきましては、昨年8月の台風災害を受けまして、9月補正予算で計上したものでございますが、最終的に利用がなかったため、全額を減額するものでございます。

以上、一般会計の補正予算総額で9,100万円余りの増額補正となっております。

次に、67ページの繰越明許費につきましては、今回追加計上いたしましたあつたかふれあいセンター事業費につきまして、国補正予算対応となるため、お認めいただこうとするものでございます。

続きまして、382ページをお願いします。

災害救助基金特別会計の補正予算の歳出でございます。災害救助費につきまして、総合防災拠点に整備する備蓄物資の購入経費を計上しておりましたが、総合防災拠点の備蓄倉庫の完成が来年度となりましたので、来年度予算に改めて計上するものでございます。

最後に、条例改正議案を御説明させていただきたいと思えます。

右肩に⑥とあります議案説明書、条例その他の19ページをお願いいたします。

高知県民生委員定数条例議案でございます。この条例はいわゆる第3次地方分権一括法の施行によります民生委員法の一部改正に伴い、厚生労働大臣が定めた基準を参酌して民生委員の定数を定めようとするものでございます。

お手元の議案参考資料で御説明させていただきたいと思えます。

危機管理文化厚生委員会資料、平成27年2月定例会（議案参考資料）、赤いインデックスが張ってあるもので、地域福祉政策課をおあけさせていただきたいと思えます。

2の民生委員法の改正内容でございますが、民生委員の定数につきましては、改正前でございますように、従来国の定める基準に従って市町村長の意見を聞いて定めるとされておりまして、告示により定めていたところでございます。これを今後は国の基準をしんしゃくして新たに条例で定めることとされたものでございます。

なお、これまで同様あらかじめ市町村長の意見を聞くものとなっております。

具体的な市町村別の定数等の状況は、裏面のページをごらんいただきたいと思います。

網かけの新定数案のところとその右隣の新旧定数増減をごらんいただきたいと思います。

南国市と香美市から担当区域を受け持つ民生委員・児童委員について、また南国市と奈半利町から主任児童委員について2名、あるいは1名増員したいとの意見があったところでございます。これらは対象世帯が多かったり、受け持ちのエリアが広い地区があることのほか、児童問題への対応の充実を図るため、増員を図りたいというものとなっております。今回の条例制定に当たって反映させていただこうとしております。

以上で地域福祉政策課の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

◎川井委員長 質疑を行います。

◎坂本（孝）副委員長 高知型福祉、これはやっぱりうちから進めていく必要があると思いますね。やっぱり一番の問題は、将来にわたってのヘルパーの確保ということで、これまでヘルパーの給料が安いという問題があって、昨年県から国のほうへ提案もしていただきました。去年の12月に1万円から1万2,000円、全国のヘルパーの給与が上がったという形ができております。これなんかも一つの高知県の一定の成果ではなかったかというふうに思うわけですが、ところが給与が上がったはいいんですけども、依然として事業者任せというところがあって、事業者が給与へ反映させるのかさせないのか、その問題がまだ残っております。ヘルパーの現場では喜びの反面、ちょっとがっかりした面も出てきているのが現状でございます。そこで、ヘルパーの給与を上げる形ができただけでも、これは一步の前進ではなかったかと思えますけれども、これをさらに実際給与へ反映できるように一層県から国へ進言していただきたい、この点についてどのようにお考えか、ひとつお聞きしたいと思います。

それから、ヘルパーが将来的に不足するというので、外国人の看護師も含めてヘルパーを導入して、将来の介護の仕事につかせていきたいということで、国もやっているわけですが、ここら辺について高知型福祉の中で高知県は外国人を入れなくても、ヘルパーをちゃんと確保できる、給与も裏づけとしてつくり上げていって、将来にわたってこの高知型の介護人材の確保方策、これは一つは給与ですけれども、それでいくと日本人ヘルパーをしっかりと確保できますよというところを、もっともっと国へ進言していく必要があると思います。高知型福祉を発展させていく、そのための一つの要因にもなるかと思いますが、この点についてどのように考えるのか。

それから、マッチング業績、ハローワークが結構伸びているわけですが、人材センターでちょっと低迷しておりますが、この人材センターのマッチング業績が低迷している要因、ここら辺についてお聞きしたいと思います。よろしくお願いいたします。

◎井上地域福祉部副部長兼地域福祉政策課長 ちょっと高齢者福祉課の所管の部分もあったわけですが、私のところからいきますと、まず最後の3つ目の御質問のところでは、人材センターのマッチング率がよくないというところがあります。福祉人材センターなるものがなかなか一般に周知がされていないところもありましたので、そこは事業者にもPRもしていきますし、ハローワークのほうにも職員が定期的に駐在する中で、紹介や情報提供をしたり、いろいろやらせていただいております。

それから、9月補正でお認めいただいた福祉就職フェアの拡充を2月15日にちばさんセンターでやったんですけど、そこは今までの規模からいってかなり拡大して、従来50事業者やったんですが、71事業者の方にも参加していただいて、大々的にいろいろイベント

もあわせてやる中で、事業者の方にも求人情報をいっぱい入れてもらうようしています。それで、求人情報、選択肢が広がれば、皆さんも魅力を感じられるというところもありますし、それと9月補正でお認めいただいた民間人材の活用、これは人材派遣会社の方が、12月から入っていただいているのですが、この方々が人材センターに来られた方にコンタクトをかなり積極的にしていただいております、11月までの就職人数、ここの75ページの長寿県構想でいくと86人となっているわけですが、月当たりでいくと10人ぐらいだったんですが、12月以降からは倍ぐらいの就職人数につながっておりますので、これが倍にいきますと、従来100人程度でいっていたものが、今のペースでいけば200人ぐらいにはなりますので、もっともっと汗を流さなきゃいかん部分もあるかと思いますが、そういった部分は人材センターへの派遣人材、もう一人ふやすことによって、求職者と求人とのマッチングをしっかり図って、介護人材の確保につなげていきたいと考えております。

◎井奥地域福祉部長 先ほどの残りの2点、国への提言活動でございますけれども、これは議会答弁でもさせていただきましたけれども、基本方針部分に組み込まれると、委員御心配のところが消されるということで、引き続き国には次の3年後に改定がまたございますので、これは知事会も同じような考え方ですので、基本報酬分に入れて恒久的な制度としていただくということで、政府・与党には、引き続き知事ともども知事会と一緒に要望を続けていきたいと。

もう一点の外国人材の導入でございますけれども、こちら外国人技能実習制度のほうを3年から5年に延長した上で、介護の部分を実習制度に組み込むと政府が閣議決定しています。ただ、本県といたしましては、知事から、知事の提案説明でもございましたけれども、将来的にしっかりとした職場の確保ということで、社会保障分野では、医療・介護ともに安定した職場の確保につながっていきますので、県内の方に極力県内で資格を取っていただいて、より有利な条件でもって職についていただくことが必要ではないかと考えております。

◎坂本（孝）副委員長 これから地方創生も始まるわけですが、高知県で人口が減少するもとのというのは仕事なんですよね。少子化の問題もありますけれど、仕事があるのかないのか、収入をしっかりと確保できるのかできないのか、そういうところが高知県の大きな課題になっているわけですね。そういう面からいいますと、高知県で仕事が一番つくりやすい分野、これ介護ヘルパーの仕事、それから建設の仕事、1次産業、この3つぐらいの分野が一番高知県では仕事がつくりやすいと、そういう仕事をつくることで県外への人口流出を抑えていくことも大事ですので、ぜひ福祉のほうから給与の改善をぜひ引き続いて国へ提言もしていただいて、人材の確保に努めていただきたいと、また改めてお願いを申し上げます。

◎桑名委員 賃金のことで、高齢者福祉課になるかもしれませんが、先ほど賃金の

調査をするとかと言われましたね。そのときに確認してほしいのは、実は今度賃金が上がるだろうということで、現場では上がるだろうとは皆思っています。ただ、その分ボーナスが下げられるだろうと。だから、賃金として月の分は上がっているんだけど、総合的に見て年収は変わらないだろうという現場の声がありまして、そういった賃金を調べるときに、何をどういう調べ方をするのか。年収がふえているのか、実質所得がふえているのかどうかというところを見ないと、毎月上がるけれど、ボーナス減らされるという声ももう上がってきていますので、そういったところを調査するときにはしっかり確認してもらいたいと思います。

◎井上地域福祉部副部長兼地域福祉政策課長 この調査でございますけれど、給与、専ら給与体系ですね、新たに福祉介護の職場につこうと考えておられる方に対して、求人票だけではわからない情報をできるだけ具体的に提供したいという思いがございまして、把握しようとするものでございます。

あとは処遇改善については、従来のやつに上乗せて1万2,000円上げないかん話になりますので、片一方減らして片一方上げるということでは総額につながらないので、それは効果がないといえますか、対象にならないことになってまいりますので、そこは高齢者福祉課のほうでまた徹底、呼びかけをしていっていただこうと思っています。

◎桑名委員 はい、お願いします。

◎中根委員 人材確保って本当に大変だなと思いますけれども、ここのところをしっかりとっていかないとという思いで教えていただきたいのですが、福祉人材センターのマッチング実績、さっきお話がありました。このマッチングさせるための職員ですよね、配置されている方を今度また民間活用で1人ふやされるというお話ですけれども、ある意味いろんな方たちがそこに行ってマッチングをさせるためには、そこに出向く人の話をよっぽど聞いて、マッチングさせる苦勞があると思うんです。その方たちの研修というの、マッチングをさせる側、人材センターにいる職員たちの研修状態はどんなになっていますか。

◎井上地域福祉部副部長兼地域福祉政策課長 委員言われるように、そこら辺は課題だと思っております、人材派遣会社の中にアドバイザーを1人置いていますけれども、この方が民間の人材派遣会社でいろいろノウハウを持っていますので、それをいろいろ人材センターの職員とかコーディネーター、自身が連れてきたコーディネーターも含めて指導するという形をとっていくと。今どちらかといいますと、OJT、仕事の上で身につけさせる形をとっているところでございます。

◎中根委員 コーディネーターという言葉がたくさんこの計画の中にも出てきますけれども、そのコーディネーターの役割も大事だし、定期的にそういう研修をする体制をつくることもとても大事だと思うんです。若者サポートセンターなんかでも同じようなことと思うんですけれども、やっぱりそれぞれの人材に対して対応する能力を高めないと、本当に

いろんな形でひずみを持ちながらうまくいかない中で、何とか仕事を探したいという方もたくさんいらっしゃるので、そういう点では新しい部局をつくるという点でも、私はいろんな専門家を含めて、位置についている人たちが研修をさらにしていくことがとても大事かなと、やっぱり長年人材センターにいてマッチングなかなかできない、この数の方たちは本当に大変な思いをしているんじゃないかという気がします、その点どんなに見られていますか。

◎井上地域福祉部副部長兼地域福祉政策課長 先ほど申しあげましたアドバイザーによる指導もありますが、そのベースとなるコミュニケーション能力とか、そういったところでの課題もあるという御指摘かなとも思うのですが、そこは今私、市町村社協の研修を行いますと申しあげましたけれども、これは県社会福祉協議会も当然同席していただくことで、人材センターの人間がどれだけ入れるか、これから検討になりますけれども、同じ県社協の中の人間ですので、県社協の仕事全般が非常にコミュニケーション能力が求められるところがありますので、そういう部分でも通じてやりたいと思っていますし、また県社協の中でもいろいろ職員の育成というのは、検討もされていると思いますので、そういった部分で委員のお話も伝えていきたいと思います。

◎岡本委員 あったかふれあいセンターの整備について、新しい予算も今年度ついているところですが、27年度、29市町村と49カ所で実施となっていますよね、ふえていますよね。この市町村の中で差があると、前からやっているところとやっていないところとあったじゃないですかね。そういう分布の変化はあるんですか。やっているところは、市町村でやっているし、やっていないところはやっていないという状況の変化あるんですか。

◎井上地域福祉部副部長兼地域福祉政策課長 なかなか一概には言いにくいところもございまして、やはり職員が入れかわったりしたときに、一時的に戦力が落ちるといふようなこともあると思いますし、それから市町村、行政との関係で課題もあつたりすると思うんですが、そういったところはあったかふれあいセンターの職員の研修、それからいろいろ取り組んでいただいている市町村を含めて、全市町村と4者協議ということで、県と福祉保健所も入っていますし、県社協と、それから市町村の行政と、市町村社協といろいろ意見交換を重ねていますので、そこはできるだけこぼこがないような形で、いずれにしても持っていきたいと取り組んでいるところです。

◎岡本委員 今度サービス拠点への支援という新たな予算がついているんですけれども、この予算の中で整備ということですが、上のほうに人材育成研修事業という委託料もあるんで、実際に職員が専門的な知識をどう持っているのかというところは、どの分野でやられるんです、これ。拠点整備への支援になるのか、それとも研修事業の委託料だけでやるのか。

◎井上地域福祉部副部長兼地域福祉政策課長 2月補正で前倒ししているような補助金、事業費補助金、実質的に運営費補助のようなものですが、それはまずあったかふれあいセンターを回すための補助金で、あと職員の育成ということでは、委員御指摘にありましたこの議案にあります地域福祉人材育成研修、これを通じてコーディネーターとスタッフがおるわけなんですけれども、それぞれに応じた研修をやらせていただいているといった状況です。

あと、後で御説明もあると思いますが、介護保険の見直しに伴いまして、新たな地域支援事業、あったかふれあいセンターにも呼び込んでいくことを目指しておりますので、市町村の判断によるわけなんですけれども、可能な限り取り入れればと思っていますので、それにはまたそれなりの研修が必要な部分は高齢者福祉課のほうで計画をして対応していこうと考えているところです。

◎岡本委員 そこで、今度の新規予算の中で拠点整備への支援ってあるじゃないですか。具体的にはどのような形で支援がされるんです。そこを聞きたかったんです。

◎井上地域福祉部長 所管の予算は高齢者福祉課のほうになるんですけれども、私のほうから。

今回、今課長から説明がありましたが、今現状のあったかふれあいセンターは、コーディネーターと職員が3名から4名ぐらい、スタッフと合わせ配置されています。その資格の状況を見ると、ほとんどのセンターにはもう有資格者、ヘルパーの2級研修、今で言うところの介護の初任者研修程度の資格を持った方がずうっと張りついておるんですよ。ただ、結構転入転出があるんですよ。それで、今持っているせっきくの資格を生かせば、課長から話がありましたが、今の介護保険の見直しに伴う要支援のサービスから地域総合支援事業へ行くサービスのガイドラインの基準からいくと、もう十分過ぎるぐらいの資格を持っています。今回高齢者福祉課のほうでやろうとするのは、今ある資格を新しいガイドラインでサービス提供するための介護保険制度の仕組みとか、いろんな部分で専門知識を加えていただければ、十分戦略になりますので、そういう部分の補強をするための研修経費と一部あったかふれあいセンターを新しいサービス提供の場として活用する場合に、トイレの改修とかバリアフリーにする経費を高齢者福祉課から改めて手を挙げてくる市町村に支援しようという仕組みになっています。今課長が説明したのは、従前のあったかふれあいセンターでやっておる部分について、研修体制を充実していくと理解してもらったらいと思います。

◎岡本委員 よろしい、わかりました。

◎桑名委員 沖縄土佐之塔ですよ、この間副議長として参列させていただきましたし、何回行ってもいつもきれいに整備されているんですけれども、これは地元の小中学生がボランティアで掃除してもらっているというんですけれども、教えていただきたいの

は、実は高知でいえば、各市町村の忠霊塔がございますわね。これは県の管轄ではなくて、各市町村になってこようかと思えますけれど、遺族会の皆さんとお話すると、その忠霊塔を掃除する人たちがもういなくなって、どうそれを維持していったらいいのかというのが、それは地域地域にもよるんですけども、これから10年、20年したら遺族会の皆さん方も高齢になって、誰がここを掃除してくれるんだという話が、これからまた社会問題として出てくるんですが、沖縄の土佐之塔みたいに地元の小中学生が年に何回かでも掃除をすとかというのは、ちょっと私の頭の中にあるんですが、これは各市町村の教育委員会がどう判断するかなんですが、そこの中で戦争教育というものが出てくるのかなというのもあるし、沖縄なんかどういうふうに小中学生たちが掃除をしてくれているのか、その、やるに至った背景とかわかれば教えていただきたいと思えます。

◎井上地域福祉部副部長兼地域福祉政策課長 背景までは手元に資料がございませんので、後日また御説明をさせていただきたいと思うんですが、委託先でございます。78万円の委託料で委託させていただいているんですが、これは沖縄の公益財団法人の沖縄県平和祈念財団にやっていただいております。そちらで長年いろいろネットワークとか、持っている中でやっていただいていると認識しております。あとは委員御指摘のありました県下各地、全国的な問題なんですけれど、忠霊塔につきましては、国も非常に今後のこと、課題意識を持っておりまして、調査も進めていたと思っておりますので、国の動きも見ながら、また市町村とともに検討といいますか、対応を考えていきたいと思っております。

◎桑名委員 お願いいたします。

◎川井委員長 以上で質疑を終わります。

ここで暫時休憩とします。

再開は午後1時とします。

(昼食のため休憩 11時58分～13時0分)

◎川井委員長 休憩前に引き続き委員会を再開します。

ここで審議に入る前に委員の皆様をお願いしたいことがあります。

皆様御存じのように、本日、東日本大震災から4年を迎えております。

そこで、地震が発生しました午後2時46分に、震災により犠牲となられました全ての方々に哀悼の意を表するため、黙祷をささげたいと存じます。

時間になりましたら、私のほうからお声がけをいたしますので、委員の皆様のお協力をお願いいたします。

〈高齢者福祉課〉

◎川井委員長 それでは、高齢者福祉課の説明を求めます。

◎中村高齢者福祉課長 高齢者福祉課長の中村です。よろしくお願ひいたします。

予算議案にあわせまして、報告事項の第2期日本一の健康長寿県構想も御説明をさせていただきます。

資料番号②の議案説明書、当初予算の156ページをお願いいたします。

歳入につきましては、金額が大きいものを御説明させていただきます。

157ページをお願いいたします。

12繰入金、2基金繰入金として約4億8,800万円を計上しております。4目から8目の各基金繰り入れにつきましては、県に設置している基金を取り崩し、介護人材の確保や介護サービスの基盤整備等を行おうとするものです。

158ページをお願いいたします。

県債の2,700万円は老人福祉施設等の整備に対する補助を行うために発行するものです。

159ページをごらんください。

歳出でございます。主なものについて御説明させていただきます。

次の160ページの右の説明欄をお願いいたします。

3、介護保険費でございます。介護保険制度の運営上、県として実施すべき負担すべき経費等について計上しているものです。中ほどの介護給付費負担金は、市町村が行う介護給付、予防給付に要する経費について、介護保険法に基づき県が一定割合を負担するものとなっております。来年度は約735億円の給付に対して、約108億4,200万円余りを見込んでおります。

また、161ページの一番上の地域支援事業交付金は、市町村が行う介護予防サービスや総合相談などに要する経費の一定割合を県が負担するものです。

次に4、地域包括ケア推進事業費でございます。ここからは長寿県構想の冊子のほうで御説明をさせていただきます。

80ページをお願いいたします。

地域包括ケアシステムの構築でございますが、医療・介護などのサービスを地域で切れ目なく提供できる仕組みづくりを進めるものでございます。

平成27年度の取り組みは、次ページ以降で御説明をいたします。

81ページをお願いいたします。

まず、新しい介護予防の仕組みづくりでございます。左下の現状及び課題にありますように、平成29年4月までに全ての市町村で要支援認定者等に対する予防給付のうち、訪問介護と通所介護について新しい総合事業への移行を開始することが必要となっております。こうしたことから、27年度の取り組みにおきましては、あつたかふれあいセンターな

どを活用したサービス拠点の整備や高齢者等の参加による新たな担い手養成への支援、生活支援コーディネーターの養成などにより、各市町村の地域の実情に応じた多様なサービスの提供が可能となるよう支援をしてまいります。

次に、82ページをお願いいたします。

地域包括支援センターの機能強化につきましては、今回の改正により介護保険法に位置づけられた地域ケア会議について実施マニュアルを作成いたしますとともに、職員のスキルアップのための研修会を開催することなどによりまして、地域包括支援センターの機能強化への支援に取り組んでまいります。

次に、83ページの医療・介護・福祉のネットワークづくりをお願いいたします。

県単独の補助金による各種団体が行う医療・介護・福祉の連携の取り組みの支援や、訪問看護の普及啓発、相談対応などを引き続き行ってまいります。

次に、84ページの中山間地域介護サービス確保対策でございます。事業者から一定以上時間がかかるところの利用者に介護サービスを提供した場合に、介護報酬に上乘せ補助を行っているものでございます。27年度から実施市町村を18市町村に拡大し、引き続き必要な在宅サービスが適切に提供されますよう、市町村とともに取り組んでまいります。

次に、85ページをお願いいたします。

要配慮高齢者の住まいの確保対策でございます。今後ひとり暮らしの高齢者が急増することや、今回の介護保険制度の見直しに伴い、特別養護老人ホームの入所要件が原則、要介護3以上に限定されることなどへの対応といたしまして、日常生活支援サービスを利用しながら、地域で安心して暮らし続けられる低廉な家賃の住まいの確保に向け、市町村などが取り組む高齢者向け住宅の整備を支援してまいります。

次に、86ページをお願いいたします。

地域における認知症の人と家族への支援でございます。

87ページの27年度の取り組みのところをごらんください。

真ん中の列の医療と介護の連携体制の構築の早期発見・早期治療に向けた連携支援体制の構築につきましては、本年度、四万十市と香美市において初期集中支援体制のあり方を検討するモデル事業を実施しておりますが、来年度はさらに8市町に拡大して実施することとしております。

また、市町村において事業者や関係機関の連携の支援などを行う認知症地域支援推進員の養成や早期の発見と受診に向けた普及啓発などにも取り組むこととしております。

次に、88ページをお願いいたします。

介護サービスの充実・確保でございます。ここに円グラフで特養待機者の現状を掲載しております。平成26年10月末現在の入所待機者数は2,872人で、そのうち在宅で待機されておられる方は621人となっております。

右上の表にありますように、現在の第5期介護保険事業支援計画の期間中における特別養護老人ホームの整備状況については、広域型と小規模特養につきまして、第4期の計画分も合わせて687床で、期間内に完了するものがそのうち467床となっております。残る220床のうち、事業者の応募がなかったこと等から整備を取りやめました91床を除いた129床が真ん中の表にございます5期分でございまして、第6期の計画期間中に完成する見込みとなっております。

また、現在策定中の第6期計画における整備につきましては、報告事項の高知県高齢者保健福祉計画第6期介護保険事業支援計画の説明の際に触れさせていただきます。

なお、27年度の取り組みといたしましては、市町村が指定します認知症高齢者グループホーム9床分を計上しております。

次に、89ページをお願いいたします。

福祉介護人材の確保対策でございます。27年度の新たな取り組みといたしましては、新規入職者を対象とした合同入職式及び新任職員研修を実施し、施設の垣根を越えたネットワークづくりや社会人としての基礎知識を習得することで、新規就業や職場定着につながるよう支援をしております。

また、福祉機器の導入支援とあわせまして、導入後の円滑な活用に向けての研修会の開催などにより、働きやすい職場環境づくりを推進しております。

次に、90ページをお願いいたします。

生きがいくくりへの支援でございます。27年度の取り組みといたしましては、新たに老人クラブやシルバー人材センターと連携し、地域の支え合いや生活支援サービス等を担う人材の養成を行っております。

また、老人クラブの会員増に向けて、各市町村の老人クラブとの意見交換を行い、課題等の整理を行っております。

次に、127ページをお願いいたします。

社会福祉施設の地震防災対策でございます。高齢者福祉課の27年度の取り組みといたしましては、中ほどにあります社会福祉施設等地震防災緊急対策事業でございまして、緊急避難用施設改修事業や救助用品、避難器具等の装備確保を支援しております。

また、BCP策定への支援などによる各事業所の防災対策の支援を進めてまいります。

恐れ入りますが、資料番号②議案説明書、当初予算の165ページをお願いいたします。

御説明いたしました事業などに要します経費の総額は、124億6,600万円余りとなっております。

なお、26年度当初予算に比べて約16億3,600万円の減となっております。

続きまして、補正予算について御説明をいたします。

資料番号④議案説明書、補正予算の68ページをお願いいたします。

歳入の補正でございます。歳出予算の補正に伴うもので、69ページでございますように、合計で3億8,900万円余りの減額補正となっております。

70ページをお願いいたします。

歳出でございますが、合計で約9億7,600万円の減額となっております。

右の説明欄に沿って主なものを御説明いたします。

3、介護保険費のうち、71ページの事業所台帳管理システム改修委託料につきましては、平成27年4月からの介護報酬改定、その他の制度改正に伴い必要となるシステム改修に要する経費の増額をお願いするものでございます。

また、介護給付費負担金につきましては、施設の開設のおくれや市町村による介護サービスの事業者公募に対し応募がなかったことなどにより、市町村の介護給付費が見込みを下回ったことによるものです。

次に4、地域包括ケア推進事業費でございます。病床転換助成事業費補助金と老人福祉施設等整備事業費補助金については、介護療養病床の転換が進まなかったことによるものです。

また、下の介護予防等サービス拠点整備事業費補助金については、国の経済対策の一環として補正予算で新設した地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金を活用し、あつたかふれあいセンターなどを活用したサービス拠点の整備を行うため、増額補正を行うものでございます。これは全額繰り越しをして27年度に執行する予定でございます。

72ページをお願いいたします。

6、老人福祉施設支援費の軽費老人ホーム事務費補助金は、入所者の所得に応じて減免した経費などを助成するものですが、低所得の方の入所が当初見込みを下回ったことなどにより減となったものです。

次の介護基盤緊急整備事業費補助金につきましては、市町村において介護サービス事業者の公募に応募がなかったことなどによるものでございます。

また、介護保険施設等開設準備支援事業費補助金の減額も、施設整備に係る事業が次年度に延期や中止となったことなどによるものです。

次に7、福祉・介護人材確保緊急支援事業費の福祉・介護就労環境改善事業費補助金につきましては、事業の実績見込みが当初の見込みを下回ったことによるものでございます。

次に8、社会福祉施設等地震防災対策事業費につきましては、高台移転を予定していた施設が移転先を再検討することになったことや、施設改修を予定していた事業者が取りやめたことにより減となったものです。

73ページをお願いいたします。

次に9、介護保険財政安定化基金事業費の介護保険財政安定化基金事業交付金につつま

しては、平成24年から26年度の第5期介護保険事業支援計画期間中の介護保険料の収納実績額が計画額を下回る見込みの市町村に対し交付しようとするものです。

また、介護保険財政安定化基金事業貸付金は、同じく第5期計画期間中の介護給付費の実績額が計画額を上回る見込みの市町村に対し貸し付けをしようとするものです。

最後に、74ページをお願いいたします。

繰越明許費でございます。先ほど補正予算のところで説明いたしました国の交付金関係の繰り越しのほか、老人福祉施設支援費については、事業者側の整備計画や工事のおくれなどにより、翌年度に繰り越しを行おうとするものでございます。

続きまして、条例議案について御説明をさせていただきます。

⑥の条例その他のほうをごらんください。

当課からは7つの条例改正につきましてお願いをしております。

まず、高知県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例議案について御説明をいたします。

150ページの新旧対照表をお願いいたします。

主な改正点は、第2条の拠出率につきまして、国の省令の改正に伴い市町村が負担する高知県介護保険財政安定化基金への拠出金を決定するための標準拠出率を10万分の37から10万分の39に改正しますとともに、これまでの当該基金の運営状況を考慮し、附則で定めております介護保険法の規定により市町村の拠出率及び県が基金に繰り入れなければならない額の算定の基礎となる当該拠出率をゼロとする特例を平成29年度まで延長すること等、必要な改正を行うものです。

危機管理文化厚生委員会資料、議案参考資料の高齢者福祉課のインデックスのほうをお願いいたします。

財政安定化基金の運用状況の表をごらんください。

平成24年度から平成26年度を期間とします第5期介護保険事業計画終了時点の基金の残高の見込みは、8億6,600万円となっております。第5期計画期間中の取り崩し17億7,700万円につきましては、平成20年度に会計検査院から厚生労働省に対しまして、基金規模を適切な規模に保つため、拠出者に返還できる制度とするようという指摘がございまして、全国的に基金の余裕額を取り崩し、国、県、市町村に返還したものでございます。

次に、医療・介護総合確保推進法の施行に伴う介護保険法の改正に基づき、国の指定居宅サービス等の基準省令が一部改正されましたことから、関連します6条例につきまして改正をお願いするものでございます。

改正内容の詳細につきましては、資料No.6の新旧対照表のとおりでございますが、主な改正点のほうを資料によりまして、引き続き御説明をさせていただきます。

2ページ目をごらんください。

今回改正をお願いいたします6つの条例の主な改正内容をまとめたものでございます。

まず、高知県特別養護老人ホームの設置及び運営に関する基準を定める条例につきましては、地域密着型特別養護老人ホームに置くべき職員に関する基準について、サテライト型居住施設の本体施設である場合の職員数の算出方法について追加する等、必要な改正をするものでございます。

その下の高知県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例につきましては、通所介護についてこれまで届け出の必要がなかった夜間及び深夜のサービスを実施する事業所に事前届け出を義務づけ、事故が発生した際には、市町村や家族等に報告し、必要な措置を講じること等を義務づける規定を追加すること等の改正をするものです。

次に、高知県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準等を定める条例につきましては、先ほど御説明いたしました上の改正内容を指定介護予防を訪問介護事業所及び指定介護予防通所介護事業所にも適用するために必要な改正を行うものでございます。

次に、高知県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例につきましては、サテライト型小規模介護老人保健施設及び医療機関併設型小規模老人保健施設に置くべき従業者の員数に関する基準について、言語聴覚士に関する部分を追加するもの等でございます。

次に、高知県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例につきましては、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定介護療養型医療施設が設けるべき生活機能訓練室の名称を生活機能回復訓練室に修正するもの等でございます。

次に、高知県指定居宅介護支援等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例につきましては、介護支援専門員が居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等の担当者から個別サービス計画の提出を求めることとする規定を追加するもの等となっております。

施行につきましては、法の規定に基づき各条例とも平成27年4月1日としております。

説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

◎川井委員長 質疑を行います。

◎坂本（孝）副委員長 午前中にも話が出たわけですが、介護職員の給与、これは1万円から1万2,000円に増額されるわけですが、その反面、介護報酬、特養ですけど、介護報酬が2.27%減額された。そのことで県外では、なかなか運営が厳しい特養も出ているとも聞きます。高知県内でこの介護報酬減額の影響はどのようなものか、まずお聞きしたいんですが。

◎中村高齢者福祉課長 県内の事業者の声としましては、やはりなかなか運営上厳しくなるということもお伺いしております。あわせて、今回特別養護老人ホームの報酬につきましては、さまざまな加算も新たに設定されておまして、そういった加算の部分でも頑張るとっていかなければならないというお声になっております。ただ、私どもとしましては、今後とも事業者のお声なども聞きながら、必要に応じまして、国に対して適正なサービスの提供ができますように提言をしてまいりたいと思っております。

◎坂本（孝）副委員長 医療もそうですけれど、在宅へ向かっているわけですね。介護保険が始まった当初から在宅へ向かっているわけですが、それに伴う医師不足とか看護師不足とか、ヘルパーの養成については午前中申し上げましたけれども、そういう問題がありますけれども、包括システムの中でこれから議論されていくことと思うわけですが、現状として特養の入所者、私たちの南国市にも100人ほどおりますけれども、高知市には800人ぐらいいるということもお聞きします。そういう中で、経営が厳しくなった特養が閉鎖ということになると、本当に高齢者漂流の時代といえますか、物すごく厳しい時代がやってくるわけですね。そこら辺について県としての考え方、あるいは国へ今後どのような要請をしていく必要があるのかお聞きしたいと思います。

◎中村高齢者福祉課長 先ほども申し上げましたように、私どもとしては必要なサービスが必要な方々に届けられなければならないと思っておりますので、今後とも各関係機関の方、それから事業者のお声もお聞きしながら、必要な場合には国に積極的に働きかけを行ってまいりたいと考えております。

◎坂本（孝）副委員長 事業者の意見を聞くということは本当に大事でして、ただたまにたまの機会に聞くということではなくて、今本当に厳しい時代になっていますので、県のほうでしっかりと調査計画のようなものもつくっていただいて、高知県内の医療・介護がしっかりと続けていくことができる、高知型、これをぜひ模索していただきたいと思っておりますので、これはお願いをしておきます。

◎岡本委員 今坂本委員が質疑した中で、事業者の経営が成り立たなくなっていくという関連で、先ほど補正予算の中で高台移転を取りやめたという報告がありましたよね。これはそういう事情があつてのことになるんでしょうか。

◎中村高齢者福祉課長 どちらかといいますと、用地確保のめどが立たなかったということです。当初予定しておりましたところを再度調査した結果、見合わせをしたと。

◎岡本委員 高台移転するぐらいですから、津波へのおそれがあると思うんですけれども、その後の用地確保については十分取られるんでしょうかね、金額。

◎中村高齢者福祉課長 まだ町のほうと協議をされているということで、来年度すぐというのがなかなか難しいようですので、引き続き用地確保に取り組んでいかれて、いずれは移転したいということでお話を聞いております。

◎岡本委員 わかりました。

◎中根委員 私もちよっと関連するんですけれども、特養の待機者がまだ2,800人いると、中身、内訳いろいろありますけれど、そんな中で第5期計画の中で91床やめたところがあると、どういう原因でやめたのかわかれば教えていただきたいと思います。

それから、これに付随をして6期計画なども626床という計画がありますけれど、それこそ今の報酬の問題やいろんな点で本当に可能な状況かどうか、見通しをどんなふうにかけていらっしゃるのか、その2点。

◎中村高齢者福祉課長 まず、5期計画中に計画を中止したものにつきましては、小規模の特別養護老人ホームが3施設ございまして、これにつきましては2施設が公募したものの応募がなかったということです。もう一施設につきましては、市町村での調整がつかなくなったというお話を聞いております。

それからもう一つは、ショートステイからの転床を考えていたんですけれども、引き続きショートステイのまま置いておくことになりまして、中止になった事例がございます。

◎中根委員 その2施設、公募はしたけれども、利用者を集められなかった。

◎中村高齢者福祉課長 事業者ですね。

◎中根委員 事業者、ああそうですか。

結局、その経営状況、入りたい人はいるけれども、つくっても無理があると、このあたりのひずみを埋めない限り、これから後の626床もなかなか難しいんじゃないかと思うんですが、その点はどうですか。

◎中村高齢者福祉課長 今回の公募に応募がなかったことも受けまして、市町村においては次回、小規模の特別養護老人ホームなどについて、何か別のサービス事業などとセットで公募することも考えていくというお話はお伺いしております。

◎中根委員 なかなか介護報酬のあり方も厳しくて、私なんかがちらちら聞くのに、ショートステイもやめなければならないとか、いろんな話が聞こえてきます。ですから、そういう意味では先ほど坂本委員のお話にも、必要があれば国に向かって言っていきますとありましたが、いや本当に今の時点でも必要、国に向かって言っていくことがたくさんあるように思います。そういう点では、担当課も大変でしょうけれど、ぜひ実態と一緒に高知県版のここを解決しないと進めませんというあたりは、国に向かって提言をお願いしたいと思います。

◎桑名委員 先日、高知市の認知症カフェに行ってきたんですけれども、月1回やっているところで、家族の皆さんもたくさん来て、認知症の方も僕たちにお茶を入れてくれて、いいなあと思って、私も初めてだったので、よく感じていました。その運営はどうやっているかといえば、1杯、行ったら150円でお茶をたててもらっていただくということなんですけれども、ここは高知市だから県の援助はなくて、ただ財政的支援がないから1

杯150円だけでそれを運営するのは、結構厳しくて、今後苦しいと。ただ、その場所はある社会福祉法人の施設のところを借りていると、そのまま使わせてもらっているからうちらなんかはできるんだけど、これからそういった認知症カフェみたいなものを新たにつくろうとしたら、1杯150円とか200円もらっても、会場代すら出ない状態で、高知市の職員も来ていたんで、高知市はどうして出さないんだという話をしたら、高知市まだそこまで考えが及んでいないかもしれないけれど、国からもらう方法があるから、それは求めていきたいと言っていたんですけども、高知市は別として、別の県が管轄する市町村で認知症カフェをこれからどんどんつくっていこうと思うんですけども、そういう財政的な支援は、県はこれからふやしていこうとするのか、それとも運営者に任せるのか、こういった方向で進んでいくのでしょうか。

◎中村高齢者福祉課長 基本的には、認知症対策の根本というのが、市町村が積極的に取り組んでいく事業となっておりまして、例えばちょうど介護保険制度の見直しの時期に当たりますので、市町村のほうでそれが介護保険事業の地域支援事業、市町村が行う総合事業として必要なサービスであると認定すれば、例えば補助金を出したり委託をして運営していただくような方法もとれるわけです。ただ、市町村がまだ現実的になかなか細かいところ、どのサービスがどうでという整理がまずできていないのが実情でございまして、来年度ぐらいから徐々に整理をしてきて、市町村にとって本当に必要なサービスがどれなのかが見えてきたら、実際にこういった支援をしていくか具体的に考えられていくと思います。

◎桑名委員 確かに私も市の職員の方とお話ししていたら、多分そういったこれからのいろんな支援の仕方があって、別に大きなお金じゃないと思うんで、そんなに難しい話じゃないんだけど、市町村の中で整理ができていない。ただし、物だけが先に進んでつくられているということなんですけれども、認知症カフェ、本当によくて、あのときは家族の方が来て、講師の方や薬剤師の方が来て、そういった認知症の方に薬の誤飲をさせない方法とか、そんなことをやって、それからまた和やかにやっていたんですけど、ああいっただのものをこれからどんどん進めていかなくちやいけないけれど、財政的なところでそれが行き詰まるんだったら、これもいけないし、長続きさせないといけない問題なんで、そこは県がしっかりまた見て、指導していただきたいと思います。

◎中村高齢者福祉課長 また国のほうで活用できる事業等ありましたら、御紹介もさせていただきますと思います。

◎桑名委員 お願いします。

◎西内（健）委員 ここで聞くのが適切かどうかちょっとわからんですが、医師の訪問診療の同一建物への診療報酬が4分の1になったということで、県外なんかやと特養もそうやし、グループホームなんかもなかなか医師が提携してくれなくなったなんていう事例

があるようですけれど、県内はどうなんでしょうか。

◎中村高齢者福祉課長 記事は読んだことがあるんですけども、県内で具体的にそういったお話を聞いたことはありません。

◎井奥地域福祉部長 それは参考ですけれど、今委員がおっしゃられたようなところで、他県では結構サービスつき高齢者住宅の問題が発生しています。本県でも、比較的高住と言いますけど、サービスつき高齢者住宅の新設は比較的落ちついたほうなんです。また、その中でも今おっしゃられたように、新設を予定しておったところが一定報酬がギャンブル的になっていますので、撤退ではないですけど、ちょっと見直しということは幾つかの業者がいらっしやると聞いたことがあります。

◎西内（健）委員 わかりました。

◎中根委員 要支援1、2の方たちがある意味、介護の状況からちょっと外れる、そんな中で、私なんかも日常的に見ていて、ひとり暮らしがもうこれ以上ちょっと無理じゃないかと、とてもおぼつかない、だけれど頑張っているなという方が本当にたくさんいらっしやいますよね。この独居老人の人口もどんどんふえている状況のもとで、高齢者向け住まい確保対策モデル、これは新たに出ていますけれども、これ5市町村が来年度実施の方向に向けてということですが、もうちょっと詳しく教えていただいて、それでこの介護度ではないんだろうけれど、ここに参加できる要件はどんなになっているんですか。

◎井奥地域福祉部長 要件ですけれども、基本的には市町村長が設定することになるかと思います。イメージとしては、今おっしゃられたように、要支援ぐらいの状態で、一定日常生活的なサービスを提供すれば、そういう別の施設、居住系サービスとか、グループホームとか、そういうところに入らなくても済むような方に一定所得の状態とか、家族構成とかというものを一定市町村で要件設定していただいて、そういう方を住まわせていただくと、その際一番ポイントになるのは、どうしても一定支援が必要ということですので、その周辺で新たに建てる建物の中でサービスを提供すると、老人ホームになってしまうことになりますので、サービス提供事業者がいる周辺でもってそういう方を地域の方とそういう要支援的なサービスを提供する事業主体が見守っていくということで、立地場所と構造については、市町村長のほうで一定知恵を出し、創意工夫をしていただくことになります。もしうまくいくと、今の先行型の交付金、あちらのほうはハード整備はアウトですけど、一定ソフトとハードとセットで、先ほど言いましたような形でもってサービスつきの市町村独自の高齢者の住まいということになれば、交付金の先行型を使えるよう認めていただければ、極端な話、市町村負担なしでできるという可能性があるような形です。それを先行して県のほうで一定財政支援措置をしようとするのが27年度の当初予算になっています。

◎中根委員 ということは、これから市町村がまだ土台をつくらんといかん状況なんで

すね。

◎井奥地域福祉部長 その一つのベースになるものを予算として示して提案した形になって、戸数ですと、6とか、所得であると大体この辺とか、介護度であればこの方、でやると、大体社会保障負担、当然制度外のサービスですので、そこへ持っていくことによって、社会保障負担の軽減と雇用の場の発生という形で、創意工夫で地方創生じゃないですけど、やろうとすればうまく回していただければ。ただ、箱物をつくっただけでは、恐らく多分入る方はなかなかいないと思うんですよ。一定の地域の方の見守りとそういうサービス提供事業者からの生活支援が受けられるということをセットにして、市町村のほうで積極的にやっていただけたところには、県として前倒しで支援していこうという形です。

◎中根委員 ちなみに、その5市町村は教えていただいても大丈夫ですか。

◎井奥地域福祉部長 その5市町村はモデル的にきょう朝刊でも報道がありましたけれど、四万十町のほうはもう既に動いていただいています。あとのところは、各福祉保健所管内ごとに1カ所ぐらいずつやっていきたいと。先ほど言いましたように、サービスの部分での提供というものがきちっとしていないと、つくったものの入居者がいなかったということにもなりかねませんので、そこは市町村のほうでじっくり本当の地域のあり方、将来像を描いていただけてやっていただけたら、建設費とかうまく国の金を活用すれば、すごく財政負担が少なくて、結果的に地域に住んでいただけて、経済的な効果と社会保障負担の軽減が図れることも可能だという形になります。

◎川井委員長 ほかにございませんか。

(な し)

◎川井委員長 質疑を終わります。

〈障害保健福祉課〉

◎川井委員長 次に、障害保健福祉課の説明を求めます。

◎福留地域福祉部副部長（総括）兼障害保健福祉課長 障害保健福祉課でございます。よろしくお願いたします。

当課の平成27年度当初予算と平成26年度補正予算、また条例議案2件につきまして御説明をさせていただきます。

なお、関連いたしますので、第2期日本一の健康長寿県構想につきましても、あわせて御説明をさせていただきます。

まず、平成27年度の当初予算でございます。右上に②と書かれました当初予算議案説明書の168ページをお願いいたします。

まず、歳入予算につきまして、1行目の12繰入金金が8億8,000万円余りの減となっております。これは中ほどにあります、頭に丸印のついた地域経済活性化・雇用創出臨時基金

など、3つの基金からの繰入金が事業終了に伴い事業費への充当がなくなったことによるものでございます。

次に、一番下でございます15県債につきましては、平成27年度から主体工事に着手します療育福祉センターと中央児童相談所を一体的に整備する（仮称）子ども総合センターの工事費等に充当するものでございます。

続きまして、歳出予算でございます。

171ページをお願いいたします。

右端の説明欄の上から3行目の障害者福祉推進費でございます。この中で下から4行目の事業継続計画策定支援講座実施委託料は、障害者支援施設などのBCP策定を支援するものでございます。

次に、172ページをお願いいたします。

1行目の3、障害者社会参加推進費でございます。中ほどでございますタウンモビリティ推進事業費補助金は、障害のある方など移動に不自由を感じている方を対象に、高知市中央商店街において車椅子の貸し出しやボランティアによる付き添い等のサービス等を行い、買い物などを楽しんでいただく事業でございますが、27年度は利用者の休憩スペースの確保などに向けまして支援を拡充してまいります。

次に、173ページをお願いします。

一番下の9、障害者自立支援事業費は、障害福祉サービスの給付負担金や人工透析などの医療費の負担金を初め、サービスの確保対策などに必要な経費を計上しております。

この中で、次の174ページの5行目、中山間地域障害福祉サービス事業所支援事業費補助金ほか、その下になりますが、10の地域生活支援事業費の中の在宅障害者支援事業費補助金など、健康長寿県構想に位置づけております事業について、これから一括して構想のほうで説明をさせていただきます。

それでは、健康長寿県構想の76ページをごらんいただきたいと思います。

予算議案説明書の順番と異なりますが、構想のページの順番で御説明をさせていただきます。

まず、自殺・鬱病対策の推進でございます。左上のグラフにありますように、本県の自殺死亡者数は、平成22年に200人を下回り、平成25年には160人となっております、減少傾向にあります。人口10万人当たりの自殺死亡率は全国に比べて高く、依然として厳しい状況が続いております。

平成27年度の取り組みにつきましては、次の77ページでございます。

まず、左上の中山間地域での取り組みの強化では、福祉保健所を中心とした身近な地域での関係機関のネットワークの強化に取り組みますとともに、その下ですが、地域で相談に当たる人材の育成としまして、傾聴ボランティアや高齢者こころのケアサポーターの養

成に継続して取り組むこととしております。

右側のアルコール問題への対策の強化では、昨年6月に施行されましたアルコール健康障害対策基本法に基づく県の推進計画の策定に向けまして、関係機関が連携して適切な支援体制が整備されるよう、関係者による会議を開催するほか、普及啓発にも取り組んでまいります。

また、自殺者の2割を占める自殺未遂者の対策としまして、今年度実施しております実態調査の結果をもとに、来年度はモデル地域において関係機関と連携により支援につながる体制整備に向けた検討を行うこととしております。

次に、78ページをお願いします。

ひきこもり自立支援対策の推進でございます。左上の現状ですが、精神保健福祉センター内のひきこもり地域支援センターの相談対応件数は増加傾向にあり、今年度は月平均70件程度となっております。27年度の取り組みにつきましては、センターを中心としたネットワークの構築強化として、引き続き関係機関による連絡会議を開催しますとともに、市町村等の地域の支援者の人材養成研修などに取り組めます。

また、ひきこもり当事者の方への個別集団支援として、地域支援センターにおいてコミュニケーション能力を向上させる訓練を行うほか、青年期の集いを開催していくこととしております。さらには、地域の団体による居場所づくりへの支援なども継続して行ってまいります。

少し飛びまして、92ページをお願いいたします。

障害福祉サービスの確保・充実でございます。27年度の取り組みのうち、拡充する事業と新規事業について御説明させていただきます。

まず、中山間地域のサービスの確保では、居宅サービス等の確保に向けまして、遠距離の居住者にサービスを提供した事業者に助成を行っておりますが、27年度からは新たにアンダーラインのところですが、保育所等に通う障害児に訪問支援を行う場合も助成の対象とすることとしております。

その下の重度障害児者への支援の充実では、ヘルパー利用支援事業として、入院中などに家族のかわりにヘルパーが付き添いを行う場合の助成に加えまして、27年度からは重度障害児の保護者がみずから通所事業所への送迎を行う際に、ガイドヘルパーなどの付き添いサービスを利用した場合にも助成を行うこととしております。

右側の障害特性に応じたきめ細かなサービスでは、強度行動障害のある方への支援体制の充実として、短期入所支援事業では、利用の際にマンツーマンに近い手厚い支援が受けられるよう、入所施設へ助成を行っていますが、27年度からは対象施設をグループホーム等にも拡大することとしております。

あわせて、その下の新規事業ですが、強度行動障害支援者研修として、障害者施設など

の職員を対象に専門的な研修を実施し、人材の育成を行うこととしております。

次に、93ページをお願いします。

障害者の就労促進の取り組みでございます。現状のところの表でございますが、障害者の就職者数は昨年度は467人と過去最高となりましたが、新規求職者数は約1,000人となっております。就職率は46%にとどまっております。また、全国調査では就職した人の3割から4割の人が3年以内に離職しているという調査結果も出ておりますが、中でも勤続年数の表にありますように、精神障害者の勤続年数が最も短くなっており、職場定着への支援などを強化する必要がございます。このため、27年度の取り組みといたしまして、障害者の雇用義務がある民間企業を中心に戸別訪問活動を継続し、雇用の要請とともに職場実習の受け入れ先の開拓も行ってまいります。

また、新規事業として、障害者就労支援施設に障害者職業訓練コーディネーターを配置しまして、精神障害者等向けに職場実習から定着支援まで一貫した支援を継続できる体制を整備しますとともに、福祉施設から一般就労への移行が促進されるよう、就労意欲の向上や職業訓練の充実にも取り組んでまいります。

さらには、企業で働く障害者が仕事の後や休日などに集まって交流したり、生活面での相談などができる交流拠点を新たに1カ所整備することとしております。

94ページをお願いいたします。

施設利用者の工賃アップの取り組みでございます。昨年度の県内障害者施設の月額平均工賃は過去最高の1万8,738円と全国4位となりましたが、障害のある人が障害年金と合わせて経済的に自立するためには、今後ともさらなる工賃アップに取り組む必要があります。このため、27年度は施設の利用者が主体となった工賃アップにつながる生産体制の構築に向けまして、食の安全国際規格の認証取得に取り組んだ県内施設の利用者支援の事例などを活用したマネジメントシステム研修を障害者施設の職員を対象に実施することとしております。

また、引き続き商品開発や品質管理、市場開拓などの指導・助言を行う工賃向上アドバイザーを施設に派遣しますとともに、緊急雇用基金の地域人づくり事業を活用して施設の受注力の底上げと技術力向上を支援してまいります。

95ページをお願いいたします。

発達障害児者への支援体制づくりでございます。左上の現状と課題にありますように、療育福祉センターの発達障害の受診者数は、この14年間で5倍に増加しているなど、発達障害児者の医療や福祉のニーズはますます高まってきております。このため、27年度の取り組みとしまして、高知ギルバーク発達神経精神医学センターにおいて、引き続き不足をしている専門医師の養成に取り組んでまいります。

また、身近な地域における支援の場の確保に向けまして、新たに発達障害児地域支援モ

デル事業として中山間地域の保育所等において障害のある子供の特性に応じた適切な支援が行われるよう体制づくりを支援することとしております。

さらには、ライフステージに応じた支援体制を確保するため、つながるノートの普及により支援内容を引き継ぐ仕組みづくりに取り組みますとともに、発達障害者支援センターの地域支援機能を強化し、発達の支援などを行う市町村を支援することとしております。

99ページをお願いいたします。

療育福祉センターと中央児童相談所を一体的に整備します（仮称）子ども総合センターでございます。本年度は実施設計などを行っておりますが、右側のイメージ図をごらんください。子ども総合センターは、鉄筋コンクリートの3階建ての北棟と南棟の2つの建物で構成することとしております。27年度はこのうち診療所の外来部門や病棟、発達障害者支援センターなどが入ります南棟の新築工事等に取りかかる予定としております。南棟の建設工事は、平成28年秋ごろに完成する予定でございます。北棟も含めました全体の完成は、現在のところ平成29年度末を見込んでおります。

それでは、議案説明書のほうに戻っていただきまして、178ページをお願いいたします。

178ページ中ほどの21、障害児・者施設整備事業費でございます。27年度は通所施設であります障害福祉サービス事業所1カ所の高台移転のほか、児童発達支援センター1カ所、グループホーム3カ所を新たに整備等をする予定としております。また、グループホーム等の整備にあわせて災害時における在宅障害者の避難施設を2カ所整備する予定としております。

179ページをお願いします。

下から5行目の26、療育福祉センター費から181ページの30、発達障害者支援センター費までは、療育福祉センターの運営に要する経費でございます。

次に、182ページをお願いいたします。

中ほどの33、高知医療センター精神科病棟運営支援事業費は、高知医療センターのこころのサポートセンターの運営支援の経費でございます。高知医療センターこころのサポートセンターでは、精神科医師の退職に伴い、平成25年1月から成人の入院の受け入れを停止し、現在は児童・思春期の外来入院及び成人分野の外来診療を行っております。こうした状況が長期化しておりますことで、県民の皆様、また関係する医療機関などに対しまして御迷惑をおかけをしております。県では医療センターとともに高知大学を初め関係する大学への精神科医師の派遣要請なども行っているところですが、今後も全力で医師確保に取り組んでまいります。

以上、当課の歳出予算の合計でございますが、182ページの下にございますように、109億679万2,000円となっております、26年度当初予算と比べまして2億4,600万円余り

の減となっております。

続きまして、184ページをお願いいたします。

債務負担行為につきまして、1番から3番までは療育福祉センターの給食業務、洗濯業務、機械設備等管理に関する委託料でございます。業務の効率化と事務処理の軽減を図るため、2年の複数年契約を行いたいと考えております。

一番下の療育福祉センター・中央児童相談所整備事業費は、先ほど御説明しました（仮称）子ども総合センターの整備のうち、平成28年度までの工事期間となります南棟の建築工事等に要する経費でございます。

続きまして、補正予算でございます。右上に④と書かれました補正予算議案説明書の78ページをお願いいたします。

上から4行目の4、地域生活支援事業費は、市町村が実施をする日常生活用具の給付や移動支援などの事業に要する補助金が見込みを下回ったため減額となるものでございます。

次に、79ページをお願いします。

中ほどにございます12、障害児・者施設整備事業費は、予定をしていた施設整備が国の予算の関係で採択されなかったことなどによりまして、減額をお願いするものでございます。

下から3行目の14、障害児施設支援事業費は、障害児施設等の利用に係る給付費や措置委託料などが見込みを上回ったことなどにより増額をお願いするものでございます。

80ページをお願いいたします。

上から3行目の15、療育福祉センター・中央児童相談所施設整備費は、周辺住家の工損事前調査委託料などが見込みを下回ったため減額をするものでございます。

次に、下から3行目の16、高知医療センター精神科病棟運営支援事業費は、高知医療センターこころのサポートセンターにおいて、運営に係る収支差額が見込みを下回ったため減額をお願いするものでございます。

次に、条例議案でございます。右肩に⑤と書かれました条例その他議案の66ページをお願いいたします。

第66号議案高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例、それから69ページでございますが、第67号議案高知県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例、この2つの条例につきまして、議案参考資料で御説明をさせていただきます。

別とじの議案参考資料、障害保健福祉課のインデックスのついたページをお願いいたします。

まず、改正の趣旨でございます。いずれも国が定める基準省令が改正されたことに伴い条例の改正をお願いするものでございます。

次に、改正の概要でございます。

1の指定障害児通所支援の基準条例につきましては、括弧書きのところですが、就学前の障害児に療育支援を行う児童発達支援や就学後の障害児の放課後等デイサービス、地域支援機能をあわせ持つ児童発達支援センターなどの指定基準を定めたものでございます。今回の改正は3つございます。

まず1点目は、児童発達支援センターが地域支援機能を発揮するため、新たに保育所や幼稚園等からの相談に応じ、必要な援助を行う規定を設けるものでございます。

2点目は、障害児が利用できるサービスが地域にない場合、新たに介護保険法による看護小規模多機能型居宅介護事業所において児童発達支援または放課後等デイサービスを提供できるようにするものでございます。

3点目は、放課後等デイサービスにおける重症心身障害児の受け入れを促進するため、新たに看護師等の配置基準を設けるとともに、利用定員規模の緩和を図るものでございます。

次に、2の障害福祉サービスの基準条例につきましては、デイサービスや短期入所、グループホームなどの指定基準を定めたものですが、今回の改正は2点ございます。1点目は、障害児と同様に大人の障害者についても、介護保険の看護小規模多機能型居宅介護事業所においてデイサービスや短期入所を提供できるようにするものでございます。

2点目は、現在グループホームの利用者のうち、重度の方についてはグループホームの職員以外に外部のホームヘルパーによるサービスを受けることができるという特例がありますが、この特例の期間をさらに3年間延長するものでございます。施行日はいずれも平成27年4月1日としております。

障害保健福祉課の説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

◎川井委員長 質疑を行います。

◎溝渕委員 高知医療センターの精神科病棟の支援のお話もありましたが、27年に向けては精神科の先生のことを含めて相当方向性は見えてきた、こういう認識でいいですか。

◎福留地域福祉部副部長（総括）兼障害保健福祉課長 医療センターのこころのサポートセンターでございますけれども、これまで高知大学等に医師派遣の要請をしてきておまして、県外の大学等にも医療センターとともに行って要請をしている状況にございます。そういう中で、ことし2月から高知大学のほうから御紹介を受けた先生に、今は2週間に1度という形ですけれども、来ていただけるようになっております。この先生にぜひ常勤の医師として、勤務していただきたいということで、これからも取り組んでいきたいと考えておりますが、4月当初から常勤医師が1名ふえる状況にはございませんので、成

人病棟の再開については、4月当初から難しい状況でございます。

◎**溝渕委員** 最初の目的もあって、先生のことはもちろんあるわけですが、精神科の先生も1名ではいかんじゃないですか。

◎**井奥地域福祉部長** 委員おっしゃるように1名ではなかなかと、入院機能がついてますんで。もう一名の助手的な立場の方は、一定医局のほうも自動的に入院機能を復活したときに、指導的な立場でやっていただく医師とセットで開院に持っていきたいということです。今副部長からお話がありました方が一応非常勤みたいな形で、この間の病院議会でも、現院長からお話があったと思いますけれども、県民の要望も強いところですので、議会からも経緯等を含めて御指摘受けていますので、前向きに何とかやっていきたい。

◎**溝渕委員** 本当に早くね、余り休む期間が長うなると、心配も多くなりますので、積極的に努力して行ってほしいと思います。

◎**桑名委員** 施設利用者の工賃アップについてですけれども、年々工賃もアップして、全国第4位ということで、改善されていると思います。そして、一応県、市町村の発注も徐々に上がってきています。ただ、今1万8,000円台ですけれども、目標工賃が3万7,000円ということですが、A型とB型それぞれ本当は工賃の単価というか、平均が違ってくると思うんですよ。私もお聞きすると、A型だと大体7万円で、B型だと1万8,000円と、この目標を見ると、両方が一緒になって3万7,000円という目標なんで、だから現実的に1万8,000円まで上がっても、この目標単価にはまだまだ届かないということで、この目標の立て方もA型だったら幾ら、B型だったら幾らと立てたほうが、もっとわかりやすし、目標に向かって現実的な数字が上がってくると思うんですが、そもそもこの目標設定の中でA型とB型合わせて3万7,000円としたのは何かわけがあるんでしょうか。

◎**福留地域福祉部副部長（総括）兼障害保健福祉課長** 目標工賃の3万7,000円でございますけれど、こちらのほうは就労継続支援B型事業所の工賃目標ということで設定をしているものでございます。就労継続支援のA型事業につきましては、最低賃金を保障する事業でございますので、こちらのほうは県内平均でも先ほど桑名委員のほうからお話がありました7万円を超えているような状況でございます。この3万7,000円の工賃目標を達成しているB型事業所、まだ県内で5カ所程度にとどまっております。80ほどの事業所がございす中で、また事業所ということでございすが、今後とも公的機関からの発注を含めまして、工賃アップにつながる取り組みをさらに強化をして、この目標を達成していただけるように取り組んでいきたいと思っております。

◎**桑名委員** ということは、この3万7,000円というのは、B型の目標としたらよろしいですかね。

それと、障害者施設への県、市町村の発注状況ですけれど、やっぱりこういったものは行政が大きくかかわっていかなくちゃいけないと思うんですが、この1億2,000万円のうち、現在県はどれぐらい発注しているんです。

◎**福留地域福祉部副部長（総括）兼障害保健福祉課長** 優先調達推進法が施行されてから、この調達目標を各県もそうですし、市町村でも計画を策定して発注に取り組んでいるところがございます。平成25年度の発注状況でございますけれども、高知県が約3,400万円でございます、市町村等が8,700万円、こういった状況になっております。

◎**桑名委員** 県の3,400万円って大体どんなものです。

◎**福留地域福祉部副部長（総括）兼障害保健福祉課長** 県の発注内容としまして、一番多いのはやはり印刷でございますね。印刷、清掃、あるいはテープ起こし、こういったものが多くなっております。

◎**桑名委員** 来年度何かまたふやしていく見込みというか。

◎**福留地域福祉部副部長（総括）兼障害保健福祉課長** この優先調達推進法に基づく調達計画では、前年度を上回る発注を目標にすることにしておりまして、また県の全部の所属に対して、またそのことについて徹底をしていくようにしております。

◎**桑名委員** お願いします。それともう一点、これは障害者の家族というか、団体のほうから言われたんですけれども、93ページにあります福祉的就労から一般就労への移行促進ということで、これは内容的にはいいんですけれども、福祉的就労という言葉がそぐうのかなと、もっと言葉自体ないのかということで、団体からも言われているんですけれども、そのところはデリケートなところもあるんですけれども、何かこの言葉が変わるような、もっと前向きな言葉で置きかえていただければと思います。

◎**福留地域福祉部副部長（総括）兼障害保健福祉課長** また後ほど御説明をさせていただきますが、第4期の障害福祉計画の策定を進める中で、障害者施策推進協議会からもそういう御意見をいただいております、もっとわかりやすい表現の仕方をぜひ検討していきたいと思っております。

◎**桑名委員** お願いいたします。

◎**田村委員** 高知ギルバーク発達神経精神医学センターですかね、これの取り組みの状況、これだけちょっとわかりにくいんで、実際に。

◎**福留地域福祉部副部長（総括）兼障害保健福祉課長** 長寿県構想の95ページでございますが、右の下のほうにギルバーク発達神経精神医学センターの状況を載せておりますが、現在研究員が15名で、そのうち精神科の医師が5名、小児科の医師が7名、医師12名が研究員として参加をしている状況でございます。スウェーデンのヨーテボリ大学のギルバーク教授に定期的にセンターのほうに来ていただいております、それぞれ研究員が研究目標、テーマを設定して研究活動に取り組んでいるということございまして、そうし

た活動を通じて診療技術を向上して、専門的に発達障害を診れるようになっていくということで、そういうものを続けている状況でございます。

◎**田村委員** 今のところ、関連する施設、受け皿とか、そこらあたりは余り今後は考えていないですか。

◎**福留地域福祉部副部長（総括）兼障害保健福祉課長** 現在、参加いただいている12名の医師については、県内の医療機関に勤務をされている医師が定期的にこちらのセンターのほうで研究活動しているということでございます。この取り組みを始める前は、県内で専門家医師が4名程度という状況にございましたが、現在は10名程度にまでふえてきておりまして、そうしたことを通じていろんな関係施設への支援についても、これから行われていける状況になってくるのではないかと考えております。

◎**高橋委員** 障害者の就労支援で、一度福留副部長から資料をいただいて、土佐市の施設なんで、市町村が所管となってやっている事業だと思う。20歳を過ぎた女性で障害者施設に行っ、朝9時ぐらいに迎えに来ていただいて、就労して、夕方4時ぐらいに帰ってくる。1日どういった労働をしているのかは、中身は僕は知らないんだけど、1カ月ずっと、月曜、火曜、水曜、木曜、金曜と行って、土日祭日は休みよね。それで、1カ月にいただける手当が5,000円だというのよ。その女性のお父さんからの御相談なんだけど、5,000円では何もできないと。娘なんでおしゃれもしたいだろうと、もう少しそういった部分の就労支援、資金の出せる方向はないんだろうかと御相談をいただきました。それで、調べてみたら、施設、一定の基準額はあるようなんだけど、施設がそういった一つの金額を決めていて、それからもう一ランク障害の程度が少ない子供にはもう少し手当があるようなんだけど、5,000円なら子供の小遣いのようなもので、県としてもう少し手当を上げれる方法をみんなで知恵を絞ってあげてね、なかなか働こうなんていったって、どこも雇ってくれないから、そういった施設で1日拘束をされて頑張っているんで、我々からしてみれば、そういった子供たちこそ何かの手だてをしてあげて、一定拘束をされて働けば、化粧品の一つもおしゃれができるぐらい、何万円とは言わないけれど、少なくとも2万円ぐらい出してあげれば、何か買うこともできるだろうし、そういったことをぜひ考えていってあげてよ。できたら、施設も、よく副部長なんかも視察に行ったことあるかもわかりませんが、現場を見てあげて、ぜひ保護者の目線でのことも考えてほしいなど、議案とは関係ないんだけど、見せていただいた様子をお話しさせていただいて、ぜひ考えてあげていただきたい。

◎**中根委員** 障害の程度って本当にさまざまで、そんな中で重度の障害児を持っているお母さんたちが、結局自宅で介護をしながら障害児学校に行っ、卒業した時点でもお母さんは働きながら、さまざまな施策をつなぎながら、子供さんを施設に預けるんじゃないかと、自宅で介護を基本的にして、いろんな施設が例えば朝10時からですと、お母さんは9

時前には仕事に行かなければならない。そういう時間差を埋められるような施設などももうちょっと早い時間から利用できるような制度にできないだろうかという御相談がありました。施設に預けるのではなくて、家族を最後まで自分たちの家庭で見たいという思いに応える施策が何でできていないんだろうとされているところでして、いろんな施策づくりのときにぜひこうした点を頭に入れておいていただきたいなと思うんですが、そんな声は結構上がっていませんか。

◎福留地域福祉部副部長（総括）兼障害保健福祉課長 障害者の方がサービスを利用する際に市町村のほうから支給決定を受けるわけでございますけれども、その際に今度の4月からはサービスの利用計画、ケアプランを必ず作成をした上で、サービスの利用の決定を受けるという仕組みに変わってまいります。現在、経過措置期間で順次市町村でこの計画づくりが進んでいる状況でございますが、そうした中でやはり多様なニーズがあることは、市町村にも上がってきておまして、そういった声をケアプランをつくる際に事業所のほうへお伝えをして、事業所でそういうニーズに対応していただけるようにしていくといったところは非常に大事だと思いますので、これから相談支援の充実を図っていく中で、きめの細かいサービス提供につながっていくように取り組んでいきたいと思っております。

◎中根委員 もう一点。このごろ発達障害の問題や高次脳機能障害、いろんな障害がどんどん目の前に新たに出てきているような気分になっているんですけど、発達障害がずっと見過ごされていて、つい最近22歳の青年が初めて自分が発達障害であることを自覚したと。それまで病院にかかったこともなくて、それで保護者の方もそうしたことを自覚していなくて、今考えたら、ああそうだったのかというところがたくさんあるという方がいらっしゃいます。一生懸命高等学校を出てから若者就労支援センターに行っているんです。だけれど、4年たっても、ほんのちょっと職場に行っても、マッチングしないですぐにやめてしまわなければならない、そんな状況が続いていまして、学校時代もそうだったかもしれませんし、いろんなところに専門家と出会う機会が少なかったために今に至っているのかなあという事例がありまして、そういうのを見ながら考えると、この就労支援というのはすごく大事で、しかもここに熟練したプランナー、ケースワーカー、そういう方が本当に必要なんだろうなと思うんですが、こういう就労支援についての人的配置とかという点では、この計画で十分なのかどうか。

◎福留地域福祉部副部長（総括）兼障害保健福祉課長 発達障害のある方の就労支援は非常に大事なところだと思います。現在、先ほど福祉的就労というお話もございましたけれども、障害者の就労継続支援の事業所等を発達障害のある方も多く利用されている状況にございまして、そうした中で一般就労に向けた支援なども行われているところでございます。発達障害の特性に応じた支援の方法がございまして、そういった一般就労につな

がった成功事例、こういったものもだんだんと積み上げていく中で、この就労支援の技術を各障害者施設で高めていただく、ここをこれからも取り組んでいきたいと思っております。

◎中根委員 先ほど来、ほかの委員からもお話がありましたけれども、やっぱり障害もいろいろあるけれども、自立して生活をしてみたい。社会にしっかり参加していきたい、そういう希望が私が出会っている青年はとても強くて、そこを励ましながらというのを見ていたら、いや、一般就労の中の障害者枠だとか、いろんな施策はこの間つくってきているなど思うんです。ただ、その枠をいかに広げるか、そうした点もこれからまた大きなキーワードになるかなと思いますので、ぜひいろんな計画をつくるときに、その目線を外さないで、充実させていってほしいと要望します。

◎坂本（孝）副委員長 ひきこもりの関係で1点お聞きしたいですけれど、高知県にはひきこもりの家族の会が幾つかあるわけですが、そういう家族が子供たちと一緒に一生懸命畑の活動とか、いろんなことをやっているわけですが、これまでそういうところは、県の支援もいただきながらやってきた。そして、これからも支援をいただけることですが、やっぱり家族の人が一番悩んでいることは、自分たちも高齢化していくわけですね。親が高齢化していく。その後どうなるか、障害のある人は全部一緒ですが、ひきこもりの人を一日も早く社会復帰させていく取り組みの中で端的に言うと、行政の支援もあるけれども、頑張っているのは親だけみたいなのところがあって、これをもっと広く社会的な参加というところまで舞台をつくっていくかと、なかなか自立しにくい状況があるがですね。そこら辺の今後の取り組みについて県ではどのようにお考えでしょうか。

◎福留地域福祉部副部長（総括）兼障害保健福祉課長 現在、先ほど御説明をさせていただきましたように、ひきこもり地域支援センターのほうで相談に来られた方の対応ということで支援をさせていただいているところですが、この中で社会技能訓練とか、ひきこもりの方のコミュニケーション能力を向上させるような個別の訓練等も行ってありますし、また青年期の集いということで、グループ活動、まずは社会参加の第一歩ということで、そういう活動に参加できるようにしようと、さらには地域の居場所ということで、こちらのほうも以前から支援をさせていただいているところですが、先ほど委員からお話がありました農作業といったような活動なども含めてされているところですので、その相談に来られた方については、地域支援センターを中心とする関係機関のネットワークの中で適切な支援ができるように、今後とも取り組んでいきたいと思っております。

◎坂本（孝）副委員長 できれば、その子供たちも成長していくわけですが、将来的にそういう今の活動がいろんな方面での就労に結びつくような仕組み、それをまた県の

ほうで考えていただけたらと思いますので、お願いします。

◎川井委員長 ほかにございませんか。

(なし)

以上で質疑を終わります。

〈児童家庭課〉

◎川井委員長 次に、児童家庭課の説明を求めます。

◎森児童家庭課長 児童家庭課です。よろしく願いをいたします。

議案といたしましては、当初予算議案と補正予算議案がございます。報告事項の日本一の健康長寿県構想は予算議案と関連いたしますので、議案とあわせて説明をさせていただきます。

それでは、議案の当初予算の一般会計から説明させていただきます。

お手元の右肩の番号②議案説明書、当初予算の185ページのほうをお願いいたします。

一般会計の歳入について説明いたします。

まず、7の分担金及び負担金の区分欄、(8)児童家庭費負担金は、児童養護施設に入所している児童に係る保護者負担金などでございます。

次の9の国庫支出金は、児童養護施設等に入所している児童に係る経費ですとか、児童扶養手当、児童家庭相談体制の整備やひとり親家庭の自立支援のための経費など、国庫補助事業について国費を受け入れるものでございます。

186ページをお願いいたします。

歳入総額で前年度比約3.6%増額の12億4,685万6,000円を計上いたしております。増額の主な要因は、児童措置委託料が積算基礎となります単価及び平均入所率の増により増額することに伴いまして、国庫負担金額の増、そして母子父子寡婦福祉資金特別会計からの繰入金が発生によるものでございます。

続きまして、一般会計の歳出について説明をいたします。

主なものは構想に位置づけておりますので、まず構想のほうで説明をさせていただきたいと思っておりますので、構想の資料の97ページのほうをお願いいたします。

児童相談所の強化に向けての取り組みでございます。児童虐待に迅速適切に対応するため、平成20年に南国市で発生した死亡事例の検証委員会からの提言に沿って取り組みを進めてまいりました。

資料右下の27年度の取り組みとしましても、組織運営の強化や職員の専門性の確保に向け、外部専門家の招聘や県外研修のほか、職種別、経験年数別職員研修体系表に基づいた研修などを引き続き行ってまいります。

また、従前からの取り組みに加えまして、外部専門家の招聘としまして、幡多児童相談所における児童心理司へのスーパーバイザーの招聘と児童相談所機能強化事業としまし

て、中央児童相談所に休日、夜間の電話相談に対応する非常勤職員4名を配置することによる相談対応機能の強化をいたします。

次に、98ページをお願いします。

市町村の体制強化でございます。相談窓口体制の強化などの課題に対しまして、資料右の27年度の取り組みにありますように、市町村職員への研修などを継続して実施し、相談体制や専門性の維持・強化に努めます。

また、来年度からは新たに市町村の支援体制の強化に向けまして出張児童相談所の取り組みをスタートさせることといたしました。職員でチームを編成し、地域に直接出向いて伴走型の支援に取り組みますとともに、その際の評価などを市町村にフィードバックすることによる改善効果などを通じまして、対応力のレベルアップを図ってまいります。

また、要保護児童対策地域協議会の活性化強化としまして、中央児童相談所に市町村支援のための専門職員の配置を行いまして、その専門性を生かし、進行管理のあり方ですとかへのアドバイスや、市町村内での連携体制の整備、ケースの見守り体制づくりなどについて支援してまいります。特に高知市については、ケース対応や見守り体制のチェックなど管理業務全般の強化に向けまして、問題意識を共有し、しっかりと取り組んでまいります。

次に、100ページをお願いいたします。

ひとり親家庭等への支援の充実でございます。ひとり親家庭は、不安定な就業や所得の低さといった課題がございますので、所得税非課税世帯で医療保険に加入している方を対象に、医療費の自己負担分を市町村と県で助成をしますひとり親家庭医療費助成事業や児童扶養手当といった経済的支援を継続しますが、平成27年度の取り組みでは、新たにひとり親家庭の親の高等学校卒業程度の認定試験の合格を支援することにより、よりよい条件での就職や転職につなげることを目的に、高等学校卒業程度認定資格合格支援事業に取り組んでまいります。

また、県内のひとり親家庭の実態を把握するため、ひとり親家庭実態調査を実施することとしております。また、この調査をもとに28年度には第3次ひとり親家庭等自立促進計画を策定いたします。

なお、「母子・父子・寡婦福祉のしおり」につきましては、引き続き27年度もひとり親家庭に対し全戸配布いたしまして、各種制度や支援機関の情報の周知に取り組んでまいります。

次に、101ページをお願いします。

少年非行防止対策の推進でございます。平成25年6月に高知家の子ども見守りプランを策定し、少年非行防止対策に教育委員会、警察本部、知事部局が連携をしながら全力で取り組んでまいりました結果、一定の成果もあらわれてまいりました。27年度の取り組みで

は、無職の非行少年の立ち直りにつながる就労支援の取り組みの強化として、就労意欲のある非行少年の職場適性を見きわめるための見守りしごと体験講習と、雇用主が被害をこうむった場合の補償制度などをセットで新たに創設することで、県内の見守り雇用主の登録を拡大し、非行少年の就労促進につなげてまいります。

また、民生・児童委員及び主任児童委員による地域の見守り活動のさらなる推進として、小学校単位で民生・児童委員等の地域の関係者と学校が情報の共有を図りながら、養育上の支援を必要とする家庭を早期に把握し、必要な相談や支援が行える仕組みにつながるように、市町村や民生・児童委員とともに取り組みを進めます。

さらに、深夜に徘徊する少年の減少と万引き防止に向けた官民協働の取り組みの強化として、現在県内の約350を超える店舗で実施されています万引き及び深夜徘徊防止のための一声運動の取り組みを各市町村の少年補導育成センターなどの関係機関と連携しながら、さらに取り組みが広がるように進めてまいります。

これ以外にも102ページ、103ページでお示ししている県警や県教委などの取り組みを通じ、関係する部局などが力を合わせまして、少年非行の防止対策にしっかりと取り組んでまいります。

以上で構想を使つての説明を終わらせていただきまして、構想に掲載していない主な事業につきまして、再び②の議案説明書のほうで説明をさせていただきます。

188ページをお願いいたします。

ページ右の説明欄をごらんください。3の社会福祉施設職員等退職手当給付事業費は、独立行政法人福祉医療機構が行っています社会福祉施設職員等の退職手当共済事業の財源を国と施設経営者、そして都道府県の3者で3分の1ずつを負担しておりますことから、その経費を計上しているものでございます。

4の児童養護施設等児童措置費は、保護者のいない児童や虐待などの理由で親と一緒に生活させることができない児童などを、児童養護施設等に措置委託をしまして、養育と自立支援などをお願いしておりますが、その児童の日常の諸経費や施設の運営に要する費用などでございます。

5の児童福祉施設等代替職員雇用事業費は、施設の職員が出産や傷病のため休暇を取得した際に、施設が代替職員を雇用する経費に対して助成をすることで、処遇内容の維持・向上につながるものでございます。

次に、190ページをお願いいたします。

10の希望が丘学園費は、児童自立支援施設希望が丘学園の運営に要する経費でございます。

次に、191ページをお願いいたします。

一番下の13の児童手当費は、児童を養育する方に給付される児童手当の経費で、県の負

担当を計上したものでございます。

192ページをお願いします。

15の青少年対策推進費は、万引き防止のためのテレビスポットの放送や小中学生と保護者向けの万引き防止リーフレットを学校を通じて配布し、啓発していくための経費のほか、児童の健全育成のため、補導教員や補導専門職員が配置されていない少年補導育成センターの活動経費などに助成をするものでございます。

予算総額になりますが、54億5,144万6,000円で、前年度と比べ3,138万7,000円の増額となっております。

主な理由は、児童手当費が支給対象児童の減による減額となっているものの、児童措置費の単価のアップ、また平均入所率の増により増額となっていることなどによるものでございます。

次に、194ページをお願いいたします。

一般会計の債務負担行為について御説明をさせていただきます。

この債務負担行為は、児童相談所の一時保護所及び希望が丘学園による調理業務のアウトソーシングに係る委託業務につきまして、2年間の複数年契約を行うこととし、債務負担をお願いするものでございます。

続きまして、母子父子寡婦福祉資金特別会計について御説明をいたします。

772ページをお願いいたします。

まず、歳入についてでございます。この特別会計の歳入は、一般会計からの繰入金と前年度からの繰越金、そして貸し付けの償還金であります諸収入、これらが歳入の内訳となっております。

773ページをお願いいたします。

歳出でございます。右の説明欄をごらんください。

1、貸付事業費は、母子父子及び寡婦の家庭へ修学資金、あるいは技能習得資金など、各種の貸し付けを行うためのもので、予算額は7,500万5,000円を計上しております。

次の償還金は、貸付金の財源として国から借り入れた金額の総額の一部を母子父子寡婦福祉法に基づいて決算上の剰余金の額が政令で定めます額を超えたため、その超えた額を国へ償還するもので、921万円を計上しております。

次の3の一般会計繰出金は、先ほど2の償還金で説明しました国への償還と同様に、貸付金の財源として一般会計から特別会計へ繰り入れていた金額の総額の一部を一般会計に繰り出すもので、1,105万5,000円を計上しております。

続きまして、775ページをお願いいたします。

特別会計の債務負担行為について説明いたします。

母子父子寡婦福祉資金貸付金のうち、子供たちが進学するために必要な修学資金など

は、修学期間が2年から6年と複数年になりますので、入学時の新規貸し付けのときに卒業までの貸付決定を行うため、債務負担をお願いするものでございます。

続きまして、26年度の補正予算について御説明をいたしますので、お手元の右肩番号④とある議案説明書補正予算のほうをお願いいたします。

81ページになります。

まず、歳入でございますが、7の分担金及び負担金は、児童措置件数が当初の見込みを下回ったため、保護者負担金等を減額するものでございます。

また、9の国庫支出金は児童措置費や児童扶養手当の対象者数が当初の見込みを下回ったため、国庫負担等の減額を行うものでございます。

続きまして、歳出について御説明をいたします。

82ページをお願いいたします。

ここはいずれも事業費が年度当初の見込みと異なったため、減額または増額をさせていただくものでございます。

最後になりますが、母子寡婦福祉資金特別会計の補正予算を説明いたしますので、383ページをお願いいたします。

◎川井委員長 説明の途中でございますが、ただいまから東日本大震災で犠牲となりました方々の御冥福をお祈りするため、1分間の黙祷をささげます。

御起立をお願いします。

(黙 祷)

◎川井委員長 黙祷を終わります。御着席ください。

それでは、児童家庭課の説明を続行したいと思います。

◎森児童家庭課長 それでは最後に、母子寡婦福祉資金特別会計の補正予算の説明になります383ページでございます。

母子家庭等に対する貸付金の実績が下回りましたため、3,000万円の減額補正をお願いするものでございます。

以上で児童家庭課の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

◎川井委員長 質疑を行います。

◎中根委員 一番最後の母子寡婦の貸付金が3,000万円も下回るというのは、例年でいったらどうなのでしょう。

◎森児童家庭課長 もともと母子寡婦福祉資金につきましては、平成20年のときに改正されまして、21年度から保証人がつけば1.5%の利子が無利子になる措置がございまして、そのときに大体150件まで貸し付けがふえておりました。その後、徐々に減ってきておりました、平成24年のとき111件、それから平成25年のときの79件という状況でございまして、今年度は大体85件ぐらいを見込んでおるという状況になっております。貸し付け

としましては、今年度は大目に十分余裕に対処できるように確保しておりましたけれども、件数としては昨年並みという状況になっております。あくまで高知市は高知市のほうで貸し付けをやっておりますので、高知市以外の状況にはなりません。

◎中根委員 春は子供たちが新たな旅立ちでいろんなものが要る時期でもあると思うんですけど、1人だけの保証人というお話がありましたが、その1人の保証人をつけることが大変で、それによって涙をのんだりする例もあるんですが、保証人を外す考え方はないですか。

◎森児童家庭課長 この貸し付けの条件につきましては、国で定められている条件ですので、そこは厳しいとは思いますが、何とか保証人を確保していただいて借りていただくということでやっていただければと思います。

◎岡本委員 27年度の取り組みということで、幡多児相へのスーパーバイザーとしてアドバイザーを招聘、年4回となっていますけれども、この年4回の取り組みの中で、職員のスキルアップがどのように図られているのか、それと職員が大変忙しい中、結構仕事をされているみたいですが、それなどへの対応、これを行うことによってスキルアップで技術的に高まって問題解決に多くつながっているのかどうか、そのあたりはどのように判断されますか。27年度の予算ですからそれとの関係があってこの予算がつけられたのか。

◎森児童家庭課長 幡多の場合、チーフのところは心理の経験のあるチーフを持っていかなければ、なかなか専任でアドバイスできるような方がいないということもございます。そういったところを、一定心理を経験した方、チーフ以上、本課で中央児相で課長クラスの方で以前そういう経験をした方もいますが、幡多ではそういう体制にはなっておりませんので、そういった部分を県外からスーパーバイズできる方に来ていただいて、心理面からのアドバイスをさせていただこうと来年度からバイザーということで呼び出すことを取り組みとして上げたものでございます。ですので、そういった中で、やはりチームで対応することになってきますので、そういったところで技術を上げていただく中で、ケースワーカーとそれから心理がともにケースに対応していただくことで、全体としてのケース対応力が上がっていくということでお願いをしたものでございます。

◎岡本委員 幡多児相でいろんな問題も起こっておりまして、この間、視察に私も行ったときに、相談範囲が広がったということで、かなり大変な状況があると。自家用車も利用しているという状況もお聞きしたところでしたけれども、そういうことへの対応もされるのでしょうか。これはスーパーバイズですから、具体的には全然関係ないわけですが、そのあたりについてはどのように考えておられるのかお聞きしたいのですが。

◎森児童家庭課長 機動力の話にかかわってくるかと思えます。平成21年だと思いますが、管内が四万十町も含まれて範囲が広がったという状況がございます。実際予算要求

でいいますと、機動力の部分で、昨年度、それから今年度も予算要求をしたところですが、査定の中で確保できなかったという状況がございます。あわせて、自家用車を使ったことに対しましては、旅費等の支給で対応せないかん部分があります。旅費については確保しております、昨年度も旅費については若干余っている状況にはなっております。

◎岡本委員 旅費を支給するかしないかという問題で言っているわけじゃなくて、それだけ忙しい、こんなに範囲が広がって、それに対応できるような体制を組む必要があるんじゃないかと思うんです。人員配置も含めてですけども。今回こういうスーパーバイズとしてアドバイザーを招聘して、スキルアップにつながって行動しやすくなっていると想像するんですけども、それも含めて体制もしっかり考えていく必要があるのではないかと思うんですけども、それについてはどのようにお考えなのかを質問しているのですが。

◎森児童家庭課長 職員の全体的なことではいいますと、人口当たりの配置でいいますと、全国1位の配置になっておりますので、まずは個々の職員の力量の部分もありますが、質の部分での向上というのはまず先かなと、そこをやっていって、それでも何か課題が出てくるということであれば、さっきおっしゃられた体制のことについても、さらにまた考えていく必要があるのかなと現時点では考えています。

◎岡本委員 幡多地域は人口が少ないものですから、人口で言われると配置が十分かもしれませんが、行動範囲ですよ、これは広いので、そのあたりも含めて私はしっかり考え、その部分もアドバイザーの招聘でスキルアップもつなげていく、これはすばらしいことやと思うんですけども、その上で活動範囲というんでしょうかね、専門家、相談員の、そこらはしっかりと考えて対応していただきたいと思います。

◎中根委員 関連ですが、今度休日・夜間も相談体制をとるというお話ですけども、そうした点で対応力をどう高めるか、それなりの人的配置も要るし、その対応する方たちのスキルアップも要るし、それからその上に書かれています弁護士による法的対応の代行とサポートというのがありますが、今どこまで踏み込むかとか、法的対応も求められることがたくさんあると聞いています。そうした点で常駐の弁護士がいるかないかも、随分カウンセラーの方たちの今相談したいとか、今どうだろうというときには、すぐに対応できる体制はとても大事なように思いますけれど、そういう全般を通した職員配置というのはしっかり考えられているかどうか、聞かせてください。

◎森児童家庭課長 まず、休日・夜間の配置の体制につきましては、これまでは委託をした業者のほうで対応していただいております。そこを非常勤という形で児童相談所の中でもしっかり研修もした職員に対応していただくことによって、相手方の要望、言いたい内容をきちんと把握して、職員にそれをきちんと伝えて十分な対応をとっていく体制を来年度からとろうということで、非常勤を4名確保というものになっております。

それから、弁護士につきましては、今も必要なときには随時御相談をさせていただいているということで、決してそこに相談しにくいという状況ではないと児童相談所からも聞いております。

なお、さらに高知弁護士会のほうでこういう児童虐待の絡みのことで、市町村も含めて協力をしたいというお考えも漏れ聞こえておりますので、そういったところも含めて今後お話もしながら、さらに関係を深めていきたいと考えております。

◎**中根委員** ぜひその法的ないろんな面も含めて学んでいくことがスキルアップにもつながるし、職員のスキルアップだけでなく、それに対応してもらった該当する方たちのいろんな意識の変化もつくり出すと思いますので、そういう応援の声がかかっているのであれば、上手に利用したらどうかと思いますので、どうぞ御検討ください。

◎**高橋委員** 児童手当を受けている子供の県内における小学校、中学校の人数、それと全国平均に比べてどうなのか、それから近年の状況、子供たちの数が減っていると思うけれど、その率がどんなになっているか、わかれば教えていただきたい。

◎**森児童家庭課長** 児童手当を受けている者はたしか8万人弱やったと思いますが、なお先ほど言われた内容につきましては、整理をしまして、また御報告をさせていただきたいと思います。

◎**川井委員長** 一つ、ひとり親家庭、この文言のことですが、給付対象も平成25年から父子にもつき出したということでございます。その中で、母子家庭等就業支援とか、あるいはその中で母子、父子とか分けるのではなく、母子家庭等就業自立支援センターとかというのは、これはひとり親家庭とか、文言を一つにしたらいいように思うんですが、背景に何か意図的なことがあるんですか。

◎**森児童家庭課長** 今、委員長が言われました母子家庭等自立支援センターの名称につきましては、県と高知市とが一緒に設立をしているセンターでございまして、うちからは名前を変えたらどうでしょうと御提案を高知市にさせていただいているところです。ただ、高知市から変えましょうという御返事がいただけていないので、来年度以降そこについては考えていきたいと思います。

それからあと、母子家庭等という事業で名前がついている分がありますけれども、これは国で定めている事業名ですので、県のほうは例えば、うちの担当チーフの名称も来年度からひとり親担当という形で名前を変えるということで対応しております。

◎**川井委員長** ほかにございませんか。

(な し)

◎**川井委員長** 以上で質疑を終わります。

暫時休憩といたします。

再開は15時20分といたします。

(休憩 15時1分～15時21分)

◎川井委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

〈少子対策課〉

◎川井委員長 次に、少子対策課の説明を求めます。

◎西村少子対策課長 少子対策課です。よろしくお願いいたします。

当課からは、平成27年度当初予算と26年度補正予算をお願いしております。報告事項の日本一の健康長寿県構想につきましても、あわせて御説明をさせていただきます。

まず、当初予算の説明でございます。お手元の右肩番号②議案説明書、当初予算の195ページをお願いいたします。

歳入でございますが、9国庫支出金の12、少子対策費補助金の右側の説明欄をお願いいたします。地域少子化対策強化交付金と母子保健医療対策等総合支援事業費補助金などの3つの補助金は、国交付金や補助金を受け入れまして、当課の事業や市町村事業に充当するものでございます。

一番下の合計欄のところでございますが、なお昨年度は保育所緊急整備事業等に充当するために、安心こども基金に積み立てるための子育て支援対策臨時特例交付金を16億円余り受け入れておりましたが、本年度はございませんので、歳入全体では昨年度に比して15億円余りの減となっております。

次に、歳出をお願いいたします。196ページをお願いいたします。

議案説明書と健康長寿県構想によりまして、主要事業を中心に御説明させていただきます。

説明欄の2、少子対策推進費でございます。1番目の子ども・子育て支援会議委員報酬でございますが、こちらは子ども・子育て支援新制度における県の支援計画の進行状況などを御審議いただく委員への報酬でございます。

次の県民意識調査委託料は、少子化対策における切れ目ない支援を進めていくため、県民への意識調査を実施し、今後の取り組みに活用するものでございます。

1つ飛ばしていただきまして、次に地域少子化対策強化交付金でございますが、国の交付金の趣旨を生かした創意工夫に富んだ新たな取り組みを実施する市町村に対して交付をするものでございます。

3、少子化対策県民運動推進事業費でございますが、長寿県構想の104ページをお願いいたします。

現状欄でございますけれども、本県の2013年の出生数は5,266人、合計特殊出生率は1.47と改善の傾向は見られますものの、少子化の状況は依然として厳しゅうございます。

少子化の問題は行政の取り組みに加えまして、企業や団体、また県民一人一人の関心を高め、理解と協力を進めながら取り組んでいくことが重要ですので、高知県少子化対策推進県民会議と連携しまして、広報・啓発などに取り組んでまいります。

右側の中段に27年度の取り組みを記載しております。今年度は国の交付金を活用し、出会いから子育てまでの全ステージを一体的に応援するフェアを開催しました。県民会議の構成団体から昨年以上の御協力もいただきました結果、来場者は3,000人余りと昨年より1,000人ほど多くの方々に御来場いただきました。次年度は今年度の取り組みの成果も踏まえまして、引き続き機運を高める取り組みを行ってまいります。

議案説明書の197ページのほうをお願いいたします。

2つ目の少子化対策県民運動推進事業実施委託料でございますが、先ほど申し上げましたフェアを開催するものでございます。

次に4、地域子育て推進事業費でございます。あわせて、長寿県構想の105ページのほうをお願いいたします。

左でございますけれども、女性の労働力率が高く、それから共働き世帯が多い、また核家族化が進んでいるといった本県の状況を踏まえ、子育てに孤立感や不安感を持つ家庭、あるいは働きながら子育てを行う家庭への支援に取り組んでまいります。

長寿県構想の106ページをお開きください。

今年度開設しました出会い・結婚・子育て応援コーナーの機能の強化の部分でございます。中段に機能1とございます出会いから子育てまでのライフステージに応じた情報提供の部分でございますが、真ん中のほうに見えてきた課題として記載しております育児や発達等に関する相談内容について、相談者の悩みに具体的に助言できる専門性が不可欠で、さらには情報提供のみにとどまらず、地域に直接出向いて相談等に対応できる体制整備が必要、そういった課題が今年度見えてまいりました。そのため、次年度は母子保健の専門知識を持つ相談員を当課に配置しまして、例えば市町村の子育て支援センターなどに出向き、妊娠期からの相談などにかかわり、市町村の子育て支援をバックアップする、そういった取り組みを行いたいと考えております。

議案説明の197ページをお願いいたします。

こちらの中段のほうでございますが、子育て応援広報紙作成等委託費というのがございます。こちらは主に乳幼児ですとか、就学前のお子さんをお持ちの子育て家庭を対象に子育てに関する情報を提供するための子育て応援情報誌「大きくなあれ」を作成配布するものでございます。

次の子育て支援ポータルサイト運営等委託料でございますが、妊娠や出産、子育てに関する情報提供、それと電話やメールでの問い合わせに助産師が対応するこうちプレマnetの管理運営、それからもう一つ、当課に開設しました高知家の出会い・結婚・子育て応

援コーナーのホームページ、こちらを充実するシステム改修に要するものでございます。

1つ飛ばしまして、妊娠・出産支援講座実施委託料でございますが、独身男女や既婚男女が妊娠や出産についての正しい知識を得ていただき、自分のライフプランを考えていただける、そういった機会を提供するため、産婦人科医師や助産師による講座を開催するものでございます。

4つほど飛ばしていただきまして、地域子育て支援拠点等運営事業費補助金でございます。この補助金は市町村にある地域子育て支援センターの運営費等に対する補助でございます。

次の地域子育て支援拠点改善事業費補助金でございますが、こちらは支援センターの修繕、それから室内の環境整備などを行う場合に補助するものでございます。

議案説明書の198ページをお願いいたします。

出会い結婚支援事業費でございます。健康長寿県構想の107ページもあわせてごらんいただきたいと思っております。

長寿県構想の現状欄にございますように、生涯未婚率や平均初婚年齢の上昇傾向が続いており、少子化対策の一つの柱としまして、未婚化・晩婚化対策の強化が急務となっております。このため、右側中段の27年の取り組みのところに記載しておりますが、結婚を希望する独身者の実情に沿った総合的な支援に取り組むため、出会いの機会の充実ですとか、拡大に取り組んでまいります。

106ページをごらんいただきたいんですが、出会い・結婚・子育て応援コーナーの機能の2の部分でございます。結婚支援の部分でございますが、こちらは見えてきた課題のところですが、多様なニーズに迅速に応えるため、自分に合った相手をより効率的に探せる仕組みが必要ではないか。出会いを成婚など成果につなげていくためには、イベントですとか、交際時にもきめ細かな支援が必要ではないかといった課題がございますので、次年度におきまして趣味ですとか、年齢層など一定の条件で相手を検索し、条件の一致した男女を引き合わせる仕組みの導入に向けましたマッチングシステムの構築、そしてイベントなどでアドバイスをしたり、それから交際時の支援を行うボランティアの養成を行ってまいりたいと考えております。

議案説明書の198ページを再びお願いいたします。

出会い・結婚応援事業実施委託料でございます。独身者を対象とした県主催の交流会の開催ですとか、それから独身者を対象とした婚活セミナーを開催するものでございます。

その次の出会い・結婚・子育て応援窓口運營業務等委託料は、応援コーナーの運営に関する経費でございます。来年度は相談対応に加えまして、独身者の出会いや婚活イベントをフォローするサポーターの養成、こういったことの支援、さらには独身者を出会いと結婚を応援する団体、そういった団体の活動を支援してまいりたいと考えております。

次の出会い応援システム改修等委託料は、先ほど申しあげましたマッチングができるようにシステムを改修するものでございます。

1つ飛ばしていただきまして、ライフプランセミナー開催等委託料というのがございますが、結婚前の年代にある男女にみずからの結婚を含めた子育てなど、ファミリープランをより具体的に考える機会を提供していただくためのセミナーを開催するものでございます。

次の出会いのきっかけ応援事業費補助金でございますが、こちらは市町村等々の出会いのイベントに対する補助でございます。

6、子どもの環境づくり事業費でございますが、こちらは子ども条例に基づき設置しております子どもの環境づくり推進委員会の委員報酬ですとか、子ども条例フォーラムの開催に要する経費でございます。

7の安心こども基金積立金は、基金の運用利息分の積み立てを行うものでございます。

以上で少子対策課の平成27年度当初予算額は2億9,039万7,000円でございますが、前年度と比べ15億4,077万円余りの減となっております。その主な要因としましては、新制度の関連で安心こども基金への積み立て、こういったもの、16億円余りございましたが、こちらが減となったことによるものでございます。

次に、補正予算の御説明をさせていただきます。右肩の番号④議案説明書、補正予算の84ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、9国庫支出金、11、少子対策費補助金は、国の補正予算で新たに創設されました地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金、こちらの受け入れと、安心こども基金に充当する子育て支援対策臨時特例交付金の額の確定に伴う減額でございます。

85ページをお願いいたします。

歳出のほうでございます。説明欄の1、人件費の市町村派遣職員費負担金は、市町村から当課に派遣されている職員の給与相当額を派遣元の市町村に対し負担するものでございます。

2の少子対策推進費でございますが、分析委託料の執行が見込みを下回ったものでございます。

3、地域子育て推進事業費についてでございますが、この中の子育て支援推進事業費補助金は、市町村における事業費が見込みを下回ったことから減額するものでございます。

次の安心子育て応援事業費補助金（地方創生）でございますが、こちらは市町村や団体、企業さんなどで行う子育て支援の取り組みに対して県単独で補助を行うものでございます。財源の一部に国補正で創設されました地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金の地方創生先行型、こちらを活用するために2月補正に計上させていただいております。

次の子育て世帯支援事業費補助金でございます。こちらは18歳未満の子供がいる子育て世帯に対する、例えば商品券の配付など、各市町村が実施する子育て支援策に対して補助するものでございます。こちらも国の地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金の地域消費喚起・生活支援型を活用して実施をするものでございます。

86ページをお願いします。

4、安心子ども基金でございますが、これは当初予定していた国の交付額の確定に伴い積立金の減額を行うものでございます。

87ページをお願いいたします。

地域子育て推進事業費につきましては、国補正予算対応のために繰り越しをお願いするものでございます。

補正予算は以上でございます。

少子対策課の説明は以上です。よろしくをお願いいたします。

◎川井委員長 質疑を行います。

◎岡本委員 子育て講座実施委託料ということで、額としては知れたものですが、夫婦で子育てを一緒にしていくことの講習、これはどんなものでしょうか。どういう形でやられていて、市町村がやられるところに補助するのか、県独自でやられているのかちょっとお聞きしたいんです。

◎西村少子対策課長 これは県のほうで委託をしてやっております、県の事業としてやらせていただいています。どんなことをやっているかということ、例えばリトミックという、例えば体を動かしたりとかいうもの、それから読み聞かせであったりとか、子供の育ちとおもちゃのかかわりとか、少しリトミックに近いんですが、幼児体育といったようなことをそれぞれNPOの団体とか民間の団体に、専門性を持っている団体をお願いをして、各地域で実施をしていただくということで、県が主催をしてやらせていただいております。

◎岡本委員 広報ですよ、知らせる手段としてはどのようなことで知らせているんですか。

◎西村少子対策課長 委託事業なので、団体のほうで募集もしたりしておるんですけれども、例えばうちであれば、「大きくなあれ」という、これ4万部ほど県内の幼稚園とか保育所とか学校なんか案内している広報紙なんかもございますので、そういったものでも宣伝もさせていただいておりますけれども、基本的には市町村などを通じて実施箇所などの要望を聞いて取りまとめた上で、団体をお願いをしてやってもらっている状況です。

◎岡本委員 開催実績はどんなものですか。それと、開催して来られる方、どれだけの人がこれを受けているのか。

◎西村少子対策課長 それぞれ微妙に回数とか違うのですが、例えば先ほど申し

上げました読み聞かせであれば、今年度の実績は6回開催しております。大体1カ所20人とか30人でございますので、6回で100人程度とお考えいただければいいかと思います。

例えばその次の子供の育ちとかおもちゃのかかわりについて、これは11回ほどやっております、それも大体10人といったような人数になろうかと思えます。大体そのような形で、回によって微妙に人数の集まりぐあいは違いますけれども、そんな形で進めさせていただいています。

◎岡本委員 これは大切なことだと思うので、ぜひ多くの県民に出席してもらおうような形をとっていただきたいということを申し添えておきます。

◎中根委員 保育士の確保について伺います。

この105ページの中に新たに保育士養成のために修学資金の貸し付けというのがありますよね。私の周りにも、保育士になりたい人はたくさんいるんです。ところが、正規採用がなかなかなくて、もう3年も4年も臨時の保育士として頑張っている。それから、すごい人は30年ぐらい臨時をずうっと回して大変なんだけれども、子供が好きなので何とかやっている保育士がたくさんいるんです。ですから、そういう意味では、保育士の養成ももちろんなんだけれど、今現在働いている保育士たちをちゃんと正規雇用にして、その上にやっぱり必要な保育士を養成することが大事じゃないかと思うんですよね。市町村なんかには保育士の正規雇用化、そういうのをきちんと申し入れていかない限り、幾ら補助をしても、なりたいたいと思っても、正規雇用でないので結局別の道に行く、そういうのは本当に多いですから、その点の手だては何か考えていらっしゃるかどうかお聞きしたい。

◎西村少子対策課長 念のために申し添えますと、保育士の確保、こちらの部分は長寿県構想に入れさせていただいているんですけれども、教育委員会の幼保支援課のほうで担当している業務でございますので、詳しくはそちらになろうかと思うんです。先ほどおっしゃられていた処遇改善、そういうことだろうと思うんですけれども、実は12月議会でも御説明させていただきました子ども・子育て支援新制度というのが来年度から始まります。その中で需要と供給をきっちり出した上で、不足の場合には確保していくということで市町村でしっかりやっていただくということがまずあると思います。それと、子ども・子育て支援新制度の中では、保育士の処遇改善ということがうたわれておりますので、そういった意味で給与費を改善、2.7%ぐらいだったと思うんですけれども、上げていくことで、全体の保育士の処遇も改善していくことになっておりますので、新制度の中でそれは国、県、市町村から出る補助金とか、そういった給付費の中で反映されていくと思うので、一定はいくと思うんです。あとは市町村がどうするかという部分については、教育委員会になろうかと思うので、新制度でも質の改善は図られるようになっておりますので、必要な部分についてはきっちり取り組んでいただくことになると思います。ちょっとそこは所管外になりますので。

◎**中根委員** 知っと思っていたらと思っ。高知市なんかは4割を超えて非正規ですの、保育士は質は高まっているんですよ。だけれど、正規雇用じゃないんです。そういう実態の中で保育士が不足しているから、どんどん施策として予算をつけることは悪いことじゃないんですけど、両方やっぱり全体の共通認識にして改善をぜひと思っました。

◎**桑名委員** 妊娠・出産支援講座実施委託料ですけれども、これはライフステージをどう組み立てていくかということで、私も1回質問したことがあると思っんですが、昨年とか、これまでどういった活動をしてきたのか、実績を教えていただきたいと思っます。

◎**西村少子対策課長** 実は初めての試みでございまして、国の地域少子化対策強化交付金を活用させていただいてやろうかと考えています。それと、実は昨年度、産婦人科学会のほうでこういったことに関する専門の先生が集まっただいて冊子をつくっているんですね。これは体の構造からいって、幼児、結婚前とか、妊娠したらどうなのかということコンパクトな冊子につくられていますので、そういったものも活用しながらやっていきたいなど。これは委員もおっしゃるように、いろいろ県民会議の中などでもそういった話がありまして、きちんとそういうことを知っただく機会を設けていきたいと私ども考えていまして、ちょうど今回国の交付金も活用できますので、ぜひやっていきたいということでございまして。

◎**桑名委員** 私もこういったことを、おとしですかね、1回質問させてもらっんですけど、大分が何か全国に先駆けて不妊防止、そういう教育というので、要は自分のライフステージの立て方がわからないから、気がついたときには晩婚、結婚していなかったということがあるんで、やっぱり教育というのは大事だと思っますし、またお願いしたいと思っます。

◎**中根委員** 関連。この今のお話の420万円ぐらいの経費というのは、その冊子をつくるところに大きな比重がかかっていますか。

◎**西村少子対策課長** 冊子というよりは、例えば会場の借り上げであったりとか、それから講師の先生を呼んで話をしていただきたいと考えていまして、単に素人が説明するわけにもいきませんので、産婦人科の先生、もしくは場合によったら助産師という専門の方になるかもしれません。そういった方をお願いをして、話しもしていただきたいと考えていまして、幾つかの会場で、1カ所じゃなくて、例えば幡多地域だとか、それから安芸とかもございまして。場所はちょっとまだ決めておりませんけれども、1回で終わるんじゃなくて、何回かやりたいと考えております。

◎**川井委員長** 以上で質疑を終わります。

〈福祉指導課〉

◎**川井委員長** 次に、福祉指導課の説明を求めます。

◎矢野福祉指導課長 福祉指導課でございます。よろしくお願いたします。

当課からは、平成27年度当初予算と平成26年度補正予算について御説明いたします。

まず、平成27年度当初予算を御説明いたします。

お手元の右肩の番号②と書かれました議案説明書の200ページをお開きください。

最初に、歳入について御説明いたします。

9款国庫支出金については、右端の説明欄をごらんください。生活扶助費等負担金は、福祉保健所所管の生活保護費に対する国の負担金で、負担率は4分の3となっております。

次の生活困窮者自立相談支援事業費等負担金は、平成27年度から正式にスタートする生活困窮者自立支援事業のうち、必須事業である自立相談支援、住居確保給付金の給付の2事業に対するものと、生活保護制度で新たに必須となった生活保護被保護者就労支援事業に対する国庫負担金で、負担率は生活保護と同じ4分の3となっています。

その次の生活困窮者就労準備支援事業費等補助金は、生活困窮者自立支援事業のうち、任意事業として県が実施する就労準備支援事業、家計相談支援事業、学習支援事業などに対する国庫補助金で、補助率は就労準備支援事業が3分の2、その他の事業が2分の1となっております。

また、今年度まではセーフティネット支援対策等事業費補助金で対応してきた生活保護自立支援プログラム関係の実施事業の国庫補助金につきましても、この補助金に含まれております。

次の社会保障・税番号制度システム整備費補助金は、国のいわゆるマイナンバー制度を活用することに対応していくために必要な生活保護電算システムの改修費用に対する国庫補助金で、補助率は3分の2です。

次の生活保護指導監査委託金は、生活保護実施機関に対する指導監査の実施に伴う人件費、事務費に対して定額交付されるものです。

下から4つ目にあります12款繰入金は、緊急雇用創出臨時特別基金を繰り入れるものです。今年度から5億円余りの大幅減となっているのは、今年度まで就労支援員の雇用や生活困窮者自立促進支援モデル事業等に充てられていたものを、生活困窮者自立相談支援事業費等負担金、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金に振りかえたり、事業そのものが廃止になったため、唯一今年度から新年度にかけて支給が継続される住宅支援給付金の分に対応するための繰入予定額で、県分及び市分の両方を含んでいます。

一番下から次の201ページにかけての14款諸収入は、生活保護費の返還金収入と臨時非常勤職員の社会保険料個人負担です。

続きまして、歳出予算を御説明いたします。

202ページをごらんください。

主なものについて、右端の説明欄を御説明いたします。

1、社会福祉施設等指導監査費は、当課職員の人件費のほか、社会福祉法人、社会福祉施設、介護保険事業所等の指導監査に要する経費です。

2、行旅病人死亡人取扱費は、身元のわからない病人、死亡人などの、いわゆる行き倒れになった方の救護や葬祭を行った市町村に対して交付金を交付するものです。ただし、中核市である高知市は対象外となっております。

3、生活保護費、生活保護費負担金については、高知市を除く10市において居住地がない、あるいは居住地が明らかでない方に、その市が生活保護を適用した場合に、その費用の4分の1を県が負担するもので、借家住まいの方が長期入院等により居住地を失った場合などに該当いたします。

生活扶助費以下の生活保護費につきましては、203ページをごらんください。

各扶助費の合計額は約39億円ですが、生活扶助費26%、医療扶助費65%と、この2つの扶助費で9割を超えます。なお、これは県分、町村在住の被保護者に対する生活保護費予算で、市分については各市で予算措置されることとなります。

本県の生活保護の動向ですが、長引く不況の影響により、平成10年から受給者数の増加が見られ、平成20年9月のリーマンショック以降、高知市などの市部を中心に一時的に急増したものの、最近は増加傾向に歯どめがかかってきており、町村分においては横ばいないし減少、市部においても減少が見られるところが出てくるようになりました。ことし1月現在の生活保護受給者数は1万5,642世帯、2万865人、人口1,000人当たりの保護率は28.2パーミルで、全国平均の約1.7倍となっております。本県の場合、高齢化や脆弱な産業基盤といった社会経済情勢から受ける影響が非常に大きく、今後とも雇用情勢の動向などを注視しながら、保護の必要な方には保護を適用するという保護の適正実施に努めてまいります。

次の国庫支出金精算返納金は、生活保護費の精算に伴う国庫負担金の返還金と緊急雇用創出臨時特別基金の事業活用のために取り崩し金が大幅減となったことに伴う基金復興財源の返還分です。

4、生活保護事務費は、生活保護関係非常勤職員の人件費、県内16の福祉事務所への指導監査、指定医療機関に対する個別指導などに要する経費ですが、そのうち生活保護電算システム保守等委託料は、福祉保健所における保護費支給や統計処理を行う生活保護電算システム等の保守管理を委託するとともに、マイナンバー制度を活用することに対応していくために必要な生活保護電算システムの改修、さらに医療扶助におけるレセプト管理システムの更新を委託するものです。また、レセプト管理システムの更新に関連して、備品購入費にサーバー等の機器更新費1,055万3,000円を計上しております。介護認定審査判定業務委託料は、保護を受けている40歳以上65歳未満の医療保険未加入者で末期がん、関節

リウマチ等、16の特定疾患により介護を要する方の介護度の判定業務を市町村等に委託するものです。

5、住宅手当緊急特別措置事業の緊急雇用創出住まい対策事業費補助金は、高知市ほか10市における住宅支援給付金の支給に対して、基金を原資として10分の10の県費補助金を行うものですが、ここでは今年度から27年度にかけて支給が継続される分についてのみ補助対象としています。27年度の新規分については、生活困窮者自立支援事業住居確保給付金の給付として各市が予算化いたします。

6、生活困窮者自立促進支援事業費は、平成27年度から正式事業となる生活困窮者自立支援事業の県分実施のための予算です。生活困窮者自立支援事業委託料は、町村社会福祉協議会に委託する自立相談支援事業の委託のほか、就労準備支援、家計相談支援事業の委託料となっています。また、生活保護被保護者就労準備支援事業についても、就労準備支援、家計相談支援とあわせて同じ業者に委託するため、こちらの生活困窮者自立支援関係に含めて予算化しております。住居確保給付金は、住宅支援給付金の給付が平成27年度から生活困窮者自立支援制度の中の住居確保給付金に振りかえられたため、県分、町村分の支給分を計上しているものです。事務費については、当課及び福祉保健所が生活困窮者自立支援事業を遂行する上で必要な経費で、福祉保健所において事務の一部を担う非常勤職員の雇用経費などです。

7、緊急雇用創出臨時特例基金積立金は、年度末に基金の財産運用収益を積み立てるためのものです。

以上、平成27年度の当課予算総額は43億4,881万5,000円で、対前年4億3,600万円余りの減となっています。これは生活困窮者自立支援事業の正式スタートに伴い、今年度までの市のモデル事業に対する県費補助金がなくなったことなどが主な要因です。

続きまして、平成26年度補正予算について御説明いたします。

お手元の右肩の番号④と書かれました議案説明書の88ページをお開きください。

まず、歳入予算の主な補正について、右端の説明欄を御説明いたします。

生活保護費等負担金の減額は、医療扶助費等の生活保護扶助費の減額に合わせるものです。セーフティーネット支援対策等事業費補助金の減額は、当該補助金により賄っている非常勤職員の人件費、旅費といった事務費の減額に合わせるものです。また、生活保護指導監査委託金の減額は、被保護世帯から抽出した世帯の家計調査実施に対する国からの委託金の減額に合わせたものです。

次に、歳出予算の主な補正を御説明いたします。

90ページをごらんください。

右端の説明欄に沿って御説明いたします。

1、生活保護費の生活保護費負担金は、高知市を除く10市に対して居住地がない、ある

いは居住地が明らかでない方に生活保護を適用した場合に、その費用の4分の1を県が負担するものですが、所要額が当初見込み額を上回るため、増額補正をお願いするものです。医療扶助については、所要額が当初見込みを下回るため、減額補正をお願いするものです。その主な要因は、入院、外来患者とも大幅に減少したことによるものです。国庫支出金精算返納金は、確定した平成25年度生活保護費国庫精算返納額について、生活保護費支出実績が予算額を下回り、結果的に当初見込み額を上回ることなどから増額補正をお願いするものです。支出実績が予算を下回った主な要因は、予算はこれまでの保護人員の伸び率で算定することから、被保護者についても増加見込みであったものが、実際には横ばいしないし若干の減少となったことによるものです。

2、生活保護事務費については、91ページにかけてとなりますが、生活保護事務を行うために必要な一般事務費が当初見込み額を下回ったこと、当初被保護者2名の実施を見込んでいた生活保護職場適応訓練の実績がなかったことなどにより、減額補正をお願いするものです。

91ページをごらんください。

3、住宅手当緊急特別措置事業費の緊急雇用創出住まい対策事業費補助金は、基金を活用して市に補助金を交付するためのものですが、市の住宅支援給付金支給実績の減などを主な理由として減額補正をお願いするものです。住宅扶助費は、県分の住宅給付支援金について当初見込みを下回ることにより減額補正をお願いするものです。

4、生活困窮者自立促進支援事業費は、県分の生活困窮者自立促進支援モデル事業経費で、10分の10の国の補助事業として実施いたしました。国の補助基準が当初見込みより大幅減となったことにより、歳出予算も変更後の国の補助基準に合わせて減とならざるを得なかったことから、この分の減額補正をお願いするものです。

5、緊急雇用創出臨時特例基金積立金は、歳入予算で御説明いたしました基金の利子収入232万6,000円を基金に積み増しするために、当初予算計上額との差額144万3,000円の増額をお願いするものです。

以上、平成26年度補正予算は1億5,194万9,000円の減額で、補正後の当課予算総額は47億2,949万7,000円となります。

以上で福祉指導課の説明を終わります。よろしくお願いたします。

◎川井委員長 質疑を行います。

◎高橋委員 生活保護費のところの数字を先ほど聞いたが、もう一回あそこを。

◎矢野福祉指導課長 ことし1月現在の生活保護受給者数、これは県全体になるんですが、1万5,642世帯、2万865人です。

◎高橋委員 18.2パーミルと言うたかね。

◎矢野福祉指導課長 人口1,000人当たりの保護率は28.2パーミルです。全国平均の約

1.7倍という形で、全国平均に比べますと、本県の場合、依然高い保護率にはなっております。

◎高橋委員 愛媛県はわからない。

◎矢野福祉指導課長 今ちょっと手元に数字がないものですので。

◎川井委員長 ほかにございませんか。

(なし)

◎川井委員長 以上で質疑を終わります。

以上で地域福祉部の議案を終わります。

《報告事項》

◎川井委員長 続いて、地域福祉部より6件の報告を行いたい旨の申し出があつておりますので、これを受けることといたします。

なお、第2期日本一健康長寿県構想バージョン4については、予算の説明の中で報告を受けましたので、ここでは残りの5件の報告を受けることといたします。

それでは、高知県高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業支援計画について、高齢者福祉課の説明を求めます。

◎中村高齢者福祉課長 危機管理文化厚生委員会資料、報告事項のほうをお願いいたします。

高齢者福祉課のインデックスのほうをお願いいたします。

それでは、今年度高齢者福祉課におきまして策定を行っております高知県高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業支援計画（案）の概要につきまして御報告をいたします。

この計画は、老人福祉法に基づく老人福祉計画と介護保険法に基づく介護保険事業支援計画を具体的に作成するものでございます。計画期間は平成27年度から29年度までの3年となっております。

2ページをお願いいたします。

3本の柱としております。その下に具体的な取り組みとして7項目を掲げておりますが、それぞれの内容につきましては、予算議案で御説明をいたしましたので、割愛させていただきます。

次に、3ページをお願いいたします。

介護保険等の現状と将来推計でございますが、まず左上の高齢者人口につきましては、平成32年の24万6,000人をピークに減少に転じますが、高齢化率は総人口が減少することから、以降も上昇する見込みとなっております。

右上の要介護認定者等については、平成26年10月の約4万6,000人超から29年度には約4万9,000人、さらに37年度には5万2,000人を超える見通しでございます。

下段は居宅介護支援と施設サービスの利用見込みでございます。

次に、4ページをお願いいたします。

こちらでは、介護保険3施設と介護専用の居住系サービスの整備計画をお示ししております。

まず、上段の広域型施設のうち、特別養護老人ホームは、29年度末には4,290床とする計画でございます。その内訳を下の表にお示ししております。第6期分としては164床、また第5期分のうち100床が27年度中に完成する見込みでございます。

右上の老人保健施設は83床を整備することとなっております。

下の囲みは地域密着型の施設でございます。認知症高齢者グループホームを第5期分の27床を含めまして81床、右下の地域密着型の介護老人福祉施設入所者生活介護、いわゆる地域密着特別養護老人ホームでございますが、29床整備する計画でございます。

右下に記載しておりますが、これらを合わせますと、第6期計画期間中に介護専用のベッドが457床整備されることになり、そのうち特別養護老人ホームは293床の増床となります。

次のページをお願いいたします。

県の支援計画では、圏域ごとの整備床数のみを記載することとなっておりますが、参考として市町村別の内訳をお示ししております。

6ページをお願いいたします。

第6期計画期間中の第1号被保険者の保険料は、2月25日時点の暫定値といたしまして、県平均で5,407円となっております。

その下のイメージ図ですが、これは第5期計画との比較分析をしたものでございます。実力ベースといたしますのは、市町村が積み立てている介護給付費準備基金の取り崩しによる保険料の抑制を行わなかった場合の保険料となっております。また、条例議案のところで御説明しましたように、第5期におきましては、介護保険財政安定化基金の取り崩しを行い、保険料の抑制を図ってまいります。

なお、右側には保険者別の一覧を掲載しております。右の端が第6期の保険料の暫定値でございますが、6,000円を超えたものは3町となっております。

次に、7ページをお願いいたします。

先ほど長寿県構想の中で御説明しましたので、省略させていただきますが、こちらのほうが特別養護老人ホームの入所待機者の状況となっております。

最後に、8ページをお願いいたします。

本県で必要となります介護人材需給ギャップを推計したものでございます。上段の需要推計(A)は、市町村の第6期計画におけるサービス見込み量をもとに算出したものです。

中段の供給推計(B)の②離職者数と③事業所間転職者数は、離職率と再就職率が現状

のまま推移するとの前提で、上段は全国の数値、下段は本県の数値を用いて推計をしたものでございます。

④の入職者数は、平成24年の入職者に将来の生産年齢人口の減少率を乗じたものでございます。

一番下の需給ギャップのところをごらんください。

平成24年を起点として将来における需給ギャップを推計するため、24年は需給バランスのとれたギャップゼロの想定となっております。また、離職者数や再就職者数について、現在の全国平均の率を掛けて計算したものが上段、下段は高知県の率を掛けて出したものとなっております。この推計によりますと、需給ギャップは平成29年には494人から591人、37年には830人から909人、介護職員が不足する見通しとなっております。この不足につきましては、予算のところでも御説明をさせていただきましたけれども、さまざまな取り組みを進めまして、埋めていくようにしていきたいと考えております。

以上でございます。

◎川井委員長 質疑を行います。

◎坂本（孝）副委員長 3ページですけど、高齢者の人口推計の表がありますけれど、この平成52年、高齢者が22万人で高齢化率が40.9%ということは、結局それだけ高齢者がふえて若者が減っているという状態、これは、非常に厳しい状態ですね。

◎中根委員 最後のページの介護人材のギャップ、不足数を聞いて、大変やと思ったのですけれど、本当に一生懸命介護職員をつくらなければ大変なことになりますね。県としての考え方を聞かせてください。

◎井奥地域福祉部長 こちらのほうの資料、8ページありますけれども、ここの中の真ん中のところですね、ここの参入促進の強化と、上の流出防止策の強化というところで、離職率は全国に比べて本県は若干低くなっていますし、再就職率は高くなっています。1つはこの流出防止策の強化というところで、事業者の経営者側が研修をさせて、一定スキルアップ、介護技術をつないだときに、給与体系上、特に男性は30歳から40歳の間にピークになるような形になっています。終身雇用制になっていませんので、そこでやめるという傾向が1つ出てきています。そのときに従業者にアンケートをとると、全国的にもやりがいのある仕事やと、ただ身体的なきつさとか、職場の人間関係とか、男性の寿退社という形で、将来の自分の賃金のことを心配されて、別のところへ行く。そこは給与と、あとやる気を高めるための研修によって少しでも、これも事業者側の姿勢にもよりますけれど、賃金的に給与体系をなだらかに上がっていく形に何とか持っていけないかと、これは坂本副委員長からも言われましたように、基本報酬で確実に補填していただくという政府への要望をやっていきます。

もう一つは、この参入促進策のほうの下の特に福祉人材センター、介護福祉士養成校、

県立学校卒業生ということで、景気が一定よくなっていくと、特に県立学校卒業生の方が減ってくるというところに、景気がよくなってくると、逆にさっき言ったように待遇面でいろいろ問題があると言われていまして、ここは減ってくる。あともう一つが、この介護福祉士の養成校、こちらのほうも73人、これ実際定数は120人ぐらいになっています。一番ピークのときは、制度スタート発足時は240人ぐらいの定数になっていました。ここを120人に見ますと、議会でも答弁しましたけれども、入学者自体は八、九割、まだ100人前後はいるんですよ。ただ、2年間の間、卒業する段階になると、途中でやめて別の仕事につくという方が多い。あと、先ほど地域福祉政策課から話がありましたけれど、福祉人材センター、こちらのほうの100人というのは、開設以来、大体100人から120人ぐらい一定している。この3つ、福祉人材センターのマッチング率の向上と介護福祉士養成校の入学者が皆さん卒業していただける形に持っていきながら、県立学校、キャリア教育の中で、特に子供のときから多世代住居で、おじいさん、おばあさんも自分のお父さん、お母さんが面倒を見よったという方、結構、専門学校へ行っている方が多いみたいなので、そういう部分を、長い取り組みになりますけれど、キャリア教育を推進していくと、この流出防止策を極力抑えていくと、このギャップとしている830人から900人程度となっていますけれども、これを埋めていく。職場としては公的保険が給与の源泉になりますので、一定安定しているということと、待遇面では賃金の幅がどうかという問題があります。あとお聞きするのは福利厚生面、一定こういう社会福祉施設関係、特に医療なんかはそうみたいですが、福利厚生面では比較的他の職種に比べると恵まれておるところが、意外と就職される学生さんには広く知られていないということも聞きます。実際、都会から帰ってこられてこういう養成校に入り直してやっている方にお話を聞くと、福利厚生面では意外と賃金は不満足にしても、福利厚生面では一定恵まれているというのを改めて認識しましたという声もあるので、その辺は県としても一定普及、広報していくことも、教育委員会とタイアップしながらやっていきたいと考えています。

◎川井委員長 ほかにございませんか。

(な し)

◎川井委員長 以上で質疑を終わります。

次に、第4期高知県障害福祉計画について、障害保健福祉課の説明を求めます。

◎福留地域福祉部副部長（総括）兼障害保健福祉課長 障害保健福祉課でございます。よろしくお願いたします。

第4期障害福祉計画につきまして、12月の当委員会で骨子等について御説明をさせていただきましたが、その後、障害者施策推進協議会での議論やパブリックコメントを経まして、計画の案が固まりましたので、御説明させていただきます。

別冊で計画案の本体をお配りしておりますが、主な内容につきまして、別とじの報告事

項の資料、障害保健福祉課のインデックスがついております第4期障害福祉計画（案）の概要で御説明をさせていただきます。

まず、計画策定の趣旨等でございます。この計画は、障害者総合支援法に基づきまして、障害のある人にとって必要な障害福祉サービス等の提供体制が計画的に整備されることを目的としており、サービスの見込み量等は市町村の計画を積み上げて設定しているものでございます。

計画の期間は、介護保険の計画と同様に平成27年度から29年度までの3年間でございます。

また、計画が目指す方向は、障害のある人もない人も互いを尊重し、支え合いながら安心して暮らすことができる共生社会と高知型福祉の実現としております。

次に、計画期間中における重点的な取り組みのポイントを3つ掲げてございます。

まず1つ目が、中山間地域におけるサービスの確保、2つ目が一般就労の促進等、3つ目が障害児支援の充実でございます。以下、この3つのポイントについて御説明をさせていただきます。

2ページをお願いいたします。

中山間地域におけるサービスの確保でございます。

まず、現状と課題ですが、右上のグラフにございますように、就労支援などの通所サービスやグループホームの整備は、これまで県全体では着実に進んできております。しかし、中山間地域では事業所の参入を促してきましたが、採算が厳しいことなどから参入が余り進んでおらず、通所サービスがない町村が右下の地図の黒いところですが、8町村となっております。

今後の対応方針としましては、まず市町村のサービス見込み量を踏まえまして、右の中ほどにありますように、今後3年間で通所サービス事業所を新たに29カ所、またグループホームも新たに74人分整備をすることとしております。この目標の達成に向けまして、中山間地域において新たに事業所を開設する事業者への助成なども引き続き行いながら、整備を進めてまいりたいと考えております。

また、サービスの利用者が少なく、事業所の参入が困難な地域では、あったかふれあいセンターなどを活用することで、必要なサービスを確保していきたいと考えております。

3ページをお願いいたします。

一般就労の促進等でございます。現状と課題ですが、長寿県構想のほうで御説明させていただきましたように、障害のある人の就職件数、あるいは就職率、そして離職している状況、それから障害者施設の平均工賃、こういった状況でございます。

今後の対応方針といたしましては、一般就労がさらに進みますよう、就労支援事業所の整備を図りますとともに、福祉施設からの一般就労への移行を促進していくこととしてお

ります。このため、右下にありますように、平成29年度における福祉施設から一般就労に移行する人の目標を84人としております。また、福祉施設の工賃がさらに向上しますよう、施設の作業内容の見直しや支援職員の資質向上の取り組みを支援することとしております。

4 ページをお願いいたします。

最後に、障害児支援の充実でございます。現状と課題ですが、障害児の通所支援事業所の参入を促してきましたところ、右のグラフにありますように、放課後等デイサービス、こちらのほうは整備が進んできましたが、就学前の児童を対象とした児童発達支援や保育所等訪問支援につきましては、専門的な人材が不足していることなどから、余り整備が進んでいない状況となっております。このため、今後の対応方針としまして、できるだけ早い時期から身近な地域で適切な療育支援が受けられるよう、障害児支援の専門的な人材を育成するとともに、障害児通所支援事業所の整備を図ることとしております。

主な取り組みにつきましては、中山間地域をモデル地域としまして、保育所等において障害特性に応じた適切な支援が行える体制づくりを支援しますとともに、発達障害者支援センターの地域支援機能の強化により、専門的な人材の育成などに取り組むこととしております。

また、障害児通所支援事業所の整備は、右の囲みの中にございますように、今後3年間で新たに28カ所を整備することとしておりまして、中山間地域で新たに事業所を開設する事業者への助成なども行いながら、整備を進めてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

◎川井委員長 質疑を行います。

◎田村委員 福祉施設から一般就労への移行ですよ、いずれにしても、思いはわかりますけれども、やっぱり障害特性は一気になくなるわけじゃありませんので、やいやい言うとか、言葉は悪いですけど、そういうことではかえって安定した状況になりにくいということもあるし、それからもう一つは、余り整備が整わんうちにやると、離職するということもあるので、就職したい人の追跡調査もして、何が原因で離職したのかということをや、丁寧にやって、こういう形のを各分野でとっていただきたいと思いますが。

◎福留地域福祉部副部長（総括）兼障害保健福祉課長 就労継続支援等の事業所が県内にたくさんございまして、そちらのほうからの一般就労への移行ということでございますが、もちろん御本人が就職を希望している場合にこういう支援をさせていただくというのは、もちろんのことでございますが、御本人の意欲を引き出していくことも大切でございますので、施設のほうで支援をする中で、丁寧に行っていきたいと考えております。

また、就職された方も離職も大きな課題としてございますので、就職後のアフターケアも施設のほうで行っていただけるような体制も今後整備をしていきたいと考えているとこ

ろでございます。

◎**田村委員** ぜひ就職して、そこで少し行き詰まってやめたときに、またもとの施設でも、例えばもう一回やり直せよというような扱いよね、そういったことも配慮していただきたいと。一回行って、そこを離職したらもうそのまま放り出されるということではいけませんので、あくまでもそうした人たちの自立生活へのこれからの歩みを丁寧に見ていただくという行政からの支援をお願いしたい。調査も機械的にじゃなくて、きちっとそれなりに相談をして、就職がいいような方向になるよう、ぜひとも願っていただきたいと思います。

◎**川井委員長** ほかにございませんか。

(な し)

◎**川井委員長** 質疑を終わります。

次に、南海学園における入所者に対する不適切な処遇について、障害保健福祉課の説明を求めます。

◎**福留地域福祉部副部長（総括）兼障害保健福祉課長** 障害者支援施設南海学園における入所者に対する不適切な処遇事案の対応状況につきまして御報告をさせていただきます。

本日お配りをしました障害保健福祉課の資料をごらんいただきたいと思います。

資料には、これまでの一連の経過を記載しておりますが、12月の当委員会で御説明した内容を除きまして御説明をさせていただきます。

まず、12月の委員会の時点では、まだ調査中でしたため、御報告できなかったものとしまして、11月19日から4日間実施をいたしました南海学園に対する監査について御説明をいたします。

これは11月中旬に県に対しまして、居室施設等の身体拘束とは別の内容で入所者が虐待に当たるような行為を受けていたといった通報がありましたことから、南海学園の全職員を対象に現在及び過去の虐待の有無について個別のヒアリングを実施したものでございます。その結果、明らかに虐待に該当する行為についての確認には至りませんでした。

次に、1つ飛びまして12月24日でございます。11月に法人から提出されました改善報告書の内容の充実・強化による入所者の方々の処遇改善の早期実現に向けまして、私が法人本部を訪問しまして、理事長等に対して県としての申し入れを行いました。

申し入れの内容は、1点目は、やむを得ず身体拘束を行う場合の3要件についての厳格な執行及び関係法令の遵守に関する関係職員全員への徹底。2点目が、身体拘束の解消に向けた委員会に外部委員の視点を導入する必要性。3点目が、夜間における職員体制の強化の必要性。4点目が、保護者への対応の改善でございます。

これに対しまして、理事長等からは、申し入れの内容に沿って改善等の取り組みを進め

るといった発言がありました。

そして、1月6日には、今回の南海学園の事案、また全国の障害者支援施設等の監査及び実地指導時の際の身体拘束の確認体制のあり方の調査結果などを踏まえまして、確認体制の充実・強化を図りますため、事前提出資料の内容を人数、拘束の形態等、詳細な記載に改めるとともに、身体拘束の確認について抽出による確認から、全ケースの確認に改める見直しを行いました。

その後、1月19日から22日までの4日間、南海学園に対する監査を実施いたしました。これはそれまでの立入調査では身体拘束の必要性を判断した際の記録が十分に確認できなかったことから、任意の調査から法に基づく監査に切りかえ、管理職員及び直接支援職員を対象にやむを得ず身体拘束する場合の3要件に係る現在及び過去の認識等について個別のヒアリングを実施したものでございます。

また、1月27日と29日には、国の強度行動障害支援者養成研修の講師等を務めている県外の4人の専門家に対しまして、南海学園が設置している身体拘束の解消に向けた委員会の外部委員への就任について県から協力依頼を行いました。4人の専門家全員に委員就任の了解をいただいております。4人の専門家が参加した身体拘束の解消に向けた委員会は、4月から開催されることとなっております。

なお、南海学園におけるこの委員会は、4人の専門家のほか、弁護士1人、県内の大学教授2人、保護者会長の合計8人の構成となる予定でございます。

2月16日と17日には、県が強度行動障害支援者養成研修を開催いたしました。この研修は、強度行動障害のある方に対し適切な支援を行うことができる人材育成を目的として、県内の障害者支援施設等の職員を対象に今年度から開催することとしたものでございまして、南海学園からも職員3人の参加がございました。

そして、2ページ目でございますけれども、3月6日には、1月に実施をしました監査結果などに基づきまして、法人に対して、障害者総合支援法第49条第2項に基づく改善勧告を行いました。この理由としましては、職員の個別ヒアリングの結果は、身体拘束を行っている間の入所者に対する見回り観察や身体拘束の必要性について了解での職員の話し合いと管理職員による組織としての判断が行われていたことなどが認められたことから、やむを得ず身体拘束を行う場合の3要件に明らかに適合しないとまでは言えないものでございました。しかし、やむを得ず身体拘束を行う場合の必要な事項の記録などといった厳格な手続がとられていなかったことや、定時の時間帯に入所者の居室への施錠がなされている事例などもあり、一時性の判断根拠が書類上明確にできていない以上、行き過ぎた面があったのではないかと疑われても仕方のない状況があったこと、あわせて身体拘束に関する記録が十分に なされていなかったということは、施設基準に違反するものであり、組織として法令遵守、コンプライアンスの徹底が図られていたかという点からも懸念が残る

ところであることなどから、改善勧告を行ったものでございます。

なお、改善勧告と文書指導とで異なる点は、改善勧告の場合、期限内に改善されなかったときは、改善命令に移行することができ、より強力な指導力を発揮できるところでございます。

改善勧告の内容としましては、1点目がやむを得ず身体拘束を行う場合の3要件の厳格な執行並びに関係法令の遵守に関する全職員への周知徹底を図ること。

2点目が、身体拘束の解消に向けた委員会への外部委員の参画及び同委員会において利用者の障害特性等に応じた支援内容や支援技術に関する評価等を行うなど、身体拘束の解消に向けた取り組みを継続すること、強度行動障害者への支援の専門性の向上を図ること、身体拘束の解消に向けた委員会において課題の根本的な原因について検証を行うこと。

3点目が、事故のない安全・安心な施設運営ができるよう夜間の職員体制の強化等を図ること。

4点目が、権利擁護の視点から保護者への説明責任を果たすため、保護者と緊密なコミュニケーションを図り、信頼関係の構築を図ることの4点でございます。

2の今後の対応といたしましては、改善勧告に基づく改善の取り組みが確実に行われますよう、取り組み状況を定期的に確認するとともに、引き続き指導に努めてまいります。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

◎川井委員長 質疑を行います。

◎田村委員 この資料からいくと、改善勧告の期間は様子を見るというか、どれくらいを見ていますか。

◎福留地域福祉部副部長（総括）兼障害保健福祉課長 今回行いました改善勧告につきまして、法人からの改善の報告を3月31日までにを行うように求めています。改善報告を行う際には、法人の理事会等でもその議論をした上で報告をしてくださいという内容にしております。

◎田村委員 そこまで進んでおれば、終わりと思うのですが、利用者の皆さんの障害の状況からして、ここへ移管したときには大変信頼をしておったものが、結果的にこういうようなことを起こしたんで、これは法令遵守ということがだんだんと緩んできたんであろうし、それから利用者の方との、全部が全部じゃないかもわかりませんが、そこに信頼関係が崩れたということもあるので、とにかく本来契約を当初したときのサービス、個人の計画とか、そうしたものに基づいてきちっと遵守できるというところへ行き着くまで、こういう一つの対応をしていただきたいと思います。

◎福留地域福祉部副部長（総括）兼障害保健福祉課長 法人指導、社会福祉法人の指導に関しましては、県がまたがるということで、厚生労働省でございますけれども、今回の事

案につきましては、南海学園という施設のことでございますので、県のほうで改善勧告を行ったものでございます。

◎**田村委員** いずれにしても、利用者の皆さんが安心してしてと、平凡なことかも知れませんが、本来の契約当初のときのように安心して任せるような一つの環境をつくっていくことに格段の御努力をお願いしたい。

◎**溝渕委員** 御苦勞でございます。外部の4人の専門家も入れてやっていくということで、いい形になっていくのではないかと思います。まず基本的に、今の南海学園の障害者の年齢構成はどうなっていますか。それと人数、全体。

◎**福留地域福祉部副部長（総括）兼障害保健福祉課長** 入所されている方の人数は68名でございます。平均年齢がちょっと今手元にはございませんので。

◎**溝渕委員** 私も近くですので、ずっと県には要請もして、なかなか出るところがないからということで努力もして延ばしてきた年齢もあるわけです。年齢も相当高くなってきたこともあるんだろうと思いますし、なかなか今回のことは残念に思うんですが、実際にいろんな内部での努力の中でなかなか大変だったという話もよく聞かれて、それから実際今日までに職員を引かれた方は何名ぐらいおいでますか。

◎**福留地域福祉部副部長（総括）兼障害保健福祉課長** 今回、改善勧告するに当たって実施をしました職員からの聞き取り調査、こういった中でも職員がかなり入れかわりがあったということで支援の技術が蓄積されていかないといった課題もあると聞いておるところでございますが、これまでの離職した人数については、ちょっと県として把握をしておりません。

◎**溝渕委員** いい形にどうしてもしなければなりません。本当は高知県内の方を中心にやれないかということで、特に保護者の方は、議論もした時代もあったんですが、最終的に県内でやっていただく方がどうしても出ないということで今の形になった経過もありまして、みんなが介護からいろんな関係でもそうですし、大変な仕事ですので、それから離れるほうに行ってしまったら、また大変なこともありますので、こういう新しい体制でいい形で外部の人も入れて、大変な部分も本当にあると思いますけれど、調整しながらやっていってほしいと思いますね。私もよく行ったりもする時代もあったんですが、保護者の方との関係は今十二分にいつているのですか。南海学園へ入れたら、保護者が後はほとんど来ないとかという時代もありましてね、やっぱりそれではだめだということで、最近では保護者の方もいろんな催しをやる時にも集まって、いろんな協議もされているというお話もよく聞くようにはなってきたんですが、組織の中、保護者の方との関係は大体いいですか。

◎**福留地域福祉部副部長（総括）兼障害保健福祉課長** 南海学園のほうで保護者会が開かれておるわけでございますけれども、保護者の方もかなり高齢化をされておると聞いて

おりまして、参加者がふえていくというよりも、減っていつているような状況にあるとお聞きをしております。そうした中で、保護者会に来られていないような方々にも、情報が提供されるようにしてもらいたいというお声も県のほうに上がってきておりますので、そうした保護者の方々の御意向も踏まえまして、今回、改善勧告の4点目になりますけれども、保護者の方にも説明責任を果たすことと、緊密なコミュニケーションを図っていく、こういう点について改善勧告の中に入れた経緯がございます。

◎溝渕委員 最後ですが、改善勧告をされて、どうあってもいい形になっていってほしいと思うんですが、部長に最後聞いておきたいんですが、南海学園については、今までの歴史の中でもいろいろあったわけなんですけど、実際には年齢が上がっていつてなかなか仕事ができないのです。障害者での仕事ができないということで、もう高齢の施設までという保護者も私たちにはあるんですね、こういう施設がないと、もうどこも行くところがないのだと。高齢者の施設まで行政としてはやってもらわないと困るという話も聞こえてくるのです。全国的にはどんな感じですか、南海学園のような、本当にみんなが御苦勞をしていかないかん部分なんですけど、こういう施設なんかも全国的にはもうできてきているんですか。

◎井奥地域福祉部長 施設サービス、こういうところの入所といった形から、基本的には国の流れとしては地域へ移行、在宅へ移行という基本的な流れはあると思います。ただ、現実の問題として、委員おっしゃられたように、それを面倒見られる方が高齢化して、難しい面があるということで、全国でもそういう受け入れという形でもって心配される事態がどこの県も出てきているのじゃないかなと思います。そうしたときに、今副部長からもありましたけれども、何とか入所者の処遇はもちろんですけれども、保護者の方の理解を得られるような形でサービスを引き続き安定して続けていくというのが1点。あともう一点は、地域に行こうとしても、そういう保護者のこととか、経済的な部分を考えてときに難しいといったときに、どういうサービスの維持確保策があるのか今後また検討して、他県の事例なども勉強しながら、国のほうに案として何かしら、介護の問題もそうですけれども、新たなサービスの形態みたいなものが考えられるのであれば、また政策提言も考えていきたいと思っております。委員がおっしゃられていることは、重々今後の課題としては認識をよくいたしております。

◎溝渕委員 本当に課題としてこれから全国の状況も見ながら努力ということで、もとは南海学園は子供さん方の施設だということで、私も長いことになったんですが、保護者会から頼まれて、その年齢を延ばしてくる、行くところがないんだということで、今まで来た経過もありますので、なかなか皆、大変だと思いますが、やっぱりみんなで守っていかないといかんと思います。

◎川井委員長 溝渕委員、先ほどの南海学園の入所者の年齢構成についてのデータは構

いませんか。

◎**溝渕委員** いいです。

◎**中根委員** 御苦労さまです。私は小学部というか、年齢の低い子供さんたちもいらっしやるように認識をしていますが、そうした点で専門家の育成という点で、これ随分多くの職員の皆さんが入れかわっているというあたりでは、本当に質的に皆さんが仕事をしながら、その質も高めるような時間帯をどのようにとっていくかが、南海学園のような施設の中では一番求められていることだと思います。皆さんがそういう意欲を持っていても、夜勤明けで次の何か研修をするのに、じゃああなたそのまま研修に入ってねと言われても、ちょっと無理だろうと。そういう何か体制の整い方で施策のはざままで制度的に保障されていないという部分が今やっぱりあるのですかね。

◎**福留地域福祉部副部長（総括）兼障害保健福祉課長** 福祉職場の職員の方々が研修を受けたいといった場合に、その職員体制がどうしてもローテーションで決まっておりますので、そういった中にうまく組み込むことができるかどうかというところが大きな課題になっていると思います。

今回、南海学園でも身体拘束の解消に向けて委員会のほうで、サービスの質を高めていくというところに重点を置いて検討がされていくものと思います。こうした中で、職員研修のあり方についても、あわせてこれまでの取り組みについて検証していただいて、今後のよりよいあり方についてまた提言をしていただく等、そこはぜひ外部の4人の専門家の方というのは、厚生労働省から御紹介を受けた方を法人のほうに、県を通じて御紹介したという経過もありまして、そういった点において、高い専門性の観点から助言もいただければと思いますので、そこは県としても引き続きそういった検討の中で、その職員研修のあり方もきちんと検討がされるように見ていきたいと思っています。

◎**川井委員長** 以上で質疑を終わります。

次に、児童虐待死亡事件について、児童家庭課の説明を求めます。

◎**森児童家庭課長** 児童家庭課でございます。よろしくお願いをいたします。

それでは、本日お配りしました児童家庭課の資料のほうをごらんください。

昨年12月25日に香南市でありました児童虐待死亡事件につきまして御報告いたします。

本県で再びこのような痛ましい事件が起きたことは、極めて残念で悔しい思いがいたしますとともに、大変重く受けとめています。お亡くなりになった衣斐瑠維さんに対しまして心より御冥福をお祈りしております。

まず、事件の概要について説明をさせていただきます。

平成26年12月25日午後2時ごろ、香南市の住居において被告人両名が本児の両足と両手を縛り上げ、口にガムテープを張りつけて、体を敷き布団で巻いて放置し、午後2時半ごろ上気道閉塞による窒息により本児が亡くなられております。

次に、中央児童相談所と高知市子ども家庭支援センター等による対応経過でございます。

平成24年2月23日に、父の精神状態が不安定となり、警察に保護されることがあり、同時に本児はショートステイの利用を開始しております。

2月27日には、中央児相が高知市子ども家庭支援センターからのケースの送致がありまして、この日から中央児相のケースとしての対応が始まり、2月29日には緊急一時保護を実施し、4月27日に児童福祉施設に措置をしております。その後約1年間、保護者と児童との関係調整として、家族再統合プログラムなどを行い、ケース会を行った上で、平成25年3月30日に施設措置を解除しまして、その後在宅で約1年半の間、家庭訪問などを行い家庭を支援してまいりました。

平成26年9月30日に高知市に説明し、了解の上、県から高知市へケースを引き継ぎ、その後は高知市において対応することとなりました。その後、10月6日には警察から中央児相に虐待通告がありましたが、その日のうちに警察において妹の体にあざやけがなどないことを直接目視で確認しております。

また、同じ10月6日には、母、本児、本児の妹が女性相談支援センターに入所しましたが、9日には自宅に帰っております。

11月12日に家族が事件のあった香南市の住居に一時的に移り、加害者の父の妹と同居が始まり、翌13日には高知市子ども家庭支援センターが香南市の住居へ家庭訪問を実施し、12月9日には家族で高知市を訪れておりますけれども、これが高知市が子供を目視した最後となり、12月25日にはこのような結果となっております。

事件の概要については以上のとおりでございます。

次に、検証委員会について説明させていただきます。

高知県・高知市児童虐待死亡事例検証委員会は、今回の事案を受け、児童相談所や高知市の対応の問題点を検証し、今後取り組むべき課題や方策を検討し、再発防止に資するために県と高知市が合同で設置をしたものでございます。

委員ですが、今回の事案においては、児童相談所、高知市の保健福祉等の関係者がかわっていたことなどから、対応する各分野から10名の委員の皆様に就任をいただきました。また、継続的な検証の必要性から、前回南国市で起きた事案のときに委員をされた3名の方に継続をして就任していただいております。

検証項目としましては、それぞれの段階での手順や対応は妥当であったかという点で、児童相談所の対応としましては、一時保護から措置解除まで、そして高知市へ移管するまでの支援内容や高知市へ移管をする判断、高知市の対応としましては、高知市の在宅支援の内容と家族の状況把握、高知市の関係部署による見守り状況、そして県と高知市については連携のあり方などを検証していただくこととなっております。

次に、開催経過と今後の見通しです。

1月の第1回の会議で事例の概要説明、検証項目の検討、スケジュール確認等を行いました。2月には児童相談所に対するヒアリングを2回行い、第2回検証委員会において児童相談所の対応について意見交換をしました。これから先、月一、二回程度の検証委員会と高知市や関係機関からのヒアリングを行うこととしております。そして、5月末には報告書を取りまとめていただく予定となっております。

以上で報告を終わります。よろしくお願いいたします。

◎川井委員長 質疑を行います。

◎桑名委員 これはこの検証の結果、報告を待たなければわからないと思うんですけど、少し教えてください。この経過を見る限り、何か父親のほうが虐待をしていたというようなイメージであるんですね。この母と子供たちがそれから逃れるという感じだったんですけども、最終的にはこの母とおばが事件を起こしたわけなんですけれども、その相談所としてはこの家族全体で、この家族は危険なのかというのを見るのか、この父親が危険なのかと見ると思うんですけども、この報告書だけを見て事件が起こるまでを見れば、父親が危ない状態であったということで、父親だけをマークしていたのか、それかこのお母さんも含めて、この家族は危ないと思っていたのかといった、そこら辺、言える範囲で言っていただきたいと思います。

◎森児童家庭課長 今まで記者会見ですとか、そういったところで御報告させていただいた内容の範囲になろうかと思うんですけども、当初身体的な部分でいいますと、高知市が対応しておりましたときに、平成26年1月、2回ほど顔に小さいあざがあるとかということがございました。高知市はそれについては虐待という形では認定をできておりません。児童相談所にケースが移って、2月に移ってきたときも、児童相談所からその点について当然追求をいたしました。不注意という中で起きたというお話でして、児童相談所でも虐待認定には至っておりません。最終的にはネグレクトということで認定をしておりますが、当然そういった部分についても気をつけなければいけないところだという形の中で対応は進めておりました。いずれにしても、そのけがなりあざの話は、父親に関連するような話でございました。母親については、結局児童相談所でケースを持っていたのは、平成26年9月30日までなんです。その間に母親から何か身体的な虐待とかがあったという情報は、児童相談所はつかんでおりませんでした。状況としてはそういう状況でしたので、リスクということであると、母親に対してはその面では相対的には低かったのかなと。

◎桑名委員 最終的にどうしてこのように至ったかというのは、いろんな裁判とか何かの中で出てくると思うので、そこで待たなきゃいけないと思いますけれども、私のほうからは結構です。

◎川井委員長 以上で質疑を終わります。

次に、高知県次世代育成支援行動計画の改定について、少子対策課の説明を求めます。

◎西村少子対策課長 それでは、報告事項の赤ラベル、少子対策課のところをお願いいたします。

高知県次世代育成支援行動計画の改定についてでございます。

1 ページにつきましては、12月議会の際に少し御報告をさせていただいているところでございますけれども、こちらの少子化の進行の部分の右をごらんいただきますと、県民世論調査では約9割の方が少子化を深刻な問題と考えている状況でございます。

こうした中で、少子化対策を抜本強化していくには、結婚から子育てまでのライフステージに応じた各段階における課題事項を整理し、目標を持って取り組みを進めることが何よりも重要と考えております。

下のところに結婚・妊娠・出産・子育てと書いておりますけれども、例えば結婚に関しては生涯未婚率や平均初婚年齢の上昇が顕著でございますので、独身の方が希望の時期に結婚できるよう実情に応じた支援が必要となろうかと思っております。

また、子育ての面では仕事と育児の両立が困難などなどの声がございますので、そういった支援を行うことによりまして、理想と現実の子供の数の乖離をなくしていく、そういったことが必要かと考えております。

このため、来年度から5年間の次世代育成支援行動計画では、中段のほうに書いておりますけれども、「誰もが希望の時期に次代を担う高知の子どもを生み育てやすい環境づくり」、こちらを目標として取り組むこととしております。

2 ページ目をお願いいたします。

計画の目標のところでございます。少子化対策は息の長い取り組みとなりますので、長期的な視点に立ち、行動計画に掲げる目標の達成に向け、施策の効果や成果などについてしっかりとフォローアップしていくことが必要となります。このため、目標の達成に向けましては、目指すべき3つの社会像、①、②、③と書いておりますけれども、①誰もが希望する時期に安心して結婚・妊娠・出産・子育てできる社会、②に全ての子どもの生きる力を育むことができる社会、③に地域社会が一体となり世代を超えて子育てを支え合う社会、これらの社会像のそれぞれに個々の取り組みに対する取り組み目標を設定することに加えまして、3つの目指すべき社会像ごとにも成果指標を定め、計画の進捗管理を行ってまいります。

個別の具体の目標は3ページ、4ページにそれぞれ少し細こうはなっておりますけれども、それぞれの項目、施策に合わせてそれぞれ項目を入れさせていただいております。

2 ページにお戻りいただきたいと思っておりますけれども、こういう形で目指す像に対する成果指標も定めて計画の進捗管理を行ってまいります。今後P D C Aという形のサイクル

をしっかりと回しながら行動計画の推進に向けて取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

なお、資料にございませんけれども、国のほうではまち・ひと・しごと創生の関係で長期ビジョンと総合戦略、2015年から2019年までの戦略が出されておりました、こういったものも踏まえ、来年度におきましては、本県の実情に応じた県版の総合戦略が策定されることになろうかと思っております。

国の総合戦略の基本目標の一つの中に、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる、そういった目標が掲げられておりますので、今回の県版の計画を策定する際においても、この基本目標を参考にしながら、成果指標などを定めたところでございます。

報告は以上でございます。

◎川井委員長 質疑を行います。

(なし)

◎川井委員長 質疑を終わります。

以上で地域福祉部を終わります。

◎高橋委員 児童家庭課の森課長のほうに、児童手当の関係で資料の提出を求めましたが、取り消しをしたいと思いますので。

◎川井委員長 事務局のほうでそのように取り計らいをいたします。

お諮りいたします。

以上をもって、本日の委員会は終了とし、この後の審査については明日行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なし)

◎川井委員長 それでは、以後の日程については、明日の午前10時から行いますので、よろしく願いいたします。

本日の委員会はこれで終了いたします。

(17時2分閉会)